



0031435-000

CM13-373-01

滿洲国関税法令集

滿洲国經濟部協会・編

三省堂

康德6年6月1日現在

昭14

AEB



147
844

國經濟部協會編纂
六年六月一日現在

滿洲國關稅法令集

三省堂發行

CM 13
373
01

455



滿洲國經濟部協會編纂
康德六年六月一日現在

滿洲國關稅法令集

三省堂發行



滿洲國關稅法令集 (日文)

目次

關稅法	一
關稅法施行規則	一
關稅法第二十八條第一號ノ施行ニ關スル件	二八一
關稅法第二十八條第二號ノ施行ニ關スル件	二四九
關稅法第二十八條第三號ノ施行ニ關スル件	二六三
關稅法第二十八條第四號ノ施行ニ關スル件	二六六
關稅法第二十八條第五號ノ施行ニ關スル件	二六七
關稅法第二十八條第六號ノ施行ニ關スル件	二六九
關稅法第二十九條第一號ノ施行ニ關スル件	二七〇
關稅法第二十九條第二號ノ施行ニ關スル件	二七三
關稅法第二十九條第三號ノ施行ニ關スル件	二七三

二

關稅法第二十九條第三號ノ施行ニ關スル件 二七六

關稅法第二十九條第四號ノ施行ニ關スル件 二七六

關稅法第二十九條第五號ノ施行ニ關スル件 二八〇

關稅法第三十條ノ施行ニ關スル件 二八一

關稅法第三十四條ノ施行ニ關スル件 二八三

關稅法第三十五條ノ施行ニ關スル件 二八六

關稅法第四十條ノ規定ニ依ル陸接國境地域ノ範圍ニ關スル件 二八七

關稅法施行規則第五十九條ニ規定スル申告書ニ記載スベキ品目ノ
區分及數量ノ單位ニ關スル件 二八七

第一種開港ノ指定ニ關スル件 四二二

第二種開港ノ指定ニ關スル件 四二三

稅關驛、稅關飛行場及通關局一覽表 四二五

特派官吏手數料ニ關スル件 四二六

移出申告書ノ様式ニ關スル件 四二七

關稅犯搜查執行稅關官吏又ハ稅關巡役ノ攜帶スベキ
證票ノ様式ニ關スル件 四二九

康德四年經濟部令第七十二號ニ依ル法人ノ承認ニ關スル件 四三〇

(參考)

國務院各部官制抄錄(民生部、經濟部、交通部) 四三一

民生部分科規程拔萃 四三七

經濟部分科規程 四三八

交通部分科規程拔萃 四三八

稅關官制 四四〇

稅關管轄區域 四四四

稅關分科規程 四四八

稅關分關ノ名稱及位置 四五三

稅關分卡一覽表 四五四

雄基、清津及上三峰ニ於ケル稅關事務開始ノ件 四五五

羅津ニ於ケル稅關事務開始ノ件 四六

海上警察隊官制拔萃 四六

海上警察隊ノ位置、編成及管轄區域 四七

●關稅法 (康德四年十二月二十日勅令第四百五十九號) 改正 (康德六年六月一日勅令第二百二十五號)

目次

第一章 總則

第一節 課稅及徵收

第二節 徵收ノ免除

第三節 異議及訴願

第二章 物品

第一節 通關則

第二節 積置及作業

第三節 通關則

第三款 指定保稅區域

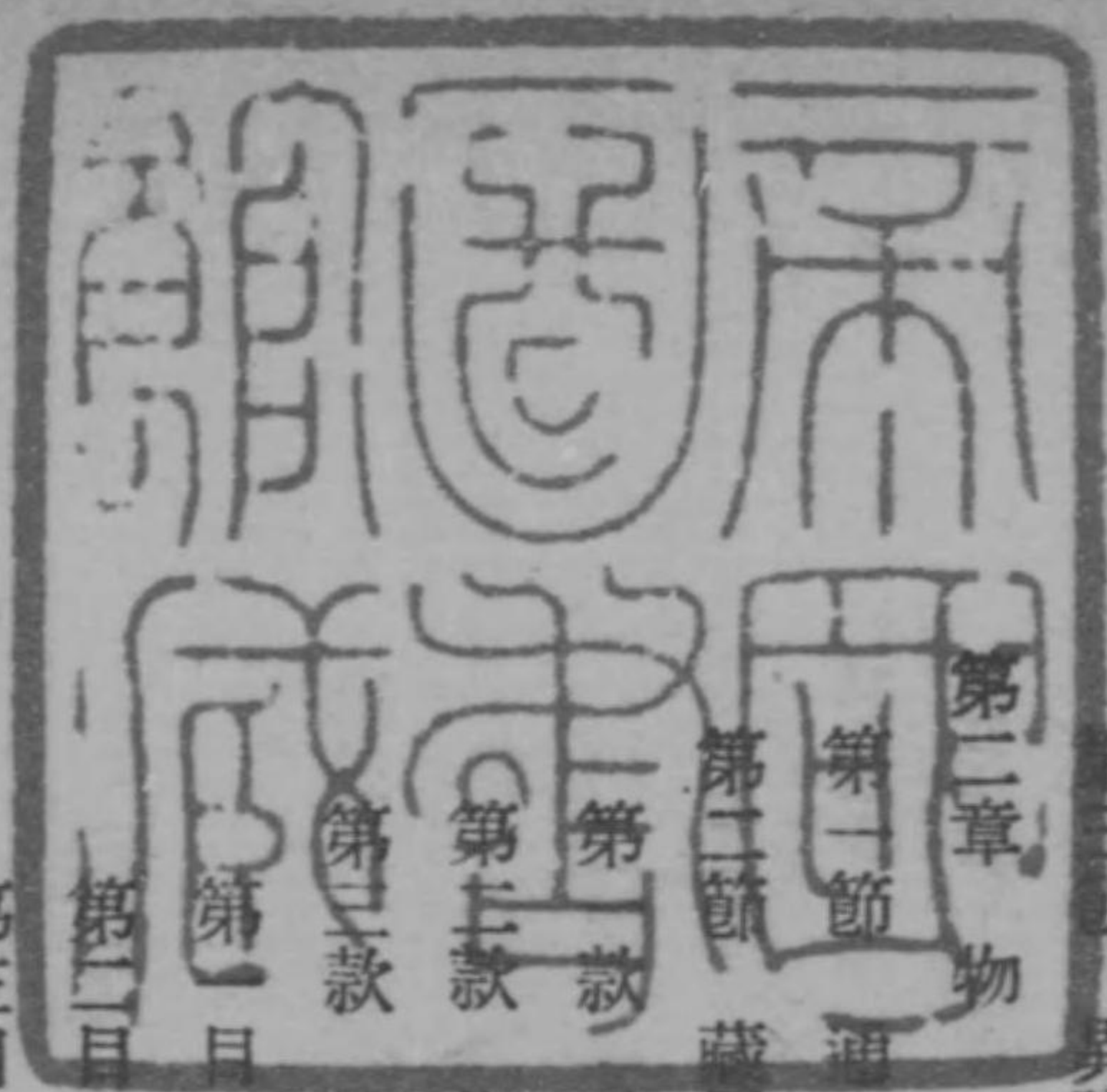
第三款 特許保稅區域

第一目 通關則

第二目 保稅貨場

第三目 保稅倉庫

第四目 保稅工場



第三節 通 關

第一款 輸出、輸入及積戻

第二款 保稅運送

第三款 轉運及外國經由運送

第三章 運輸機關

第一節 船 舶

第二節 車 輛

第三節 航空機

第四章 通關代辦人

第五章 稅關官吏ノ職權

第六章 罰 則

第七章 犯罪ノ捜査及處分

第一節 通 則

第二節 搜 査

第三節 處 分

第八章 雜 則

附 則

第一章 總 則

第一節 課稅及徵收

第一條 輸出内國物品ニ付テハ別表輸出稅率表ニ依リ輸出稅ヲ課ス

輸入外國物品ニ付テハ別表輸入稅率表ニ依リ輸入稅ヲ課ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヲ以テ關稅ノ納稅義務者トス但シ第十三條

第一項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 輸出申告又ハ輸入申告ニ係ル物品ニ付テハ申告人但シ第二十六條乃至第

三十八條ノ規定ニ該當スル物品ノ場合ヲ除ク

二 第五十三條第一項但書ニ該當スル消費物品ニ付テハ消費者

三 第五十四條第一項ニ該當スル盜難物品ニ付テハ盜ミタル者、盜ミタル者

知レザルトキハ特許保稅區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設營人、保稅

運送物品又ハ轉運物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場

合ニ在リテハ之ヲ保管スル者

- 四 第五十四條第一項ニ該當スル紛失物品ニ付テハ特許保税區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ其ノ設管人、保税運送物品又ハ轉運物品ノ場合ニ在リテハ各其ノ申告人、其ノ他ノ物品ノ場合ニ在リテハ之ヲ保管スル者
- 五 第五十四條第二項ニ該當スル物品ニ付テハ各其ノ申告人
- 六 故ナク關稅ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル物品ニ付テハ其ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル者但シ前號ニ該當スル物品ノ場合ヲ除ク
- 七 其ノ他ノ物品ニ付テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者
- 前項第一號ニ掲グル申告人ト第二號乃至第四號又ハ第六號ニ掲グル者トノ納稅義務競合スルトキハ第一號ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第一項第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テ設管人ト申告人トノ納稅義務競合スルトキハ申告人ノミ其ノ納稅義務ヲ負擔ス
- 第三條 關稅ハ前條第一項第一號ノ場合ハ申告ノ時、第二號ノ場合ハ消費セントスル時、第三號又ハ第四號ノ場合ハ盜難又ハ紛失ノ時各其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量竝ニ國境到著平常價格ニ依リ之ヲ課ス

前條第一項第五號ノ場合ノ關稅ハ指定期間満了ノ時當該物品ノ認許ノ時ニ於ケル性質及數量竝ニ國境到著平常價格ニ依リ之ヲ課ス

前二項ニ該當セザル場合ノ關稅ハ第十三條第二項ノ場合ヲ除クノ外輸出又ハ輸入セントスル時其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量竝ニ國境到著平常價格ニ依リ之ヲ課ス

第四條 第二百十條但書ノ規定ニ依リ搬入ノ際検査ヲ受ケタル保税倉庫藏置物品ノ關稅ハ前條ノ規定ニ拘ラズ搬入検査ノ時ノ性質及數量ニ依リ之ヲ課ス

前項ノ搬入検査ヲ受ケタル物品ガ減失若ハ變質シ又ハ減却セラレタルトキハ其ノ現存スルモノニ付前條ノ規定ヲ適用ス

第五條 經濟部大臣必要アリト認ムルトキハ期間ヲ定メ第三條ニ規定スル國境到著平常價格ニ近似スル價格ヲ以テ其ノ期間ノ課稅價格ト爲スコトヲ得

第六條 從量稅ヲ課セラルル損傷物品ニ付テハ輸出又ハ輸入認許前ニ限り申請ニ基キ損傷ノ程度ニ應ジテ輕減シタル稅額ヲ徵收スルコトヲ得但シ郵便物ノ場合ニ在リテハ申請ニ依ルヲ要セズ

消費其ノ他ノ事由ニ因リ第三條ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量ニ依ルコト能
ハザルトキハ其ノ時ニ最モ近キ時ニ於ケル物品ノ性質及數量ニ依リ關稅ヲ徵
收スルコトヲ得

六

第七條 稅關長ハ輸出物品又ハ輸入物品ニ付關稅ヲ徵收セントスルトキハ其ノ
額ヲ決定シ納金額及納付場所ヲ記載シタル納稅告知書ヲ以テ即時之ヲ納付ス
ベキ旨ヲ納稅義務者ニ告知スベシ但シ第九條ノ規定ニ依リ物品ヲ檢査シタル
官吏關稅ヲ收納スル場合ニ在リテハ其ノ官吏ヲシテ口頭ヲ以テ告知セシムル
コトヲ得

前項ノ規定ハ第十六條及第十七條ニ規定スル手續ニ依ル場合ニハ之ヲ適用セ
ズ

第八條 納稅告知書ノ送達ハ當該官吏其ノ執務場所ニ於テ自ラ納稅義務者ニ交
付シテ之ヲ爲ス場合ノ外使丁又ハ郵便ニ依ル

國稅徵收法第三十五條及第三十七條乃至第四十一條ノ規定ハ納稅告知書ノ送
達ニ付之ヲ準用ス

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ノ關稅ハ其ノ物品ヲ檢査シタル官吏檢査
ノ場所ニ於テ之ヲ收納スルコトヲ得

一 旅行者ノ攜帶品

二 保稅區域ニ非ザル場所ニ藏置セラレタル物品

第十條 前條ノ規定ニ依リ關稅ヲ收納シタル官吏出納官吏ニ非ザルトキハ之ヲ
出納官吏ニ引繼グベシ

第十一條 出納官吏ニ非ザル官吏第九條ノ規定ニ依リ收納シタル現金ヲ亡失シ
タルトキハ之ヲ辨償スベシ但シ經濟部大臣ニ對シ善良ナル管理者ノ注意ヲ怠
ラザリシコトヲ證明シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 引取ヲ了シタル物品又ハ故ナク關稅ノ納付ヲ免レタル物品ニ付關稅
ノ納稅告知ヲ受ケタル者之ヲ納付セザルトキハ稅關長ハ本法ニ別段ノ規定ア
ル場合ヲ除クノ外國稅徵收法ノ規定ヲ準用シテ之ヲ徵收ス

第十三條 輸出郵便物ニ付テノ關稅ハ其ノ差出人ニ、輸入郵便物ニ付テノ關稅
ハ其ノ受取人ニ之ヲ課ス

七

郵便物ニ付テノ關稅ハ通關局ニ於テ郵便物ヲ受理シタル時又ハ郵便物通關局ニ到著シタル時各其ノ時ニ於ケル物品ノ性質及數量竝ニ國境到著平常價格ニ依リ之ヲ課ス

第十四條 郵政官署ハ關稅ヲ徵收スベキ郵便物ヲ關稅ノ徵收ニ先チ外國ニ發送シ又ハ受取人ニ交付スルコトヲ得ズ

第十五條 通關局輸出物品ヲ包有スル郵便物ヲ受理シタルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ稅關長ニ通報シ當該郵便物ヲ稅關官吏ノ檢査ニ提供スベシ輸出物品又ハ輸入物品ヲ包有スル郵便物通關局ニ到著シタルトキ亦同ジ

第十六條 稅關長ハ輸出物品又ハ輸入物品ヲ包有スル郵便物ニ付關稅ヲ徵收セントスルトキハ其ノ額ヲ決定シ之ヲ通關局ニ通知スベシ

郵政官署ハ前項ノ通知ニ基キ郵便物ノ差出人又ハ受取人ニ其ノ關稅額ヲ通知スベシ

第十七條 前條第二項ノ通知ヲ受ケタル者ハ稅金額ニ相當スル收入印紙ヲ通知書ニ貼附シ之ヲ郵政官署ニ提出スベシ

郵政官署前項ノ書類ヲ受理シタルトキハ之ヲ稅關長ニ送付スベシ

第十八條 第十六條第二項ノ通知ヲ受ケタル者輸出郵便物ニ付テハ通知ノ日ヨリ十日以内ニ、輸入郵便物ニ付テハ通知ノ日ヨリ二十五日以内ニ前條第一項ノ手續ヲ爲サザルトキハ郵政官署ハ輸出郵便物ノ場合ニ在リテハ之ヲ差出人ニ還付シ輸入郵便物ノ場合ニ在リテハ之ヲ差立郵政官署ニ返送スルコトヲ得ル
郵便物ニ付テノ關稅ノ納稅義務ハ前項ノ還付又ハ返送ニ因リ消滅ス輸出郵便物ノ配達不能ニ因ル還付ノ場合ニ付亦同ジ

郵政官署還付又ハ返送ノ措置ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ稅關長ニ通報スベシ

第十九條 本法ノ規定ニ依リ提供又ハ供託スベキ擔保物ノ種類ハ金錢又ハ國債證券ニ限ル

第二十條 關稅ノ擔保物ヲ提供又ハ供託シタル物品ニ付納稅告知ヲ受ケタル者告知書送達ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ關稅ヲ納付セザルトキハ稅關長ハ擔保物ヲ以テ關稅ニ充當スルコトヲ得告知書ノ公示送達ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ

效力發生ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ關稅ヲ納付セザルトキ亦同ジ

第二十一條 前條ニ依リ擔保物ヲ以テ關稅ニ充當スル場合ニ於テ擔保物國債證券ナルトキハ稅關長ハ其ノ債權金額ヲ下ラザル價格ヲ以テ之ヲ賣却シ又ハ買入銷却ヲ爲シ其ノ代金ヲ關稅ニ充當スベシ

國債證券ヲ其ノ債權金額ヲ下ラザル價格ヲ以テ賣却セントスルトキハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

第二十二條 關稅ノ擔保トシテ提供又ハ供託シタル擔保物ヲ關稅ニ充當シタル場合ニ於テ殘金アルトキハ之ヲ擔保物ノ提供者又ハ供託者ニ還付ス擔保物ノ提供者又ハ供託者ニ還付スルコト能ハザルトキハ之ヲ供託ス

第二十三條 關稅ノ徵收權ハ之ヲ行使シ得ル日ヨリ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

故ナク關稅ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタル場合ニ於ケル關稅ノ徵收權ハ納付ヲ免レントシタル日ヨリ五年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

前項ノ徵收權ハ故ナク關稅ノ納付ヲ免レ又ハ免レントシタルノ故ヲ以テ其ノ物品ヲ沒收シ又ハ國庫ニ歸屬セシメタルトキ消滅ス

第二十四條 關稅ノ過誤納ニ因テ生ジタル政府ニ對スル請求權ハ關稅納付ノ日ヨリ二年間之ヲ行ハザルニ因リテ其ノ消滅時効完成ス

第二十五條 前二條ノ期間内ニ爲シタル納稅告知、納稅督促又ハ支拂請求ハ時効ヲ中斷ス

第二節 徵收ノ免除

第二十六條 御料品、御下賜品及獻上品ニ付テハ其ノ關稅ヲ徵收セズ

第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

- 一 本邦ニ來遊スル外國ノ元首及其ノ一族並ニ其ノ從者ニ屬スル物品
- 二 本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ屬スル自用品及在本邦外國大使館又ハ公使館ニ於テ公用ノ爲使用スル物品但シ本邦ヨリ派遣シタル大使、公使其ノ他之ニ準ズベキ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ノ公用品ニ對シ關稅ノ免除ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル

- 三 本邦領事館又ハ通商代表公館ノ公用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦領事館又ハ通商代表公館ニ於テ公用ノ爲使用スル物品但シ相互條件ニ依ル
- 四 本邦大使館又ハ公使館ノ館員、領事又ハ通商代表ニ屬スル自用品ニ對シ關稅ヲ免除スル國ノ在本邦大使館又ハ公使館ノ館員、領事又ハ通商代表ニ屬スル自用品但シ相互條件ニ依ル
- 五 外國ノ元首又ハ外國政府ヨリ贈與セラレタル勳章、記章及賞牌
- 六 政府ノ輸入ニ係ル勳章及記章並ニ其ノ容器
- 七 政府ノ輸入ニ係ル度量衡ノ原器
- 八 政府ノ專賣品但シ鹽專賣法第七條第一項但書ニ該當スル鹽ヲ除ク
- 九 滿洲中央銀行ノ輸入ニ係ル紙幣原版、鑄貨原型及鑄貨原料品
- 十 孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ
- 十一 神社、寺院、教會等ニ寄贈セラレタル式典用品及禮拜用品
- 十二 忠靈塔、招魂碑等ノ建設材料品

- 十三 公園、道路等ニ建立スル頌德像、頌德碑其ノ他ノ公共記念物
 - 十四 種用動物、栽培用種子並ニ農業用器具機械及其ノ部分品ニシテ國、省、縣其ノ他ノ公共團體又ハ政府ノ指定スル産業ニ關スル法人若ハ組合ノ輸入スルモノ
 - 十五 輸出シタル物品ニシテ一年以内ニ再ビ輸入セラレ輸出ノ時ノ性質及形狀ヲ變ゼザルモノ但シ第三十條ニ依リ輸入税ノ徵收ヲ免除セラレタル物品ヲ除ク
 - 十六 在外軍隊、軍艦又ハ公館ヨリノ送還品
 - 十七 本邦ノ船舶其ノ他ノ運輸機關ガ遭難ニ因リ解體セラレタル場合ノ解體材但シ當該運輸機關ノ所有者ノ所有ニ係ルモノニシテ其ノ者ガ輸入スル場合ニ限ル
 - 十八 電力
- 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅ヲ徵收セズ

一 軍用品

二 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル運輸機關

三 國境ニ建設セラルル橋梁其ノ他之ニ準ズベキ建造物ノ建設又ハ修理用材

料品

四 輸出物品又ハ輸入物品ノ容器

五 贈答品其ノ他ノ對價ヲ伴ハザル物品ニシテ郵便、鐵道小荷物便又ハ航空便ニ依リ輸出又ハ輸入セラルルモノ

六 發明又ハ意匠ノ雛形又ハ見本及商標ノ印版

第二十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依

リ其ノ輸入税ヲ徵收セズ

一 國有鐵道用品

二 重要産業ノ基礎設備用品

三 專ラ空襲防衛ノ用ニ供セラルル物品

四 學校、博物館、物品陳列所等ニ陳列セラルル標本及參考品

五 校旗、團旗及會旗

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ再ビ輸出スルモノニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ヲ徵收セズ

一 學術研究ノ爲輸入スル物品

二 試験品トシテ輸入スル物品

三 注文取集ノ爲輸入スル見本品

四 製作見本品トシテ輸入スル物品

五 本邦ニ渡來スル巡回興業者ガ輸入スル興業用物品

六 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲輸入スル物品

七 教化又ハ宣傳ヲ爲ス爲輸入スル活動寫眞用フィルム

八 撮影ノ爲輸入スル活動寫眞用生フィルム

九 土木工事ヲ爲ス爲輸入スル工事用器具機械

十 修理作業ヲ爲ス爲輸入スル修理用器具機械

十一 計器類ノ檢定ヲ爲ス爲輸入スル檢定用器具機械

税關長ハ前項ノ規定ニ依リ輸入税ノ徴收ヲ免除スル物品ノ輸入ノ際輸入税ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ税關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ關稅ヲ徴收セズ

一 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲國境ヲ出入スル運輸機關ノ備品及當該運輸機關内ニ於テ消費スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

二 旅行者ノ攜帶品但シ旅行者ノ身分ニ相當スルモノニ限ル

三 個人ニ屬スル引越荷物但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル

四 商品見本品及廣告用物品但シ見本又ハ廣告用ノミニ適スルモノニ限ル

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ税關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ輸出税ヲ徴收セズ

一 博覽會、展覽會、共進會、品評會等ニ出品スル爲又ハ學校、博物館、物品陳列所等ニ陳列スル爲輸出スル物品

二 外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他

ノ消耗品

三 第四百十三條ノ規定ニ依リ税關長ノ承認ヲ受クル際國內各港間ノミヲ往來スル外國船舶内ニ在ル其ノ船舶ノ食料、燃料其ノ他ノ消耗品

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニシテ税關長ニ於テ相當ト認メタルモノニ付テハ其ノ輸入税ヲ徴收セズ

一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品

二 外國ノ政府、團體等ヨリ本邦在住者ニ贈與セラレタル記念品

三 種用動物、栽培用種子竝ニ農業用器具機械及其ノ部分品ニシテ人又ハ法人ガ自ラ使用スル爲輸入スルモノ但シ第二十七條第十四號ニ該當スル場合ヲ除ク

四 外國ニ往來スル内國船舶ニ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

五 國內各港間ノミヲ往來スル内國船舶ニ災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ其ノ船用品トシテ船積スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品

六 第四百十三條ノ規定ニ依リ税關長ノ承認ヲ受クル際外國ニ往來スル船舶
内ニ在ル其ノ船舶ノ食料、燃料其ノ他ノ消耗品

第三十四條 加工又ハ修理ノ爲輸出シ再ビ輸入スル物品及加工又ハ修理ノ爲輸
入シ再ビ輸出スル物品ニ付テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅ノ全部
又ハ一部ヲ徵收セズ

税關長ハ前項ノ規定ニ依リ關稅ノ徵收ヲ免除スル物品ノ輸出又ハ輸入ノ際關
稅ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託セシムルコトヲ得

第三十五條 陸接國境內國地域ニ居住スル耕作者ガ陸接國境外國地域ニ於テ收
穫シタル農産物又ハ其ノ地域ニ於テ播種シ若ハ施肥スル爲ノ種子若ハ肥料ヲ
自ラ輸入シ又ハ輸出スル場合ニ於テハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ關稅
ヲ徵收セズ陸接國境外國地域ニ居住スル耕作者ガ陸接國境內國地域ニ於テ收
穫シタル農産物又ハ其ノ地域ニ於テ播種シ若ハ施肥スル爲ノ種子若ハ肥料ヲ
自ラ輸出シ又ハ輸入スル場合ニ付亦同シ

第三十六條 陸接國境內國地域居住者ガ自家消費ノ爲自ラ輸入スル生活必需品

ニ付テハ居住地附近ニ於テ入手スルコト困難ナル物品ニシテ税關長ニ於テ相
當ト認ムルモノニ限り其ノ輸入稅ヲ徵收セズ

第三十七條 陸接國境內國地域居住者ガ其ノ職業ニ従事スル爲攜帶シテ輸出シ
相當ノ期間内ニ再ビ攜帶シテ輸入スル職業用具ニ付テハ税關長ニ於テ相當ト
認ムルモノニ限り其ノ關稅ヲ徵收セズ陸接國境外國地域居住者ガ其ノ職業ニ
従事スル爲攜帶シテ輸入シ相當ノ期間内ニ再ビ攜帶シテ輸出スル職業用具ニ
付亦同シ

第三十八條 陸接國境內國地域居住者ガ陸接國境外國地域ニ於テ放牧、農耕等
ヲ爲ス爲輸出シ相當ノ期間内ニ再ビ輸入スル家畜ニ付テハ税關長ニ於テ相當
ト認ムルモノニ限り其ノ關稅ヲ徵收セズ陸接國境外國地域居住者ガ陸接國境
內國地域ニ於テ放牧、農耕等ヲ爲ス爲輸入シ相當ノ期間内ニ再ビ輸出スル家
畜ニ付亦同シ

第三十九條 前四條ノ規定ハ鐵道車輛ニ依リ輸出又ハ輸入スル物品ニ付テハ之
ヲ適用セズ

第四十條 陸接國境地域ノ範圍ハ經濟部大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四十一條 特定ノ用途ニ充ツルコトヲ條件トシタル免稅物品ヲ規定以外ノ用途ニ充テタルトキハ其ノ關稅ヲ徵收ス但シ第四百十三條ノ規定ニ依リ稅關長ノ承認ヲ受クル際外國ニ往來スル内國船舶内ニ其ノ船用品トシテ殘存スル食料、燃料其ノ他ノ消耗品ニ付其ノ數量相當程度ナルノ理由ニ因リ又ハ其ノ他ノ免稅物品ニ付相當期間當該物品ガ規定ノ用途ニ充テラレタルノ理由ニ因リ稅關長ニ於テ關稅ヲ徵收セザルヲ相當ト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三節 異議及訴願

第四十二條 關稅ノ賦課、徵收又ハ免除ニ關スル稅關長ノ處分ニ對シ不服アル者ハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ書面ヲ以テ稅關長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタルトキハ稅關長ハ書面ヲ以テ之ヲ決定シ異議申立人ニ交付スベシ

第四十四條 異議ノ申立ハ處分ノ執行ヲ停止セズ但シ稅關長必要ト認ムルトキ

ハ其ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四十五條 第四十三條ノ稅關長ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 關稅ノ賦課、徵收若ハ免除ニ關スル異議ノ申立又ハ其ノ決定ニ對スル訴願ハ當該物品ヲ本法ニ規定スル藏置場所ヨリ引取リタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ稅關長ノ承認ヲ受ケ物品ノ價格ニ相當スル擔保物ヲ提供又ハ供託シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十七條 課稅價格ニ關スル異議ノ申立ハ申告ノ際當該物品ノ送狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ提出セザル物品ニ付テハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ郵便物及第百十九條但書ニ該當スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二章 物品

第一節 通則

第四十八條 陸接國境ヲ越エテ輸送セラルル物品ハ關稅通路ニ由ルコトヲ要ス但シ郵便物ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十九條 關稅通路ハ左ノ通トス

一 陸接國境ヨリ税關驛ニ至ル一般輸送ノ用ニ供セララルル鐵道

二 陸接國境ヨリ保稅區域ニ至ル陸路又ハ水路ニシテ税關長ノ指定シタルモ
税關長ハ土地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ必要アリト認ムルトキハ前項第二號
ノ關稅通路ニ由ル輸送ニ付制限ヲ附スルコトヲ得

第五十條 腐敗、損傷其ノ他ノ事由ニ因リ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ヲ滅却
セントスルトキハ税關長ノ承認ヲ受クベシ

一 保稅區域藏置物品但シ第六十二條第一號乃至第四號ニ規定スル保稅區域
ノ場合ニ在リテハ通關手續ヲ爲サザル内國物品ヲ除ク

二 第五十八條但書ノ規定ニ依リ保稅區域ニ非ザル場所ニ藏置セラレタル物
品

三 關稅通路ニ由リ輸送中ノ外國物品及外國經由運送物品

四 前各號ニ該當セザル物品ニシテ保稅運送、轉運又ハ外國經由運送中ノモ

第五十一條 前條各號ノ一ニ該當スル物品ハ本法ノ規定ニ依ル作業ノ爲消費ス
ル場合ノ外之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ第三十一條第一號ノ物品ヲ當該運輸
機關内ニ於テ消費スル場合及第二號ノ物品ヲ當該旅行者ガ關稅通路又ハ關稅
通路ニ直接接續スル保稅區域ニ於テ消費スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條 第五十條各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アル
場合ノ外手入、加工其ノ他ノ作業ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十三條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品及國內通路ニ由リ運送中ノ
第二百二十八條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸入セラレザルモノト看做ス但シ本
法ノ規定ニ依ル作業ノ爲ニ非ズシテ之ヲ消費シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十條第四號ニ該當スル内國物品及外國ノ地域ヲ經由シテ運送中ノ第三百三
十七條但書ニ該當スル物品ハ未ダ輸出セラレザルモノト看做ス但シ之ヲ消費
シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五十四條 第五十條各號ノ一ニ該當スル外國物品盜難ニ罹リ又ハ紛失シタル
トキハ輸入セラレタルモノト推定ス

轉運内國物品又ハ外國經由運送物品ガ指定期間内ニ仕向先ニ到着セザルトキハ輸出セラレタルモノト推定ス

二四

第五十五條 第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十九條第二項、第六十八條、第七十三條第二項、第八十七條第一項、第九十二條第二項、第一百條、第一百三條第二項、第一百十六條第三項第四項、第一百七條第二項第三項及第一百三十三條ノ規定ハ輸出認許ヲ受ケ未ダ輸出セラレザル外國物品ニ付テハ之ヲ適用セズ

第五十六條 第四十八條、第五十條、第五十二條、第一百三十一條、第一百三十二條及第三百三十六條ノ規定ハ災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因ル行爲ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ當該行爲者ハ事由ノ止ミタル後遲滞ナク其ノ願末ヲ税關長ニ報告スベシ

第五十七條 第五十條各號ノ一ニ該當スル物品ノ輸送、藏置其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ハ總テ物品ノ取締ニ關スル税關長ノ命令ニ服シ税關官吏ノ指揮ニ從フベシ

前項ノ規定ニ該當スル者及外國物品、轉運物品又ハ外國經由運送物品ヲ輸送スル者ハ税關官吏ノ職務ノ執行ニ付便宜ヲ供與スベシ

第二節 藏置及作業

第一款 通 則

第五十八條 外國物品及輸出、轉運又ハ外國經由運送ノ認許ヲ受ケントスル内國物品ハ之ヲ保税區域ニ非ザル場所ニ藏置スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 巨大重量其ノ他ノ事由ニ因リ保税區域ニ藏置スルコト困難ナル物品
二 第一百七十三條第一項ノ規定ニ依リ機卸又ハ機積セントスル物品ニシテ同項第一號又ハ第二號ニ該當スルモノ

三 災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ假ニ藏置セントスル物品

四 檢疫物品

五 押收物品

第五十九條 前條第一號ニ該當スル物品ヲ保税區域ニ非ザル場所ニ藏置セント

二五

スルトキハ税關長ノ許可ヲ受クベシ
税關長ハ外國物品ニ付前項ノ許可ヲ與ヘントスルトキハ其ノ物品ノ關稅ノ擔保物ヲ提供セシムルコトヲ得

第六十條 第五十條第一號ニ該當スル保稅區域藏置物品ニ付テハ其ノ現狀ヲ維持スル爲必要ナル場合ニ限り税關長ノ承認ヲ受ケテ手入作業ヲ爲スコトヲ得
前項ノ手入作業ニ付テハ第百八條ノ規定ヲ準用ス

第六十一條 保稅區域ニ出入スル者ハ保稅區域ノ取締ニ關スル税關長ノ命令ニ服シ税關官吏ノ指揮ニ從フベシ

第二款 指定保稅區域

第六十二條 指定保稅區域ノ種類ハ左ノ通トス

- 一 税關驛
- 二 税關飛行場
- 三 通關局
- 四 通關場

五 税關界地

第六十三條 税關驛ハ鐵道ニ由ル物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保稅區域トス

税關驛ハ國外ト連絡シテ一般輸送ノ用ニ供セララル鐵道ノ國境ニ近接スル驛ニ付經濟部大臣之ヲ指定ス

第六十四條 税關飛行場ハ空路ニ由ル物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保稅區域トス

税關飛行場ハ公共ノ用ニ供セララル飛行場ニ付經濟部大臣之ヲ指定ス

第六十五條 通關局ハ郵便物ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保稅區域トス
通關局ハ郵政局ニ付經濟部大臣之ヲ指定ス

第六十六條 通關場ハ第四十九條第一項第二號ノ關稅通路ニ由ル物品ニ付通關手續ヲ爲ス爲ノ保稅區域トス

通關場ハ國外ト連絡シテ一般輸送ノ用ニ供セララル陸路若ハ水路又ハ之ニ接續スル區域ノ國境ニ近接スル場所ニ付税關長之ヲ指定ス

第六十七條 税關界地ハ通關手續ヲ爲サントスル物品ヲ藏置スル爲ノ保稅區域

トス

税關界地ハ税關ノ構内ニ付税關長之ヲ指定ス

第六十八條 外國物品ヲ税關驛、税關飛行場又ハ通關場ニ搬入シタル者ハ物品搬入後直ニ其ノ通關手續ヲ開始シ又ハ之ヲ他ノ保税區域ニ搬出スベシ但シ鐵道車輛又ハ航空機ニ依リ税關驛又ハ税關飛行場ニ搬入シタル物品ヲ當該運輸機關ニ積載シタル儘藏置スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九條 税關驛、税關飛行場又ハ通關場ニ於テ通關手續ヲ了シタル物品ハ遲滞ナク之ヲ其ノ保税區域ヨリ搬出スベシ但シ鐵道車輛又ハ航空機ニ積載シタル物品及輸入手續ヲ了シタル物品ハ此ノ限ニ在ラズ

第七十條 税關長ハ取締上必要アリト認ムルトキハ税關驛、税關飛行場又ハ通關場ニ於テ通關手續ヲ爲シ得ベキ物品又ハ其ノ通關手續ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第七十一條 第八十條ノ規定ハ税關驛及税關飛行場ニ付之ヲ準用ス

第七十二條 第八十一條第二項、第九十一條、第九十三條及第九十四條ノ規定

ハ税關界地ニ付之ヲ準用ス

第七十三條 税關界地ニ藏置セラレタル物品藏置期限ヲ經過シタルトキハ貨主ハ遲滞ナク之ヲ搬出スベシ

貨主前項ニ規定スル外國物品ノ搬出ヲ爲サザルトキハ税關長ハ之ヲ賣却スルコトヲ得

税關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及其ノ物品ノ關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ之ヲ供託スベシ

第七十四條 通關場又ハ税關界地ニ搬入シタル物品ニ付テハ貨主其ノ保管ノ責ニ任ズベシ

第三款 特許保税區域

第一目 通 則

第七十五條 特許保税區域ノ種類ハ左ノ通トス

- 一 保税貨場
- 二 保税倉庫

三 保税工場

第七十六條 經濟部大臣又ハ税關長ハ其ノ特許シタル保税區域ノ設營ニ關シ設營人ヲ監督ス

第七十七條 税關長ハ特許保税區域ノ設營人ニ對シ其ノ設營ニ關スル報告ヲ命シ又ハ税關官吏ヲシテ特許保税區域ノ設營ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第七十八條 特許保税區域ノ設營人ハ物品保管規則及物品保管料率ヲ定メ保税區域ノ設營ヲ特許シタル經濟部大臣又ハ税關長ニ之ヲ届出ヅベシ但シ設營人ノ物品ヲ藏置スル爲ノ特許保税區域ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

特許保税區域ノ設營人前項ノ物品保管規則又ハ物品保管料率ヲ變更シタルトキ亦前項ニ同ジ

經濟部大臣又ハ税關長ハ其ノ特許シタル保税區域ノ設營ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ物品保管規則又ハ物品保管料率ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第七十九條 設營人ノ物品ヲ藏置スル爲ノ特許保税區域ノ場合ニ在リテハ税關長ハ其ノ設營人ヲシテ保税區域藏置物品ノ關稅ノ擔保物ヲ供託セシムルコト

ヲ得

第八十條 税關長ハ特許保税區域ノ設營人ニ對シ通關上必要ナル設備ノ實施ヲ命ズルコトヲ得

第二目 保税貨場

第八十一條 保税貨場ハ通關手續ヲ爲サントスル物品ヲ藏置スル爲ノ保税區域トス

保税貨場ニハ前項ニ規定スル物品ノ藏置ヲ妨グザル範圍内ニ於テ前項ノ規定ニ該當セザル内國物品ヲ藏置スルコトヲ得

第八十二條 保税貨場ノ種類ハ左ノ通トス

一 第一種保税貨場

二 第二種保税貨場

第一種保税貨場トハ専ラ公共ノ利便ニ供スルコトヲ目的トスル保税貨場ヲ謂ヒ第二種保税貨場トハ其ノ他ノ保税貨場ヲ謂フ

第八十三條 保税貨場ヲ設營セントスル者ハ税關長ノ特許ヲ受クベシ

第八十四條 第二種保稅貨場設營ノ特許ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特派官吏手數料ヲ納付スベシ

第八十五條 保稅貨場設營ノ特許期間ハ特許ノ日ヨリ三年以内トス前項ノ特許期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ日ヨリ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八十六條 保稅貨場設營ノ特許ハ左ノ場合ニ於テ消滅ス

- 一 貨場主保稅貨場設營ノ廢止ニ付稅關長ノ承認ヲ受ケタルトキ
- 二 貨場主死亡シ又ハ貨場主タル法人解散シタルトキ
- 三 特許期間滿了シタルトキ
- 四 特許ヲ取消サレタルトキ

第八十七條 保稅貨場設營ノ特許消滅シタルトキハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人(貨場主法人タリシトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレタル法人ヲ謂フ以下同シ)ノ責任ニ於テ特許消滅後十日以内ニ當該區域藏置ノ外國物品ニ付輸入、積戻、轉運又ハ保稅運送ノ認許ヲ受クベシ

貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人前項ノ認許ヲ受ケザルトキハ稅關長ハ當該物品ヲ賣却スルコトヲ得但シ賣却ノ時期ハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人ニ對シ賣却スベキ旨ヲ通告シタル後一月以後タルコトヲ要ス

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人ニ之ヲ交付スベシ

第八十八條 保稅貨場設營ノ特許消滅シタル場合ト雖モ其ノ區域ニ藏置セラレタル外國物品ノ處理ヲ了スル迄ハ其ノ外國物品ニ關シ當該區域ヲ保稅貨場ト看做ス

第八十九條 保稅貨場設營ノ特許消滅シタル場合ト雖モ其ノ區域ニ藏置セラレタル外國物品ノ處理ヲ了スル迄ハ貨場主タリシ者又ハ其ノ相續人ハ前條ニ依リ保稅貨場ト看做サレタル區域及其ノ藏置物品ニ關シ貨場主ト看做ス

第九十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ稅關長ハ保稅貨場設營ノ特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 貨場主藏置物品ノ關稅ノ負擔ニ堪ヘザルノ疑アルトキ

二 貨場主又ハ其ノ使用人其ノ他ノ従業員本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令ニ違反シタルトキ

三 貨場主二百圓以上ノ罰金又ハ徒刑以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

四 取締上特ニ必要アルトキ

第九十一條 保稅貨場ノ物品ノ藏置期間ハ物品搬入ノ日ヨリ一月トス但シ稅關長ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ申請ニ依リ之ヲ延長スルコトヲ得

第九十二條 藏置期限ヲ經過シタル物品ハ貨場主ノ責任ニ於テ遲滯ナク之ヲ搬出スベシ

貨場主前項ニ規定スル外國物品ノ搬出ヲ爲サザルトキハ稅關長ハ之ヲ賣却スルコトヲ得

稅關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ之ヲ貨場主ニ交付スベシ

第九十三條 藏置物品ニ付通關手續ヲ了シタル者ハ特ニ稅關長ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外遲滯ナク當該物品ヲ其ノ保稅貨場ヨリ搬出スベシ

第九十四條 保稅貨場ニ物品ヲ搬入セントスルトキハ其ノ旨ヲ稅關長ニ届出ツベシ

保稅貨場ニ第八十一條第二項ニ規定スル物品ヲ搬入セントスルトキハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

保稅貨場ヨリ物品ヲ搬出セントスルトキハ稅關長ノ許可ヲ受クベシ

第九十五條 貨場主保稅貨場ヲ一月以上ニ亙リ第八十一條第二項ニ規定スル内

國物品ノミノ藏置ニ充テントスルトキハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認アリタル保稅貨場ニ付テハ内國物品ノミヲ藏置スル期間中第五十條乃至第五十二條、第九十一條、第九十三條及前條ノ規定ヲ適用セズ

第三目 保稅倉庫

第九十六條 保稅倉庫ハ外國物品ヲ藏置スル爲ノ保稅區域トス

保稅倉庫ニハ外國物品ノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル内國物品ヲ藏置スルコトヲ得

一 輸出、轉運又ハ外國經由運送ノ認許ヲ受ケントスル物品



二 第一百七條ニ規定スル手入作業ノ材料
 三 保税倉庫所在地ノ狀況其ノ他ノ事情ニ因リ特ニ藏置ヲ必要トスル物品
 前項第三號ノ物品ヲ藏置セントスル者ハ豫メ其ノ藏置ニ付税關長ノ許可ヲ受
 クベシ

第九十七條 保税倉庫ノ種類ハ左ノ通トス

- 一 第一種保税倉庫
- 二 第二種保税倉庫

第一種保税倉庫トハ専ラ公共ノ利便ニ供スルコトヲ目的トスル保税倉庫ヲ謂
 ヒ第二種保税倉庫トハ其ノ他ノ保税倉庫ヲ謂フ

第九十八條 保税倉庫ヲ設營セントスル者ハ經濟部大臣ノ特許ヲ受クベシ

第九十九條 保税倉庫設營ノ特許期間ハ特許ノ日ヨリ十年以内トス

前項ノ特許期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ日
 ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一百條 保税倉庫設營ノ特許消滅シタルトキハ倉庫主タリシ者又ハ其ノ相續人

(倉庫主法人タリシトキハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立セラレ
 タル法人ヲ謂フ以下同ジ)ノ責任ニ於テ特許消滅後一月以内ニ當該區域藏置
 ノ外國物品ニ付輸入、積戻、轉運又ハ保税運送ノ認許ヲ受クベシ

第一百一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ經濟部大臣ハ保税倉庫設營ノ
 特許ヲ取消スコトヲ得

- 一 倉庫主藏置物品ノ關稅ノ負擔ニ堪ヘザルノ疑アルトキ
- 二 倉庫主又ハ其ノ使用人其ノ他ノ従業員本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令
 ニ違反シタルトキ
- 三 倉庫主二百圓以上ノ罰金又ハ徒刑以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

第一百二條 保税倉庫ノ物品ノ藏置期間ハ左ノ通トス

- 一 外國物品 搬入ノ日ヨリ一年
- 二 内國物品 搬入ノ日ヨリ一月

前項第二號ノ規定ハ第九十六條第二項第二號及第三號ノ物品ニ付テハ之ヲ適
 用セズ但シ税關長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ倉庫主ニ對シ其ノ搬出

ヲ命ズルコトヲ得

三八

第三百三條 藏置期限ヲ經過シタル外國物品ハ期限經過後十日以内ニ倉庫主ノ責任ニ於テ之ヲ搬出スベシ

倉庫主前項ニ規定スル物品ノ搬出ヲ爲サザルトキハ税關長ハ之ヲ賣却スルコトヲ得

税關長ハ前項ノ賣却代金中ヨリ賣却ノ費用及關稅ニ相當スル金額ヲ收納シ仍殘金アルトキハ之ヲ倉庫主ニ交付スベシ

第三百四條 藏置期限ヲ經過シタル内國物品ハ期限經過後三日以内ニ倉庫主ノ責任ニ於テ之ヲ搬出スベシ

第三百五條 藏置物品ニ付通關手續ヲ了シタル者ハ特ニ税關長ノ承認ヲ受ケタル場合ノ外通關手續終了ノ日ヨリ五日以内ニ當該物品ヲ其ノ保税倉庫ヨリ搬出スベシ

第三百六條 保税倉庫ニ物品ヲ搬入セントスルトキハ税關長ノ許可ヲ受クベシ保税倉庫ヨリ物品ヲ搬出セントスルトキ亦同ジ

第三百七條 保税倉庫ノ藏置物品ニ付テハ税關長ノ承認ヲ受ケ其ノ性質ヲ變ゼザル範圍内ニ於テ改装、仕分、分割、併合其ノ他類似ノ手入作業ヲ爲スコトヲ得

第三百八條 前條ノ手入作業ニ因リ外國物品ニ附加セラレタル内國物品ハ之ヲ外國物品ト看做ス

外國物品ハ手入作業ノ材料トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第三百九條 第八十四條、第八十六條、第八十七條第二項第三項、第八十八條及第八十九條ノ規定ハ保税倉庫ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第四目 保税工場

第三百十條 保税工場ハ外國物品又ハ外國物品ト内國物品ト原料又ハ材料トシテ製造、加工其ノ他類似ノ作業ヲ爲ス爲ノ保税區域トス

保税工場ニ於テハ税關長ノ許可シタル範圍内ニ於テ内國物品ノミヲ原料又ハ材料トシテ前項ノ規定ニ該當スル作業ヲ爲スコトヲ得

第三百十一條 外國物品ト内國物品ト原料又ハ材料トシテ作業ヲ爲シタルトキ

三九

ハ因テ得タル物品ハ之ヲ外國物品ト看做ス

第一百十二條 保税工場ノ物品ノ藏置期間ハ物品搬入ノ日ヨリ一年トス但シ税關長ニ於テ相當ノ理由アリト認ムルトキハ申請ニ依リ更ニ一年ヲ超エザル期間内ニ於テ之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ藏置期間ハ搬入ノ日ヲ異ニスル原料又ハ材料ヲ使用シテ得タル物品ニ付テハ其ノ原料又ハ材料ノ内最後ニ搬入シタルモノノ搬入ノ日ヨリ之ヲ計算ス

第一百三條 保税工場ニ於テ作業ノ原料若ハ材料又ハ作業ニ因リテ得タル物品ニ付藏置又ハ搬出ノ爲ノ手入作業ヲ爲サントスルトキハ税關長ノ承認ヲ受クベシ

前條ノ規定ハ手入作業ノ材料ニ付テハ之ヲ適用セズ但シ税關長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ工場主ニ對シ其ノ搬出ヲ命ズルコトヲ得

第一百四條 第五十五條、第八十四條、第八十六條、第八十七條第二項第三項、第八十八條、第八十九條、第九十八條乃至第一百一條及第一百三條乃至第一百六條

ノ規定ハ保税工場ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八八條ノ規定ハ前條ノ手入作業ニ付之ヲ準用ス

第三節 通 關

第一款 輸出、輸入及積戻

第一百五條 物品ヲ輸出シ、輸入シ又ハ積戻サントスルトキハ税關長ニ輸出、輸入又ハ積戻ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 郵便物

二 旅行者又ハ物品ヲ運搬スル爲常時國境ヲ出入スル車輛及航空機但シ税關長ノ承認ヲ受ケタルモノニ限ル

三 第二十七條第十八號ニ該當スル物品

四 第五十一條但書ノ規定ニ依リ消費スル物品

五 第一百五十三條第二項ノ規定ニ依リ外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ船積セラルル内國物品

六 第七十三條第一項ノ規定ニ依リ外國ニ向ケ離陸セントスル航空機ニ其ノ機用品トシテ機積セラレタル同項第四號ニ該當スル内國物品

七 本法ノ規定ニ依リ賣却セラレタル外國物品

第一百十六條 輸出認許ヲ受ケタル物品ハ之ヲ外國物品トシ輸入認許ヲ受ケタル物品ハ之ヲ内國物品トス

前條第五號及第六號ノ物品ニ付テハ船積又ハ機積ノ際輸出ノ認許アリタルモノト看做ス

前條第七號ノ物品ニ付テハ賣却手續終了ノ際輸入ノ認許アリタルモノト看做ス

法令違反ノ理由ニ因リ國內ニ在ル外國物品ヲ沒收シ又ハ國庫ニ歸屬セシメタルトキハ其ノ處分ノ際當該物品ニ付輸入ノ認許アリタルモノト看做ス

第一百十七條 外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ内國物品ヲ船積スルハ之ヲ輸出トス

内國船舶又ハ國內各港間ノミヲ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ外國物

品ヲ船積スルハ之ヲ輸入トス

外國ニ往來スル外國船舶ニ其ノ船用品トシテ外國物品ヲ船積スルハ之ヲ積戻トス

第一百十八條 申告ハ當該物品ガ本法ニ規定スル藏置場所ニ在ル場合ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ船舶ノ積載物品ニ付積載ノ儘申告スルコトヲ税關長ニ於テ承認シタル場合及鐵道車輛ニ依ル旅行者ノ攜帶品ニ付列車内ニ於テ申告スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百十九條 輸出又ハ輸入ノ申告人ハ申告ノ際當該物品ノ送狀又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ税關長ニ提出スベシ但シ税關長ニ於テ右ノ書類ヲ提出スルコト能ハザル理由アリト認メタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十條 申告人ハ申告ヲ爲シタル物品ニ付税關官吏ノ検査ヲ受クベシ但シ保税倉庫藏置物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ搬入ノ際検査ヲ受ケタル物品及税關官吏ニ於テ検査ノ必要ナシト認メタル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第一百二十一條 第五十八條第一號若ハ第二號ノ物品ニ付其ノ藏置場所ニ於テ又

ハ不開港ニ碇泊スル船舶ノ積載物品ニ付積載ノ儘前條ノ検査ヲ受ケントスル
トキハ申告人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ検査手数料ヲ納付スベシ

第二百二十二條 申告ハ相當ノ理由アル場合ニ限り税關長ノ承認ヲ受ケテ之ヲ取
消スコトヲ得但シ輸出、輸入又ハ積戻ヲ爲シタル後ニ在リテハ此ノ限ニ在ラ
ズ

輸出、輸入又ハ積戻ノ認許アリタル後前項ノ規定ニ依リ申告ノ取消アリタル
トキハ認許ハ其ノ效力ヲ失フ

輸出又ハ輸入ノ申告アリタル物品ニ付關稅ノ納付ナキトキハ税關長ハ申告ヲ
却下スルコトヲ得

第二百二十三條 輸出又ハ輸入ノ申告ヲ爲シタル物品ニ付税關長ノ承認ヲ受ケ關
稅ノ擔保物ヲ提供又ハ供託シタルトキハ認許ニ先チ之ヲ其ノ藏置場所ヨリ引
取ルコトヲ得

第二百二十四條 經濟部大臣ハ輸出又ハ輸入ノ取締ノ爲必要アリト認ムルトキハ
命令ヲ以テ物品ノ國境地方ニ於ケル輸送ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ

得

第二百二十五條 税關長必要アリト認ムルトキハ申告人ヲシテ輸出又ハ輸入セン
トスル物品ノ見本ヲ納付セシムルコトヲ得

第二百二十六條 法令ノ規定ニ依リ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ輸出又ハ輸入
スルコトヲ得ザル物品ヲ輸出又ハ輸入セントスル者ハ税關長ニ政府ノ許可ア
リタル物品ナルコトヲ證明スルニ非ザレバ之ヲ輸出又ハ輸入スルコトヲ得ズ

第二百二十七條 左ノ物品ノ輸出又ハ輸入ハ之ヲ禁ズ

- 一 公安ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊スベキ書籍、圖畫、彫刻物其ノ他ノ物品
- 二 政府ノ機密ヲ漏洩スル物品
- 三 諜報ノ用ニ供セラルル物品
- 四 他ノ法令ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ禁止シタル物品

第二款 保稅運送

第二百二十八條 外國物品ヲ國內通路ニ由リ運送セントスルトキハ税關長ニ保稅
運送ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ郵便物竝ニ第五十八條第四號及第

五號ノ物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十九條 一般輸送ノ用ニ供セララルル鐵道又ハ之ト直通若ハ連絡スル専用鐵道ノ接續保稅區域ヨリ仕出シ右ノ鐵道ニ由リ發送セララルル保稅運送物品ノ場合ニ在リテハ當該鐵道運送人ニ於テ保稅運送ノ申告ヲ爲スベシ

稅關飛行場ヨリ仕出シ航空運送人ノ航空機ニ依リ發送セララルル保稅運送物品ノ場合ニ在リテハ當該航空運送人ニ於テ保稅運送ノ申告ヲ爲スベシ

第百三十條 保稅運送ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

- 一 保稅區域藏置物品ヲ他ノ保稅區域ニ運送スル場合
- 二 第五十八條第一號乃至第三號ニ該當スル物品ヲ其ノ藏置場所ヨリ保稅區域ニ運送スル場合

第百三十一條 保稅運送物品ハ一般輸送ノ用ニ供セララルル鐵道又ハ之ト直通若ハ連絡スル専用鐵道ニ由ル場合ノ外稅關長ノ指定スル通路ニ由リ運送スベシ

第百三十二條 保稅運送ハ稅關長ノ指定シタル期間内ニ之ヲ完了スベシ

第百三十三條 稅關長ハ保稅運送ノ認許ニ當リ保稅運送申告人ヲシテ保稅運送

物品ノ關稅ノ擔保物ヲ提供セシムルコトヲ得

第百三十四條 第百十八條本文、第百二十條、第百二十一條及第百二十二條第一項第二項ノ規定ハ保稅運送ニ付之ヲ準用ス

第三款 轉運及外國經由運送

第百三十五條 外國物品ヲ內國貿易船ニ依リ運送セントスルトキハ稅關長ニ轉運ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ內國物品ヲ外國貿易船ニ依リ運送セントスルトキ亦同ジ但シ郵便物竝ニ第五十八條第四號及第五號ニ規定スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十六條 轉運物品ハ之ヲ船移スルコトヲ得ズ

轉運內國物品ハ外國ニ於テ之ヲ船卸スルコトヲ得ズ

第百三十七條 內國物品ヲ外國ノ地域ヲ經由シテ運送セントスルトキハ稅關長ニ外國經由運送ノ申告ヲ爲シ其ノ認許ヲ受クベシ但シ郵便物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

外國經由運送ハ保稅區域間ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第三百三十八條 第五十五條、第五十六條、第一百八十八條本文、第二百二十條、第二百二十二條第一項第二項、第三百三十二條及第三百三十三條ノ規定ハ轉運及外國經由運送ニ付之ヲ準用ス

第二百二十一條及第三百三十條ノ規定ハ轉運ニ付之ヲ準用ス

第三章 運輸機關

第一節 船 舶

第三百三十九條 本法ニ於テ外國貿易船ト稱スルハ本邦ト外國トノ間ニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ謂ヒ内國貿易船ト稱スルハ國內各港間ノミニ貨物ノ輸送ヲ爲ス船舶ヲ謂フ

第四百十條 船舶ハ開港ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得ズ

外國ニ往來スル船舶ハ不開港ニ入港スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ不開港出入ノ許可ヲ受ケタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

不開港出入ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ許可手

數料ヲ納付スベシ

第四百十一條 外國貿易帆船ハ國內各港間ヲ往來スルコトヲ得ズ

第四百十二條 外國ニ往來スル船舶ハ内國物品ヲ積載スルコトヲ得ズ但シ轉運

内國物品又ハ外國經由運送物品ヲ積載スル場合及外國ニ往來スル内國船舶ニ

其ノ船用品トシテ内國物品ヲ積載スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

國內各港間ノミヲ往來スル船舶ハ外國物品ヲ積載スルコトヲ得ズ但シ轉運外國物品ヲ積載スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十三條 外國ニ往來スル船舶國內各港間ノミヲ往來セントスルトキ及國內各港間ノミヲ往來スル船舶外國ニ往來セントスルトキハ船長ハ稅關長ノ承認ヲ受クベシ

第四百十四條 外國物品ヲ積載セル船舶ト他ノ船舶トノ物品ノ船移及交通ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ稅關長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十五條 外國ニ往來スル汽船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以内ニ稅關長ニ入港報告ヲ爲シ積載物品ノ目錄ヲ提出スルト共ニ

外國貿易汽船ノ場合ニ在リテハ船舶國籍證書及最終仕出港ノ出港許可書又ハ之ニ代ルベキ書類ヲ預クベシ

外國ニ往來スル帆船開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ税關長ニ入港報告ヲ爲スベシ

轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ニ入港シタルトキハ船長ハ入港ノ時ヨリ二十四時以內ニ税關長ニ入港報告ヲ爲シ積載貨物ノ目錄ヲ提出スベシ

第四百十六條 外國ニ往來スル船舶及轉運外國物品ヲ積載セル船舶開港ヲ出港セントスルトキハ船長ハ税關長ノ出港許可ヲ受クベシ

外國貿易汽船及轉運外國物品ヲ積載セル船舶前項ノ出港許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ其ノ港ニ於テ船積シタル貨物ノ目錄ヲ税關長ニ提出スベシ

第四百十七條 外國ニ往來スル船舶及轉運外國物品ヲ積載セル船舶ハ第四百十五條ニ規定スル手續ヲ了シタル後ニ非ザレバ開港ニ於テ貨物又ハ船用品ノ船積、船卸及船移ヲ爲スコトヲ得ズ但シ税關長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十八條 開港ニ於ケル物品ノ船積及陸揚竝ニ船舶ト陸地トノ交通ハ税關長ノ指定シタル場所ニ由ルベシ但シ税關長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十九條 開港ニ於テ物品ヲ船積、船卸又ハ船移セントスルトキハ税關官吏ノ承認ヲ受クベシ但シ外國物品ヲ積載セザル船舶內國物品ヲ船積、船卸又ハ船移スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四百十條 外國物品、轉運內國物品又ハ外國經由運送物品ノ船積、陸揚又ハ船移ニ付港外荷役ヲ爲サントスルトキハ船長ハ税關長ノ許可ヲ受クベシ
港外荷役ノ許可ヲ受ケントスルトキハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ許可手數料ヲ納付スベシ

港外荷役ノ許可ヲ受ケタル船舶ハ第四百十條第一項第二項及第四百十五條乃至前條ノ規定ノ適用ニ付之ヲ開港ニ碇泊セル船舶ト看做ス

第四百十一條 內國貿易帆船ハ税關長ヨリ其ノ資格ヲ證明スル書類ノ下付ヲ受ケ入出港ノ都度之ヲ税關官吏、税關官吏其ノ地ニ在ラザルトキハ稅務官吏、

專賣官吏又ハ警察官吏ニ提示シ其ノ查證ヲ受クベシ
前項ノ書類ノ下付ヲ受ケントスルトキハ船長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ下付手
數料ヲ納付スベシ

第五百二十二條 第四百十條第一項第二項、第四百十一條及第四百十三條ノ規定
ハ災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因ル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五百二十三條 外國ニ往來スル船舶災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ
不開港ニ入港シタルトキハ船長ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ稅關官吏、稅關官吏其ノ
地ニ在ラザルトキハ稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ニ届出ヅベシ當該船舶
其ノ港ヲ出港セントスルトキ亦同ジ

前項ノ船舶其ノ港ニ於テ入港ノ事由ニ因リ船用品ノ船積又ハ物品ノ陸揚若ハ
船移ヲ爲サントスルトキハ船長ハ前項ニ依リ届出ヲ爲シタル官吏ノ承認ヲ受
クベシ但シ急迫セル事情ニ因リ承認ヲ受クル邊ナキトキハ船長ハ事後遲滯ナ
ク其ノ旨ヲ右ノ官吏ニ届出ヅベシ

第四百二十二條及第四百十四條ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ

第五百十四條 稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏前條第一項ノ規定ニ依ル入港
届ヲ受理シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ稅關官吏ニ通報スベシ但シ物品ノ船
積、陸揚又ハ船移ヲ爲サザルニ依リ當該官吏ニ於テ其ノ必要ナシト認メタル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第五百十五條 災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ第四百十條第一項第
二項、第四百十一條又ハ第四百十三條ニ抵觸スル行爲ヲ爲シタルトキハ船長
ハ遲滯ナク其ノ顛末ヲ稅關官吏ニ届出ヅベシ但シ第五百十三條第一項ノ規定
ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五百十六條 總積量二十噸未滿ノ汽船及汽船又ハ帆船ニ非ザル船舶ニ付テハ
帆船ニ關スル規定ヲ適用ス

第五百十七條 本法ノ規定中船長ニ適用スベキモノハ法令ノ規定ニ依リ船長ニ
非ザル者船長ニ代リテ其ノ職務ヲ行フトキハ其ノ者ニ付之ヲ適用ス

第五百十八條 國境河川ノミヲ航行スル船舶ニ付テハ本法ヲ適用セズ

經濟部大臣ハ前項ノ船舶及開港内ノミヲ航行スル船舶ニ付命令ヲ以テ取締上

必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得

第百五十九條 開港ノ種類ハ左ノ通トス

一 第一種開港

二 第二種開港

第一種開港ハ汽船及帆船ノ爲ノ開港トシ第二種開港ハ帆船ノ爲ノ開港トス

第百六十條 第一種開港ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二種開港ハ經濟部大臣之ヲ定ム

第百六十一條 開港ニ於ケル外國ニ往來スル船舶ノ碇泊區域ハ税關長ノ定ムル所ニ依ル

第二節 車 輛

第百六十二條 國境ヲ出入スル鐵道車輛ハ税關驛ニ停車スベシ

國境ヲ出入スル鐵道車輛ニ非ザル車輛ハ關稅通路ニ直接接續スル保稅區域ニ停車スベシ

第百六十三條 鐵道車輛外國ヨリ税關驛ニ到着シタルトキハ驛長ハ遲滞ナク其

ノ積載物品ノ目錄ヲ税關長ニ提出スベシ

第百六十四條 鐵道車輛外國ニ向ケ税關驛ヲ發車セントスルトキハ驛長ハ税關長ニ列車ノ組成ヲ報告シ發車ノ許可ヲ受クベシ

第百六十五條 保稅區域ニ於テ外國物品又ハ外國經由運送物品ヲ車積又ハ車卸セントスルトキハ税關官吏ノ承認ヲ受クベシ

第百六十六條 常時國境ヲ出入スル鐵道車輛ニ非ザル車輛ハ税關長ヨリ其ノ資格ヲ證明スル書類ノ下付ヲ受ケ出入ノ都度之ヲ税關官吏ニ提示シ其ノ查證ヲ受クベシ

前項ノ書類ノ下付ヲ受ケントスルトキハ車輛ノ所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ下付手数料ヲ納付スベシ

第百六十七條 船舶、車輛及航空機ニ非ザル運輸機關ハ之ヲ鐵道車輛ニ非ザル車輛ト看做ス

第三節 航 空 機

第百六十八條 航空機ハ税關飛行場ニ由ルニ非ザレバ外國ニ往來スルコトヲ得

ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ税關長ノ許可ヲ受ケタル場合及第七十二條ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六十九條 航空機外國ヨリ税關飛行場ニ著陸シタルトキハ機長ハ遲滯ナク税關長ニ著陸報告ヲ爲スベシ

第七十條 航空機外國ニ向ケ税關飛行場ヲ離陸セントスルトキハ機長ハ税關長ノ離陸許可ヲ受クベシ

第七十一條 税關飛行場ニ於テ外國物品又ハ外國經由運送物品ヲ機積又ハ機卸セントスルトキハ税關官吏ノ承認ヲ受クベシ

第七十二條 航空機災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ外國ヨリ税關飛行場ニ非ザル場所ニ著陸シタルトキハ機長ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ税關官吏、税關官吏其ノ地ニ在ラザルトキハ税務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ニ届出ヅベシ當該航空機外國ニ向ケ其ノ場所ヲ離陸セントスルトキ亦同ジ

前項ノ規定ハ定期航空ニ從事スル航空機ニシテ經濟部大臣ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第七十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ機長ハ税關官吏、税關官吏其ノ地ニ在ラザルトキハ税務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ノ承認ヲ受クベシ

一 税關長ノ許可ヲ受ケ物品ノ機却ヲ爲ス爲外國ヨリ税關飛行場ニ非ザル場所ニ著陸シタル航空機其ノ物品ヲ機卸セントスルトキ

二 税關長ノ許可ヲ受ケ物品ノ機積ヲ爲ス爲税關飛行場ニ非ザル場所ニ著陸シ其ノ場所ヨリ外國ニ向ケ離陸セントスル航空機其ノ物品ヲ機積セントスルトキ

三 災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ税關飛行場ニ非ザル場所ニ著陸シタル航空機著陸ノ事由ニ因リ外國物品又ハ外國經由運送物品ノ機卸ヲ爲サントスルトキ

四 前各號ノ航空機其ノ場所ヨリ外國ニ向ケ離陸セントスル場合ニ於テ内國物品タル機用品ヲ機積セントスルトキ

前項第三號ノ航空機急迫セル事情ニ因リ前項ノ承認ヲ受クル違ナキトキハ機長ハ事後遲滯ナク其ノ旨ヲ當該官吏ニ届出ヅベシ

第七十四條 稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏前二條ノ規定ニ依ル届ヲ受理シ又ハ承認ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ稅關官吏ニ通報スベシ

第七十五條 國內ニ向ケ國內ヲ離陸シタル航空機災害其ノ他ノ抗拒スベカラザル事由ニ因リ外國ニ著陸シタルトキハ機長ハ遲滯ナク其ノ顛末ヲ稅關官吏ニ届出ヅベシ

第四章 通關代辦人

第七十六條 本法ニ於テ通關代辦ト稱スルハ業トシテ貨主ノ爲ニ自己ノ名ヲ以テ物品ノ通關手續及之ニ伴フ物品ノ保稅區域搬入、搬出其ノ他ノ取扱ヲ爲スヲ謂フ

第七十七條 通關代辦ハ稅關長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ營ムコトヲ得ズ

貨主又ハ其ノ法定代理人ノ外通關代辦人ニ非ザレバ物品ノ通關手續ヲ爲スコトヲ得ズ

第七十八條 前條ノ規定ハ運送營業人ガ其ノ受託物品ニ付保稅運送、轉運又

ハ外國經由運送ノ手續ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

鐵道運送人、海上運送人又ハ航空運送人ガ其ノ受託物品ニ付輸送ノ途中ニ於テ輸出、輸入又ハ積戻ヲ爲ス場合ニ付亦前項ニ同シ但シ右ノ運送人ガ保稅區域ニ於テ受託シ又ハ引渡ヲ爲ス物品ニ付其ノ保稅區域ニ於テ輸出、輸入又ハ積戻ノ手續ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十四條 乃至第九十條ノ規定ハ前二項ノ運送營業人ニ付之ヲ準用ス

第七十九條 通關代辦ノ許可期間ハ許可ノ日ヨリ三年以内トス

前項ノ許可期間ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ日ヨリ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第八十條 通關代辦人ハ其ノ營業地毎ニ身元保證トシテ金錢又ハ國債證券ヲ供託スベシ

前項ノ身元保證金額ハ三百圓以上一萬圓以下ノ範圍ニ於テ經濟部大臣之ヲ定ム

第八十一條 通關代辦人稅關長ニ納付スベキ金錢ヲ納付セザルトキハ稅關長

ハ身元保證物ヲ以テ之ニ充當スルコトヲ得

第二十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八十二條 通關代辦人ノ業務上ノ過失ニ因リ損害ヲ受ケタル者ハ其ノ債權

ニ付稅關長ノ承認ヲ受ケ身元保證物ニ依リ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第八十三條 身元保證金額ニ不足ヲ生ジタルトキハ稅關長ハ不足金額ニ相當

スル身元保證物ノ供託アル迄通關代辦人ノ業務ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第八十四條 通關代辦人ハ營業地毎ニ通關取扱料率ノ最高額ヲ定メ稅關長ノ

認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第八十五條 通關代辦人ハ身元保證物ノ供託ヲ了シ通關取扱料率ニ付稅關長

ノ認可ヲ受ケタル後ニ非ザレバ其ノ業務ヲ行フコトヲ得ズ

第八十六條 通關代辦人ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ受託物品ノ通關代辦

ヲ爲シタル場合ニ限リ其ノ通關取扱料ヲ請求スルコトヲ得

第八十七條 稅關長ハ通關代辦業務ニ關シ通關代辦人ヲ監督ス

第八十八條 稅關長ハ通關代辦人ニ對シ其ノ業務ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ稅

關官吏ヲシテ通關代辦人ノ業務ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

第八十九條 稅關長ハ公益上必要アリト認ムルトキハ通關取扱料率ノ變更ヲ

命ズルコトヲ得

第九十條 稅關官吏ハ通關代辦業務ノ取締ノ爲通關代辦人及其ノ使用人其ノ

他ノ從業員ヲ指揮ス

第九十一條 通關代辦人又ハ其ノ使用人其ノ他ノ從業員ガ通關代辦人ノ業務

ニ關シテ本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令ニ違反スル行爲ヲ爲シ又ハ稅關長

ノ命令ニ服セズ若ハ稅關官吏ノ指揮ニ從ハザルトキハ稅關長ハ通關代辦人ノ

業務ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ營業ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第五章 稅關官吏ノ職權

第九十二條 稅關長ハ陸接國境ニ於ケル稅關官吏ノ職務ノ執行ノ爲必要アリ

ト認ムルトキハ其ノ所屬官吏ニ銃器ヲ攜帶セシメ又ハ監視犬ヲ連行セシムル

コトヲ得

第九十三條 稅關官吏ハ自己ノ生命、身體又ハ自由ニ對スル迫害ヲ受ケ自衛

上銃器ヲ以テ其ノ迫害ヲ排除セザル限リ職務ヲ執行スルコト能ハザル場合ニ非ザレバ人ニ對シ銃器ヲ使用スルコトヲ得ズ

税關官吏ハ前項ニ該當スル場合又ハ逃亡セントスル犯人ヲ逮捕スル爲必要ナル場合ニ非ザレバ人ニ對シ監視犬ヲ使役スルコトヲ得ズ

税關官吏ハ前二項ニ該當スル場合ト雖モ銃器又ハ監視犬ヲ以テ人ノ生命ヲ害スルコトヲ得ズ

第九十四條 税關長ハ本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令ヲ執行スル爲必要アリト認ムルトキハ運輸機關ノ出發ヲ差止め又ハ其ノ進行ヲ停止スルコトヲ得

第九十五條 税關長ハ本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令ヲ執行スル爲必要アリト認ムルトキハ物品、運輸機關又ハ藏置場所ニ關スル書類ヲ提出セシメ、報告ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第九十六條 税關官吏ハ本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令違反ノ行爲ヲ防止スル爲必要アリト認ムルトキハ物品、運輸機關、藏置場所又ハ之ニ關スル帳簿書類ヲ検査シ又ハ之ニ封鎖ヲ施シ其ノ他必要ナル處置ヲ爲スコトヲ得

第九十七條 税關官吏ハ輸出品又ハ輸入物品ノ市價ヲ調査スル爲必要アリト認ムルトキハ何人ニ對シテモ帳簿書類ノ提示又ハ調査資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第六章 罰 則

第九十八條 輸出禁止品ヲ輸出シ若ハ輸出セントシタル者又ハ輸入禁止品ヲ輸入シ若ハ輸入セントシタル者ハ五千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物品ニシテ犯人ノ占有スルモノハ之ヲ沒收ス

前項ノ規定ニ該當スル行爲ニ付他ノ法令ニ於テ刑ノ定アルトキハ前項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第九十九條 關稅ヲ連脱シ又ハ連脱セントシタル者ハ其ノ連脱シ又ハ連脱セントシタル稅額ノ一倍以上十倍以下ノ金額ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ其ノ物品ニシテ犯人ノ占有スルモノハ之ヲ沒收ス

常習トシテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ連脱シ又ハ連脱セントシタル稅額ノ五倍以上二十倍以下ノ金額ニ相當スル罰金ニ處シ其ノ物品ニシテ犯人ノ占有スル

モノハ之ヲ沒收ス但シ罰金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ズ

第二百條 前二條ノ犯罪ノ用ニ供シ又ハ供セントシタル物品ニシテ其ノ犯罪ノ用ニ供スル爲特殊ノ加工ヲ爲シタルモノハ何人ノ所有ニ屬スルヲ問ハズ之ヲ沒收シ又ハ其ノ效用ヲ毀滅ス

第二百一條 第九十八條第一項又ハ第九十九條ノ規定ニ該當スル物品ヲ收受シタル者ハ千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ニ記載スル物品ヲ運搬、寄藏、故買又ハ牙保シタル者ハ三千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

前項ノ罪ノ未遂犯ハ之ヲ罰ス

第二百二條 第四百一條第二項、第四百十一條、第四百十三條、第四百十六條第一項、第五百十條第一項、第六十二條、第六十四條、第六十八條又ハ第七十條ノ規定ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ第九十八條又ハ第九十九條ノ規定ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 第五十一條、第五十八條、第五十九條第一項、第九十四條第三項、第百

六條後段、第百八條第二項、第百十五條、第百二十八條、第百三十五條、

第百三十七條第一項又ハ第百四十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 第六十條ニ依リ準用セラレタル第百八條第二項、第七十二條ニ依リ準用セラレタル第九十四條第三項又ハ第百十四條ニ依リ準用セラレタル第百六條後段若ハ第百八條第二項ノ規定ニ違反シタル者

三 第百四十四條ノ規定ニ違反シテ物品ノ船移ヲ爲シタル者

第二百四條 第百七十七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二百五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第四十八條、第五十條、第五十二條、第百四十七條、第百四十八條、第

百五十三條第二項、第百七十三條、第百七十七條第二項、第百八十五條又

ハ第百七十八條ニ依リ準用セラレタル第百八十五條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七十六條又ハ第七十八條第三項ノ規定ニ基テ經濟部大臣又ハ税關長ノ

命令ニ服セザル者

三 第五十七條第一項、第六十一條、第二百二條第二項但書、第一百三條第二項但書、第二百二十五條、第八十三條、第八十七條、第九十一條又ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第八十七條ノ規定ニ基ク税關長ノ命令ニ服セザル者

四 第五十七條第一項、第六十一條、第九十條又ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第九十條ノ規定ニ基ク税關官吏ノ指揮ニ從ハザル者

五 第四十九條第二項ノ規定ニ基ク税關長ノ定メタル制限ニ服セザル者

六 第七十七條、第八十八條又ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第八十八條ノ規定ニ基キ税關長ノ命ジタル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

七 第七十七條、第八十八條又ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第八十八條ノ規定ニ基ク税關官吏ノ検査ヲ拒ミ又ハ之ヲ阻障シタル者

八 第三百三十一條、第三百三十二條又ハ第三百三十八條ニ依リ準用セラレタル第

百三十二條ニ違反シタル場合ノ當該申告人

九 第八十四條若ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第八十四條ニ規定スル認可ヲ受ケズ又ハ第八十九條若ハ第七十八條ニ依リ準用セラレタル第八十九條ノ規定ニ基ク税關長ノ命令ニ服セズシテ通關取扱料ヲ取得シタル者

十 第九十四條又ハ第九十六條ノ規定ニ基ク税關長又ハ税關官吏ノ處置ヲ拒ミ又ハ之ヲ阻障シタル者

十一 第九十五條ノ規定ニ基ク税關長ノ命令ニ對シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ其ノ他之ニ服セザル者

十二 第九十七條ノ規定ニ基ク税關官吏ノ要求ニ應ゼザル者

十三 特許保稅區域ノ特許事項ニ違反シタル設營人

十四 第二百七十六條第一項ノ規定ニ違反シテ保稅區域又ハ運輸機關ニ於ケル物品ノ取扱ヲ爲シタル者

第二百六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第五十六條但書、第六十八條、第六十九條、第七十三條第一項、第九十二條第一項、第九十三條、第九十四條第二項、第九十六條第三項、第四百條、第五百條、第六條前段、第三十六條、第四十五條、第五十一條第一項、第五十三條第一項、第五十五條、第六十三條、第六十六條第一項、第六十九條、第七十二條第一項又ハ第七十五條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 第七十二條ニ依リ準用セラレタル第九十三條若ハ第九十四條第二項又ハ第一百四十四條ニ依リ準用セラレタル第四百條、第五百條若ハ第六條前段ノ規定ニ違反シタル者
- 三 輸出認許ヲ受ケ未ダ輸出セラレザル外國物品ヲ第三百三條第一項又ハ第一百四十四條ニ依リ準用セラレタル第三百三條第一項ノ規定ニ違反シテ搬出セザル者
- 四 第四百四十四條ノ規定ニ違反シテ交通ヲ爲シタル者
- 第二百七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第七十八條第一項第二項、第九十四條第一項、第四百十九條、第六百六十五條又ハ第七十一條ノ規定ニ違反シタル者
- 二 七十二條ニ依リ準用セラレタル第九十四條第一項ノ規定ニ違反シタル者
- 第二百八條 過失ニ因リ第二百二條乃至前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ之ヲ罰ス
- 第二百九條 本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタル者ニハ刑法第十九條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第二百二條乃至第二百七條ノ規定ニ該當スル罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第十六條但書、第二十條後段、第二十八條、第五十七條第一項及第五十八條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第二百十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ使用人其ノ他ノ從業員ガ本人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外本人ヲモ處罰ス但シ本人心神喪失者又ハ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者ナルトキハ其ノ法定代理人ヲ處罰ス
- 一 特許保稅區域ノ設營人

二 輸出、輸入又ハ運送ノ業ヲ營ム者

三 通關代辦人

第二百一十一條 法人ノ職員若ハ社員又ハ使用人其ノ他ノ從業員ガ法人ノ業務ニ關シ本法ノ罰則ニ觸ルル行爲ヲ爲シタルトキハ該行爲者ヲ罰スルノ外法人ヲモ處罰ス

第二百一十二條 第二十條ノ場合ニ於テ本人又ハ法定代理人當該違反行爲ヲ防止スルノ途ナカリシコトヲ證明シタルトキハ之ヲ罰セズ

前條ノ場合ニ於テ法人ノ業務ヲ執行スル職員又ハ社員ニ付前項ノ證明アリタルトキハ其ノ法人ヲ罰セズ

第二百一十三條 第九十九條ノ規定ニ依リ沒收スベキ物品ガ消費其ノ他ノ事由ニ因リ沒收スルコト能ハザルトキハ沒收ニ代ヘ其ノ價格ヨリ關稅及消費稅ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額ヲ犯人ヨリ追徵ス

第七章 犯罪ノ捜査及處分

第一節 通 則

第二百一十四條 本章ニ於テ關稅犯ト稱スルハ本法又ハ本法ニ基キ發シタル命令ニ依リ課セラレタル義務ニ違背スル行爲ニシテ刑罰ヲ科セラルベキモノヲ謂フ

第二百一十五條 關稅犯ニ關スル事件ハ即決處分ニ對スル正式裁判ノ請求アリタル場合ノ外法院ニ繫屬スルコトナシ

第二百一十六條 刑事訴訟法第三十九條及第四十條ノ規定ハ關稅犯ノ即決處分ニ關スル手續ニ付之ヲ準用ス

第二百一十七條 本章ニ規定スル書類ノ作成ニ付テハ本法ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外刑事訴訟法第六十四條、第六十六條及第六十七條ノ規定ヲ準用ス
第二百一十八條 本章ニ規定スル書類ノ送達ニ付テハ刑事訴訟法第六十八條第一項第三項第四項、第六十九條、第七十一條、第七十二條第二項第四項及第七十四條ノ規定ヲ準用ス

第二百一十九條 本章ニ規定スル期間ノ計算ニ付テハ刑事訴訟法第七十五條及第七十六條ノ規定ヲ準用ス

第二節 捜査

第二百二十條 税關官吏關稅犯アリト思料スルトキハ犯人、犯罪事實及證據ヲ
捜査スベシ

第二百二十一條 税關官吏捜査上必要アリト認ムルトキハ被疑者ヲ訊問スルコ
トヲ得

前項ノ訊問ニ付テハ刑事訴訟法第二百二十四條乃至第二百二十九條及第二百二十
一條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十二條 税關官吏捜査上必要アリト認ムルトキハ參考人ヲ訊問スルコ
トヲ得

前項ノ訊問ニ付テハ刑事訴訟法第二百二十七條、第七十條乃至第七十三條、
第七十九條乃至第八十一條及第二百二十一條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十三條 被疑者又ハ參考人ノ訊問ニ付テハ調書ヲ作成スベシ
調書ニハ被疑者又ハ參考人ノ訊問及其ノ供述ヲ記載スベシ

調書ハ税關官吏之ヲ供述者ニ讀聞カセ又ハ之ヲ閱覽セシメ其ノ記載ノ相違ナ

キヤ否ヲ問フベシ

供述者増減變更ノ請求ヲ爲シタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スベシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムベシ

第二百二十四條 前條ノ調書ニハ取調ヲ爲シタル年月日及場所ヲ記載シ其ノ取
調又ハ處分ヲ爲シタル者之ニ署名捺印スベシ

立會人アリタル場合ニハ立會人ヲシテ共ニ署名捺印セシムベシ

第二百二十五條 現行犯人ニ對スル訊問ニシテ急速ヲ要スル場合ハ其ノ要領ヲ
記載シタル書面ヲ以テ調書ニ代フルコトヲ得

前項ノ書面ニハ取調ヲ爲シタル年月日時及場所ヲ記載シ取調ヲ爲シタル者之
ニ署名捺印スベシ

第二百二十六條 税關官吏捜査上必要アリト認ムルトキハ被疑者又ハ參考人ヲ
召喚スルコトヲ得

税關官吏捜査上必要アリト認ムルトキハ指定ノ場所ニ被疑者又ハ參考人ノ出
頭又ハ同行ヲ命ズルコトヲ得

第二百二十七條 被疑者召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セザルトキハ税關官吏ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

被疑者前條第二項ノ命令ニ遵ハザルトキハ税關官吏ハ之ヲ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得

第二百二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ税關官吏ハ直ニ被疑者ヲ勾引スルコトヲ得

- 一 被疑者一定ノ住居ヲ有セザルトキ
- 二 被疑者罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ
- 三 被疑者逃亡シタルトキ又ハ逃亡スル虞アルトキ

第二百二十九條 前三條ノ召喚又ハ勾引ニ付テハ刑事訴訟法第八十二條、第八十五條第一項乃至第三項、第八十六條、第九十條第一項、第九十二條、第九十三條、第九十五條第一項第二項、第九十六條及第九十七條ノ規定ヲ準用ス
第二百三十條 税關官吏ハ被疑者ヲ訊問シタル後第二百二十八條ニ規定スル原由アルトキハ二十日ヲ超エザル期間被疑者ヲ税關官署、稅務官署、專賣官署、



警察官署其ノ他ノ適當ナル場所ニ留置スルコトヲ得

被疑者ノ留置ハ留置狀ヲ發シテ之ヲ爲スベシ

留置ニ付テハ刑事訴訟法第八十五條第一項第三項、第九十條第三項、第九十二條、第九十三條、第九十五條第一項第三項、第九十八條、第九十九條第一項及第二百二條ノ規定ヲ準用ス

第二百三十一條 税關官吏ハ被疑者ノ留置ヲ停止スル處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ留置停止ニ付テハ刑事訴訟法第四百四條乃至第四百六條及第四百八條ノ規定ヲ準用ス

第二百三十二條 税關官吏、税關巡役、稅務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ハ其ノ職務ヲ行フニ當リ關稅犯ノ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ犯人其ノ場所ニ在ルトキハ直ニ之ヲ逮捕スベシ

第二百三十三條 關稅犯ノ現行犯人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖モ之ヲ逮捕スルコトヲ得

犯人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ税關官吏、税關巡役、稅務官吏、專賣官吏

又ハ警察官吏ニ引渡スベシ

第二百三十四條 税關巡役、税務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏現行犯人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ之ヲ税關官吏ニ引致スベシ

第二百三十五條 現行犯人ノ遺留シタル物品ニシテ沒收スベキモノト認メラルルモノヲ押收シタル場合ニ於テ犯人逃亡シタル儘犯罪ノ日ヨリ二月ヲ經過シタルトキハ當該物品ハ國庫ニ歸屬ス

第二百三十六條 前四條ノ現行犯ニ付テハ刑事訴訟法第一百十六條、第一百十九條第二項及第二百十條ノ規定ヲ準用ス

第二百三十七條 税關官吏搜查上必要アリト認ムルトキハ船舶、車輛、航空機、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ搜索ヲ爲スコトヲ得税關巡役、税務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏現行犯人逮捕ノ爲必要アリト認ムルトキ亦同ジ

第二百三十八條 税關官吏ハ被疑者ガ犯罪事實ヲ證明スルニ足ルベキ物品ヲ身邊ニ藏匿セリト思料シタルトキハ其ノ開示ヲ求メ若之ニ從ハザルトキハ身邊ノ搜索ヲ爲スコトヲ得

婦女ノ身邊ノ搜索ニ付テハ成年ノ婦女ヲシテ之ニ立會ハシムベシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十九條 税關官吏ハ搜查ニ依リ發見シタル物品ニシテ犯罪事實ヲ證明スルニ足り又ハ沒收スベキモノト思料シタルトキハ之ヲ押收スルコトヲ得

第二百四十條 税關官吏ノ爲ス臨檢、搜索及押收並ニ税關巡役、税務官吏、專賣官吏又ハ警察官吏ノ爲ス臨檢及搜索ニ付テハ刑事訴訟法第一百三十三條、第三百三十四條、第三百三十六條、第三百三十七條、第四百十三條、第四百十五條、第四百十六條、第四百十八條及第四百十九條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十一條 臨檢、搜索又ハ押收ニ付テハ調書ヲ作成スベシ
臨檢調書ニハ臨檢ノ目的物ノ現狀ヲ明確ナラシムル爲圖畫又ハ寫眞ヲ添附スルコトヲ得

押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目及數量ヲ調書ニ記載シ又ハ別個ニ目錄ヲ作成シ之ヲ調書ニ添附スベシ

第二百四十三條 前條ノ調書ノ作成ニ付テハ第二百二十四條ノ規定ヲ準用ス

現行犯人ニ對スル搜索又ハ押收ニシテ急速ヲ要スル場合ノ調書ノ作成ニ付テハ第二百二十五條ノ規定ヲ準用ス

第二百四十三條 税關官吏其ノ所屬税關ノ管轄區域外ニ於テ被疑事件ノ搜索ヲ爲ス必要アル場合ニ於テハ其ノ地ヲ管轄スル税關ノ税關官吏ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第二百四十四條 税關官吏訊問、勾引、臨檢、搜索若ハ押收ヲ爲ストキ又ハ税關巡役、税務官吏、專賣官吏若ハ警察官吏臨檢若ハ搜索ヲ爲ストキハ制服ヲ着用シ又ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ攜帶シ其ノ處分ヲ受クル者ノ要求アルトキハ之ヲ提示スベシ

前項ノ處分ヲ爲ス者制服ヲ着用セザル場合ニ於テ其ノ身分ヲ證明スベキ證票提示ノ要求ニ應ゼザルトキハ處分ヲ受クル者ハ其ノ處分ヲ拒ムコトヲ得

第二百四十五條 税關官吏訊問、勾引、逮捕、臨檢、搜索、押收若ハ留置ノ處分ヲ爲シ又ハ税關巡役、税務官吏若ハ專賣官吏逮捕、臨檢若ハ搜索ヲ爲スニ當リ必要ト認ムルトキハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第二百四十六條 税關官吏搜索ヲ了ヘタルトキハ所屬税關長又ハ税關分關長ニ對シ書面ヲ以テ其ノ結果ヲ報告スベシ

税關官吏前項ノ報告ヲ爲ストキハ之ト同時ニ關係書類ヲ税關長又ハ税關分關長ニ提出スベシ

第三節 處分

第二百四十七條 税關長又ハ税關分關長ハ其ノ税關管轄區域内ニ於テ關稅犯ヲ犯シタル者ニ對シ即決處分ヲ以テ刑ヲ科スルコトヲ得

税關長又ハ税關分關長ハ前項ノ犯人ガ他ノ税關管轄區域内ニ於テ犯シタル關稅犯ニ付其ノ地ヲ管轄スル税關長ノ同意ヲ得テ之ト前項ノ罪トヲ併セ其ノ犯人ニ對シ即決處分ヲ以テ刑ヲ科スルコトヲ得

第二百四十八條 税關長又ハ税關分關長ハ證憑ノ取調ニ依リ犯罪ノ證明アリタルトキハ直ニ科刑ノ處分ヲ爲スベシ但シ情狀ニ因リ科刑ノ必要ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百四十九條 税關長又ハ税關分關長即決處分ヲ爲サザルトキハ留置シタル

被疑者ハ之ヲ釋放シ押收物品ハ之ヲ還付スベシ

第二百五十條 即決處分ヲ爲ストキハ處分書ヲ作成スベシ

即決處分書ニハ左ノ事項ヲ記載シ處分ヲ爲シタル者之ニ署名捺印スベシ

一 處分ヲ受クル者ノ氏名、年齢、性別、職業及住居

二 刑及換刑處分

三 犯罪事實

四 適用法條

五 正式裁判ノ請求期間及方式

六 即決處分ノ年月日

第二百五十一條 即決處分ノ告知ハ即決處分書謄本ノ送達ニ依リ之ヲ爲スベシ

第二百五十二條 公訴ノ時効ハ即決處分ノ告知ニ因リ中斷ス

第二百五十三條 即決處分ヲ受ケタル者之ニ不服ナルトキハ處分ヲ爲シタル稅

關又ハ稅關分關ノ所在地ヲ管轄スル區法院ニ對シ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得

處分ヲ受ケタル者ノ法定代理人又ハ夫ハ處分ヲ受ケタル者ノ爲獨立シテ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第二百五十六條第二項但書ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十四條 正式裁判ノ請求ハ即決處分告知ノ日ヨリ二十日以内ニ管轄區

法院ニ宛テタル請求書ヲ即決處分ヲ爲シタル稅關長又ハ稅關分關長ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

請求書ニハ即決處分ヲ表示シ之ニ對シテ不服ヲ申立ツル旨ヲ記載スベシ

第二百五十五條 即決處分ヲ受ケタル者自己ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ

期間内ニ正式裁判ノ請求ヲ爲スコト能ハザリシトキハ原狀回復ノ請求ヲ爲スコトヲ得

原狀回復ニ付テハ刑事訴訟法第三百二十三條、第三百二十四條及第三百二十

五條第一項ノ規定ヲ準用ス

第二百五十六條 即決處分ヲ受ケタル者ハ正式裁判ノ請求ヲ拋棄シ又ハ取下グルコトヲ得

前項ノ者法定代理人又ハ夫アル場合ハ其ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ拋棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ズ但シ所在不明其ノ他ノ事由ニ因リ正式裁判請求期間ニ相當スル期間内ニ其ノ意見ヲ徴スルコト能ハザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
即決處分ヲ受ケタル者ノ爲獨立シテ正式裁判ノ請求ヲ爲スコトヲ得ル者ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ同意ヲ得テ正式裁判ノ請求ヲ取下グルコトヲ得
正式裁判請求ノ拋棄又ハ取下ニ付テハ刑事訴訟法第三百十九條及第三百二十條本文ノ規定ヲ準用ス

第二百五十七條 即決處分ヲ受ケタル者拘禁中ナルトキハ前三條ノ請求、拋棄又ハ取下ニ付テハ刑事訴訟法第三百十五條第三項乃至第五項ノ規定ヲ準用ス
第二百五十八條 正式裁判ノ請求書ヲ受取リタル税關長又ハ税關分關長ハ速ニ關係書類及押收物品ヲ所轄區法院ノ對置檢察廳ニ送付スベシ
檢察廳前項ノ規定ニ依リ正式裁判ノ請求書及關係書類ノ送付ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ對置法院ニ送付スベシ

第二百五十九條 正式裁判ノ請求其ノ方式ニ重大ナル瑕疵アルトキ又ハ請求權

消滅後ニ爲シタルモノナルトキハ法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ之ヲ却下スベシ

前項ノ裁定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百六十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ法院ハ檢察廳ノ意見ヲ聽キ裁定ヲ以テ即決處分ヲ取消スベシ

- 一 權限ヲ有セザル事件ニ付即決處分ヲ爲シタルトキ
- 二 即決處分ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第二百六十一條 法院ハ前二條ノ場合ヲ除クノ外通常ノ手續ニ從ヒ審判ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依ル判決ニ對シテハ上告ヲ許シ控訴ヲ許サズ

第二百六十二條 第二百五十九條第一項ノ場合ニ於テ原法院正式裁判ノ請求ヲ却下セザリシトキハ上告法院ハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ正式裁判ノ請求ヲ却下スベシ

第二百六十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ上告法院ハ判決ヲ以テ

原判決ヲ破毀シ即決處分ヲ取消スベシ

一 第二百六十條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ原法院即決處分ヲ取消サザリシトキ

二 原判決アリタル後即決處分ヲ受ケタル者死亡シタルトキ

第二百六十四條 即決處分ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ確定ス

一 正式裁判ノ請求期間内ニ其ノ請求ナカリシトキ

二 正式裁判請求ノ拋棄又ハ取下アリタルトキ

三 正式裁判ノ請求ヲ却下スル裁判確定シタルトキ

第二百六十五條 即決處分確定シタルトキハ税關長又ハ税關分關長ハ國稅徵收法ノ規定ニ準ジ之ヲ執行スベシ但シ換刑處分ノ執行ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ管轄スル檢察廳又ハ警察官署ニ之ヲ囑託スベシ
檢察廳又ハ警察官署前項ノ執行ヲ終リタルトキハ執行濟通知書ヲ即決處分ヲ爲シタル税關長又ハ税關分關長ニ送付スベシ

第二百五十八條第二項ノ規定ニ依リ關係書類ヲ發送シタル後即決處分確定シ

タル場合ニ於テハ所轄檢察廳其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

第二百六十六條 即決處分ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ執行ヲ保全スル爲必要アルトキハ處分ヲ受ケタル者ヲシテ保證金ヲ納付セシメ又ハ之ヲ親族其ノ他ノ者ニ責付スルコトヲ得

前項ノ處分ハ之ヲ併セテ行フコトヲ得

保證金ノ納付、沒取及還付竝ニ責付ニ付テハ刑事訴訟法第四百條第三項、第一百五條、第百六條及第百八條ノ規定ヲ準用ス

第二百六十七條 即決處分ヲ受ケタル者保證金納付ノ命令ニ從ハザルトキハ即決處分ノ確定ニ至ル迄之ヲ留置スルコトヲ得但シ留置期間ハ即決處分ニ定メタル勞役場留置ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ズ

正式裁判ノ請求アリタル場合ニ於テ請求後七日ヲ經過シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ留置ヲ解クベシ

第二百六十八條 即決處分確定シタルトキハ前條ノ留置日數ハ即決處分ニ定メタル換刑處分ノ比率ニ從ヒ本刑ニ算入ス

正式裁判ニ依リ刑ヲ科スル場合ニ於テハ前條ノ留置ハ之ヲ未決勾留ト看做ス
第二百六十九條 即決處分ノ確定後之ニ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ稅關
長又ハ稅關分關長ハ即決處分ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニ之ヲ取消シ又ハ變更
スルコトヲ得

第二百七十條 即決處分ヲ受ケタル者又ハ其ノ相續人ハ書面ヲ以テ當該稅關長
又ハ稅關分關長ニ對シ前條ノ規定ニ依ル即決處分ノ取消又ハ變更ヲ請求スル
コトヲ得

稅關長又ハ稅關分關長ハ前項ノ請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ書面ヲ以テ之
ヲ棄却スベシ

第二百七十一條 前條第一項ノ請求ハ即決處分ノ執行ヲ妨グルコトナシ但シ稅
關長又ハ稅關分關長ハ請求ニ對スル處分ノ確定スルニ至ル迄其ノ執行ヲ停止
スルコトヲ得

第二百七十二條 即決處分ヲ取消シ又ハ變更シタル場合ニ於テハ其ノ取消又ハ
變更ノ限度ニ於テ既ニ徵收シタル金錢又ハ現存スル沒收物品ハ之ヲ其ノ權利

者ニ還付スベシ

第二百七十三條 押收物品及前條ニ規定スル金錢又ハ沒收物品ノ還付ニ付テハ
刑事訴訟法第四百四十三條ノ規定ヲ準用ス

第二百七十四條 稅關長又ハ稅關分關長ニ支障アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル
稅關官吏本節ノ規定ニ依リ稅關長又ハ稅關分關長ノ權限ニ屬スル處分ヲ代行
スルコトヲ得

第八章 雜 則

第二百七十五條 稅關ノ休日及開廳時間竝ニ保稅區域及運輸機關ニ於ケル物品
ノ取扱時間ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第二百七十六條 稅關ノ休日若ハ開廳時間外ニ於テ通關手續ヲ爲サントスル者
又ハ保稅區域若ハ運輸機關ノ物品取扱時間外ニ於テ物品ノ取扱ヲ爲サントス
ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ稅關長ノ特許ヲ受クベシ

前項ノ特許ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ特許手数料ヲ納付スベ
シ

第二百七十七條 本法ノ規定ニ依リ物品又ハ國債證券ヲ賣却スル場合ノ手續ハ

本法ニ別段ノ規定アル場合ノ外政府契約規則ノ定ムル所ニ依ル

本法ノ規定ニ依リ物品ノ賣却代金中ヨリ關稅ニ相當スル金額ヲ收納スル場合
ノ當該金額ノ算定ハ賣却ノ日ニ於ケル物品ノ性質及數量竝ニ國境到著平常價
格ニ依リ其ノ日ニ於テ行ハルル關稅率ヲ準用ス

第二百七十八條 期間ヲ定ムルニ日時ヲ以テシタルモノハ其ノ期間中ニ稅關ノ
休日ヲ算入セズ

期間ノ計算ニ付テハ民法第四百四十八條、第四百四十九條及第五百一十一條乃至第
百五十三條ノ規定ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ第七章ニ規定スル期間ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則

第二百七十九條 本法ハ康德五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二百八十條 關東州ニ於ケル稅關ノ監視スル貨物藏置區域竝ニ圖們江國境ヲ
通過スル列車直通運轉及稅關手續簡捷ニ關スル滿洲國及日本國間協定ニ規定

スル雄基、羅津、清津ノ日本國稅關ノ構内及上三峰停車場ノ荷物検査場ハ保
稅運送ニ關スル規定ノ適用ニ付テハ之ヲ保稅區域ト看做ス

關東州ニ於ケル稅關ノ監視スル貨物藏置區域ハ內國物品ノ轉運ニ關スル規定
ノ適用ニ付テハ之ヲ保稅區域ト看做ス

第二百八十一條 賑災附加稅法、保稅法及通關代辦人法ハ之ヲ廢止ス

保稅法又ハ通關代辦人法ノ規定ニ依リ爲シタル處分又ハ手續其ノ他ノ行爲ハ
本法中之ニ相當スル規定アルトキハ之ヲ本法ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看
做ス

附 則

(康德六年六月一日勅令第百二十五號)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

輸出税率表

番號	品名	稅	率
一	人參	從價	五・〇〇%
二	甘草	從價	二・〇〇%
三	粟	從價	七・〇〇%
四	蕎麥	從價	三・四〇%
五	豆菽(落花生ヲ除ク)	從價	二・四〇%
	(甲) 大豆	從價	四・八〇%
	(乙) 小豆及綠豆	從價	四・〇〇%
	(丙) 其ノ他	從價	一・二〇%
六	西瓜子及南瓜子	從價	二・五〇%
七	杏仁	從價	〇・九五
八	野鳥肉(生鮮ナルモノ及冷凍シタルモノ)	從價	五・〇〇%
	(甲) 雉	從價	五・〇〇%
	(乙) 其ノ他	從價	五・〇〇%
九	生活力ヲ有スル動物	從價	五・〇〇%
一〇	毛皮(鞣シタルト否トヲ別タズ)	從價	六・五〇%
一一	皮(毛皮ヲ除ク)	從價	六・五〇%

輸入税率表

番號	品名	稅	率
一二	豚毛	從價	四六・八〇%
	(甲) 剛毛	從價	一・五〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一一・〇〇%
一三	胡麻子	從價	八・〇〇%
一四	荳胡麻子	從價	四・五〇%
一五	大麻子	從價	八・〇〇%
一六	蓖麻子	從價	五・〇〇%
一七	大豆油	從價	一一・〇〇%
一八	荳胡麻子油	從價	〇・一五
一九	石炭及煉炭	從價	無稅
二〇	荳胡麻子槽	從價	〇・七〇
二一	別號ニ掲ゲザル物品	從價	無稅
備考	從價稅率ノ單位ハ圓トス		
第一類	藥品、化粧品、爆發物、色素、塗料及填充料	從價	四・三〇%
一	烏梅	從價	五〇・五〇%
二	黃蓮	從價	三・〇〇%
三	枳殼	從價	三・〇〇%

四	菊花	每百疋	七・三〇
五	香附子	每百疋	二・五〇
六	牛膝	每百疋	五・六〇
七	サフラン	每疋	四・二〇
八	山査子片	每百疋	二・一〇
九	山梔子	每百疋	四・八〇
一〇	山奈	每百疋	四・七〇
一一	芍薬	每百疋	五・七〇
一二	朮	每百疋	四・七〇
一三	川芎	每百疋	六・三〇
一四	澤瀉	每百疋	一〇・三〇
一五	陳皮	每百疋	二・八〇
一六	當歸	每百疋	一〇・五〇
一七	杜仲	每百疋	五・六〇
一八	人參	從價	二五・〇%
	(甲) 野生ノモノ	從價	二五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
一九	貝母	每百疋	三三・七〇
二〇	麥門冬	每百疋	一一・一〇
二一	半夏	每百疋	一一・二〇

二二	茯苓	每百疋	五・九〇
二三	ホツブ	每百疋	七八・一〇
二四	木香	每百疋	一六七・九五
二五	五倍子	每百疋	九・二〇
二六	ミモサ樹皮	每百疋	一・六〇
二七	檳榔子及檳榔殼	每百疋	三・二〇
二八	別號ニ掲ゲザル植物性タニン材料(粗ノモノ)	從價	一一・五%
二九	紅花	每百疋	一一・三〇
三〇	姜黃	每百疋	四・四〇
三一	アラビアゴム	每百疋	八・三〇
三二	ラック	每百疋	一五・一〇
三三	キリン血及雌黃	從價	一一・五%
三四	乳香	每百疋	一一・二五
三五	ミルラ	每百疋	六・三〇
三六	生漆	從價	一一・五%
三七	牛黃	從價	一一・五%
三八	穿山甲鱗	從價	一一・五%
三九	犀角	從價	一一・五%
四〇	虎骨	從價	一一・五%
四一	地鼈龜	每百疋	一八・九〇

四二	蜈蚣	每千匹	一・〇〇
四三	別號ニ掲ゲザル動物植物性ノ藥材、色料及香料(粗ノモノ)	從價	二五・〇%
	(甲) 香料	從價	二五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
四四	硫黃	每百疋	〇・七〇
四五	磷及硫化磷	每百疋	一五・二〇
四六	水銀	每百疋	二二・八〇
四七	マグネシウム粉	從價	一五・〇%
四八	亜鉛末	每百疋	五・〇〇
四九	ガス(液化又ハ固化シタルモノヲ含ム)	從價	一一・五%
	(甲) アセチレン、アンモニア及鹽素	從價	一一・五%
	(乙) ネオン、アルゴン、其ノ他類似ノガス	從價	二〇・〇%
	(丙) 其ノ他	從價	一五・〇%
五〇	蒸溜水及滅菌水	從價	一五・〇%
	(甲) アンブール入ノモノ	每立	〇・五〇
	(乙) 其ノ他	每百疋	〇・八〇
五一	過酸化水素水	每百疋	一六・三〇

五二	鹽酸	從價	一一・五%
	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ	從價	一一・五%
	(乙) 其ノ他	每百疋	一・三〇
五三	硝酸	從價	一一・五%
	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ	從價	一一・五%
	(乙) 其ノ他	每百疋	二・四〇
五四	硫酸	從價	一一・五%
	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ	從價	一一・五%
	(乙) 其ノ他	每百疋	一一・二〇
五五	亜硫酸(砒石)	每百疋	七・五〇
五六	硼酸	每百疋	六・二〇
五七	醋酸	每百疋	八・〇〇
五八	無水醋酸	每百疋	五三・六〇
五九	醋酸	每百疋	七・七〇
六〇	酒石酸及クエン酸	每百疋	二二・六〇
六一	石炭酸	每百疋	一一・四〇
六二	サリチル酸	每百疋	三二・五〇
六三	苛性ソーダ	每百疋	一・七〇
	(甲) 粗製ノモノ	每百疋	一・七〇

九二

九三

六四	過酸化ソーダ	從價	一五・〇%
六五	硫化ソーダ	每百疋	一四・〇〇
六六	シアンナトリウム、シアンカリ及シアンカルシウム	每百疋	一一・五〇
六七	硝酸ソーダ (智利硝石)	每百疋	一一・四〇
六八	硫酸ソーダ (芒硝)	每百疋	一一・九〇
六九	ヒドロ亜硫酸ソーダ、同誘導體及調製品	每百疋	一一・五〇
七〇	チオ硫酸ソーダ (ハイボ)	每百疋	一・九〇
七一	炭酸ソーダ		
	(甲) 無水ノモノ	每百疋	二・〇〇
	(一) ソーダ灰	從價	一五・〇%
	(二) 其ノ他	每百疋	一一・二〇
七二	重炭酸ソーダ	每百疋	三・二〇
七三	硼酸ソーダ (硼砂)	每百疋	二・五〇
七四	重クロム酸ソーダ	每百疋	六・一〇
七五	珪酸ソーダ	每百疋	一・七〇
	(甲) 液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	一二・五%
	(乙) 其ノ他		

七六	苛性カリ	每百疋	六・一〇
	(甲) 粗製ノモノ	從價	一五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一五・〇%
七七	黃血鹽及黃血ソーダ	從價	一五・〇%
七八	赤血鹽及赤血ソーダ	從價	一五・〇%
七九	硝酸カリ (硝石)	每百疋	五・四〇
八〇	鹽素酸カリ	每百疋	四・五五
八一	重クロム酸カリ	每百疋	七・一〇
八二	アンモニア水	每百疋	三・四〇
八三	鹽化アンモン	每百疋	二・六〇
八四	硝酸アンモン	從價	一二・五%
八五	硫酸アンモン	每百疋	一一・二〇
八六	炭酸アンモン、重炭酸アンモン及カアバミン酸アンモン	每百疋	二・八〇
八七	明礬	每百疋	二・七〇
	(甲) クロム明礬	從價	一二・五%
	(一) 純明礬	每百疋	一一・一〇
	(二) 其ノ他	每百疋	一一・一〇
八八	鹽化マグネシウム (苦汁)	每百疋	二・二〇

八九	硫酸マグネシウム	每百疋	〇・五〇
九〇	炭酸マグネシウム	每百疋	二・三〇
九一	石灰	每百疋	〇・二〇
九二	鹽化カルシウム	每百疋	〇・九〇
九三	炭化カルシウム	每百疋	一・二〇
九四	沈降炭酸石灰	每百疋	二・八〇
九五	晒粉	每百疋	一・一〇
九六	亜鉛華及硫化亜鉛	每百疋	四・六〇
九七	鹽化亜鉛	每百疋	三・三〇
九八	鉛白、鉛丹及一酸化鉛	每百疋	四・四〇
九九	硫酸銅	每百疋	三・八〇
一〇〇	硫酸アルミニウム	每百疋	〇・七〇
一〇一	硫酸バリウム	每百疋	二・五〇
一〇二	朱及辰砂	每百疋	六〇・九〇
一〇三	酸化コバルト	每百疋	一一・二五〇
一〇四	二酸化マンガ (粉狀ノモノ)	每百疋	一・八〇
一〇五	雄黃	每百疋	九・二〇
一〇六	別號ニ掲ゲザル煤觸劑	從價	五・〇%
一〇七	生ゴム及生グツタベルカ (再生シタルモノヲ含ム)	從價	五・〇%

一〇八	(甲) 生ノモノ	每百疋	七・三〇
	(乙) 其ノ他	從價	七・五%
一〇九	大風子油、サビナ油其ノ他別號ニ掲ゲザル藥用油	從價	一七・五%
一一〇	植物性タンニンエキス	每百疋	三・七〇
一一一	ロクウイドエキス	每百疋	一二・五五
一一二	膠	每百疋	五・八〇
一一三	カゼイン	每百疋	一〇・八〇
一一四	ロジン	每百疋	二・四〇
一一五	コールタール	每百疋	〇・八〇
一一六	ホルマリン	每百疋	四・六〇
一一七	クロホルム	每百疋	四・六〇
	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ	從價	一二・五%
	(乙) 其ノ他	每百疋	一九・〇〇
一二七	酒精	每百立	三〇・〇〇
	(甲) 攝氏十五度ニ於テ純ラ有スルモノヲ比シテ百分中純酒精ノ容量七十分ノモノ	每百立	三〇・〇〇
	(乙) 其ノ他	每百立	三五・〇〇

一二八	エチルエーテル	容共ノ重量一磅ヲ超エザルモノ	從價	一一・二〇
一二九	グリセリン	精製ノモノ	從價	八・〇〇
一二〇	葡萄糖	精製ノモノ	從價	二二・一〇
一二一	果糖、轉化糖、乳糖其ノ他別號ニ掲ゲザル糖	精製ノモノ	從價	四九・三〇
一二二	デキストリン	精製ノモノ	從價	五・七〇
一二三	ナフタリン	精製ノモノ	從價	一五・四〇
一二四	薄荷腦	精製ノモノ	從價	二〇・〇〇
一二五	樟腦	精製ノモノ	從價	三・四〇
一二六	龍腦、艾片及其ノ模造品	精製ノモノ	從價	六・〇〇
一二七	ワニリン、クマリン、人造ムスク其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ麝香性化學藥	精製ノモノ	從價	三・三五
一二八	サツカリン其ノ他類似ノ甘味料	精製ノモノ	從價	八・〇三〇
一二九	アスピリン	精製ノモノ	從價	一〇・〇〇
一三〇	鹽酸プロカイン	精製ノモノ	從價	二五・〇〇
一三一	アルゼノベンゾール、同誘導體及調製品(サルバルサン等)	精製ノモノ	從價	二五・〇〇
一三二	血清及ワクチン	精製ノモノ	從價	二五・〇〇
一三三	鹽化ソーダヲ主劑トスル調製品(アンブール入ノモノ)	精製ノモノ	從價	二五・〇〇
一三四	酒精劑	精製ノモノ	從價	二五・〇〇
一三五	糊	精製ノモノ	從價	二五・〇〇

一三六	酵母及同調製品(藥用ノモノ)	精製ノモノ	從價	二二・五%
一三七	ベークンダパウダー	精製ノモノ	從價	九六・三〇
一三八	線香及香	精製ノモノ	從價	三一・七〇
一三九	殺蟲劑	精製ノモノ	從價	三・六〇
一四〇	石鹼	精製ノモノ	從價	二五・〇%
一四一	リトマス紙其ノ他類似ノ化學試験紙	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四二	プラスチック	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四三	カプセル	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四四	オブラート	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四五	糊帶、ガゼ、脱脂綿、キヤットガット其ノ他類似ノ外科用又ハ衛生用材料(殺菌シタルモノ及直ニ使用ニ適スルモノ)	精製ノモノ	從價	一五・〇%

一三六	酵母及同調製品(藥用ノモノ)	精製ノモノ	從價	二二・五%
一三七	ベークンダパウダー	精製ノモノ	從價	九六・三〇
一三八	線香及香	精製ノモノ	從價	三一・七〇
一三九	殺蟲劑	精製ノモノ	從價	三・六〇
一四〇	石鹼	精製ノモノ	從價	二五・〇%
一四一	リトマス紙其ノ他類似ノ化學試験紙	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四二	プラスチック	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四三	カプセル	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四四	オブラート	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四五	糊帶、ガゼ、脱脂綿、キヤットガット其ノ他類似ノ外科用又ハ衛生用材料(殺菌シタルモノ及直ニ使用ニ適スルモノ)	精製ノモノ	從價	一五・〇%

一三六	酵母及同調製品(藥用ノモノ)	精製ノモノ	從價	二二・五%
一三七	ベークンダパウダー	精製ノモノ	從價	九六・三〇
一三八	線香及香	精製ノモノ	從價	三一・七〇
一三九	殺蟲劑	精製ノモノ	從價	三・六〇
一四〇	石鹼	精製ノモノ	從價	二五・〇%
一四一	リトマス紙其ノ他類似ノ化學試験紙	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四二	プラスチック	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四三	カプセル	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四四	オブラート	精製ノモノ	從價	一五・〇%
一四五	糊帶、ガゼ、脱脂綿、キヤットガット其ノ他類似ノ外科用又ハ衛生用材料(殺菌シタルモノ及直ニ使用ニ適スルモノ)	精製ノモノ	從價	一五・〇%

一四六	別號ニ掲ゲザル藥品	從價	一五・〇%
一四七	齒磨	從價	一五・〇%
	(甲) 粉狀ノモノ	每百疋	一五・四〇
	(乙) 其ノ他	每百疋	四一・八〇
一四八	香油、化粧粉、口紅其ノ他別號ニ掲ゲザル各種ノ化粧品及美容品	從價	三〇・〇%
一四九	マツチ	每百疋	二五・〇〇
一五〇	煙火	每百疋	一五・七〇
	(甲) 爆竹	從價	三〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
一五一	火薬類及火工品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一五・〇%
	(甲) 火薬	從價	二五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一五・〇%

一五二	ダイナマイト	每百疋	九・五〇
	(乙) 雷管	從價	一五・〇%
	(丙) 小銃用ノモノ	從價	一〇五・〇〇
	(丁) 其ノ他	每百疋	一八・五〇
	(戊) 導火線	從價	三〇・〇%
	(己) 藥莖(裝藥シタルモノ)	從價	一五・〇%
	(庚) 其ノ他	從價	一五・〇%
一五三	コールタール染料	從價	一五・〇%
	(甲) 黑色硫化染料	每百疋	五・七〇
	(乙) 液狀又ハ泥狀ノモノ	每百疋	七・二〇
	(丙) 人造藍	從價	二二・五%
	(丁) 液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	二二・五%
	(戊) 其ノ他	從價	二五・〇%
一五四	カーボンブラック	每百疋	七・八〇
	(甲) アルミニウム粉、青銅粉其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ金屬粉	從價	二〇・〇%

九八

一五五	カラメル	每百疋	二・七〇
	(甲) 液狀又ハ泥狀ノモノ	從價	一五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一五・〇%
一五六	紺青	從價	一五・〇%
一五七	群青	每百疋	一一・七〇
一五八	エメラルド綠	每百疋	二五・六〇
一五九	リトボン	每百疋	二・七〇
一六〇	白堊	每百疋	〇・八〇
一六一	オーカー	從價	一五・〇%
	(甲) 篩別又ハ水簸シタルモノ	從價	一五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一五・〇%
一六二	ピッチ、アスファルト及鋪裝用ノピッチ又ハアスファルト調製品	從價	一五・〇%
一六三	釉藥	從價	一七・五%
一六四	鉛筆(繰出鉛筆ヲ除ク)	從價	一七・五%
	(甲) 鉛筆心	從價	一七・五%
	(乙) 其ノ他	從價	一七・五%
	(丙) 黒鉛心ノモノ	每百	〇・二〇

一六五	墨、朱墨類	從價	一七・五%
	(甲) 墨汁	每百疋	九・八〇
	(乙) 容器共ノ重量五百分ヲ超エザルモノ	每百疋	五・六〇
	(丙) 其ノ他	從價	一七・五%
一六六	印刷用インキ	從價	一七・五%
	(甲) 黑色ノモノ	從價	一七・五%
	(乙) 容器共ノ重量五百分ヲ超エザルモノ	從價	一七・五%
	(丙) 五十疋ヲ超エザルモノ	從價	一七・五%
	(丁) 其ノ他	從價	三・九〇
一六七	別號ニ掲ゲザルインキ	從價	一七・五%
	(甲) 筆記用ノモノ	從價	一七・五%
	(乙) 容器共ノ重量五百瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二〇・二〇
	(丙) 其ノ他	從價	一七・五%

九九

二〇九	(丙) バナナ	每百疋	一・三〇	二二一	甘蔗	每百疋	一・〇〇
	(丁) 桃	每百疋	一・五〇	二二二	鮮蔬菜		
	(戊) 梨	每百疋	一・八〇	(甲) 玉葱	每百疋	〇・六〇	
	(己) 柿	每百疋	二・四〇	(乙) 馬鈴薯	每百疋	〇・六〇	
	(庚) 西瓜	每百疋	一・二〇	(丙) 生薑	每百疋	〇・九〇	
	(辛) 其ノ他	從價	一五・〇%	(丁) 其ノ他	從價	一〇・〇%	
二〇九	乾果			二二三	長切昆布	每百疋	一・〇〇
	(甲) 葡萄	每百疋	八・三〇	二二四	刻昆布	每百疋	一・〇〇
	(乙) 龍眼	每百疋	二一・二五	二二五	乾海苔	每百疋	一・二〇
	(一) 龍眼肉	從價	二〇・〇%	(甲) 罐共ノ重量一疋ヲ 超エザルモノ	每百疋	五三・五〇	
	(二) 其ノ他	每百疋	二〇・〇%	(乙) 其ノ他	每百疋	六四・一〇	
	(丙) 紅棗	每百疋	二〇・〇%	二二六	寒天	每百疋	六六・七〇
	(丁) 柿	從價	三・七〇	二二七	燕巢(模造品ヲ含ム)	從價	三〇・〇%
	(戊) 其ノ他	從價	二〇・〇%	二二八	別號ニ掲ゲザル乾蔬菜		
二一〇	別號ニ掲ゲザル果實			(甲) 椎茸	每百疋	五四・二〇	
	(甲) 罐詰ノモノ	每百疋	五・八〇	(乙) 金針菜	每百疋	八・九〇	
	(一) 鳳梨	每百疋	八・七〇	(丙) 葛仙米	每百疋	二三・八〇	
	(二) 其ノ他	從價	二〇・〇%	(丁) 筍	每百疋	一六・五〇	
	(乙) 其ノ他	從價	二〇・〇%	(戊) 大根	每百疋	二・七〇	

二一九	(己) 其ノ他	從價	一五・〇%	二二二	鮮魚介類(冷凍シタルモノヲ含ム)	從價	二〇・〇%
	(甲) 罐詰其ノ他ノ小賣 用容器入ノモノ	從價	二〇・〇%	二二三	海參	從價	一〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二〇・〇%	(甲) 黑色ニシテ刺アル モノ	每百疋	六一・二五	
	(一) 澤庵漬	每百疋	一・一〇	(乙) 其ノ他	每百疋	一一・七〇	
	(二) 梅干及梅漬	每百疋	一・八〇	(一) フチコ(光參)	每百疋	四五・八五	
	(三) 其ノ他	從價	二二・五%	(二) 其ノ他	每百疋	三五・三〇	
	(イ) 鹽漬ノモノ	從價	二〇・〇%	二二三	乾貝柱	每百疋	二七・〇
	(ロ) 其ノ他	從價	二〇・〇%	二二四	乾蝦	每百疋	二七・〇
二二〇	別號ニ掲ゲザル蔬菜			(甲) 殼附ノモノ	每百疋	二二・六〇	
	(甲) 罐詰、罐詰又ハ壺 詰ノモノ	每百疋	二七・二〇	(乙) 其ノ他	每百疋	二二・六〇	
	(一) アスパラガス	每百疋	一四・〇〇	二二五	鱈鱈	每百疋	二・八〇
	(二) 菌茸類	每百疋	六・〇〇	(甲) 調製シタルモノ	每百疋	三八・五〇	
	(三) 筍	每百疋	六・〇〇	(乙) 其ノ他	每百疋	三〇・〇%	
	(四) グリーンピース	每百疋	六・二〇	二二六	魚骨、魚筋、魚肚、魚唇 及魚皮	從價	三〇・〇%
		從價	三〇・〇%	二二七	魚卵(鮮魚卵ヲ除ク)	從價	三〇・〇%
				(甲) ケウイア	從價	三〇・〇%	

二二八	鯉節其ノ他類似ノ魚節	從價	一七・五%
(甲)	削リタルモノ及粉	每百疋	九・四〇
(乙)	狀ニナシタルモノ	(容器共)	
(丙)	其ノ他	從價	一七・五%
(丁)	其ノ他	從價	一七・五%
(戊)	其ノ他	從價	一七・五%
二二九	別號ニ掲ゲザル乾魚介類	從價	三三・八〇
(甲)	鮑	每百疋	六五・八五
(乙)	鰻	每百疋	一七・七〇
(丙)	蟹	每百疋	二六・二五
(丁)	鱈及明太魚	每百疋	三・六〇
(戊)	鱈	每百疋	八・四〇
(己)	其ノ他	從價	一五・〇%
二三〇	鹽藏魚介類	每百疋	〇・九〇
(甲)	鱈	每百疋	

二三一	別號ニ掲ゲザル魚介類	從價	一三・二〇
(甲)	罐詰、罐詰又ハ	每百疋	二二・八〇
(乙)	鮑	每百疋	二二・八〇
(丙)	榮螺	每百疋	二五・一〇
(丁)	蟹	每百疋	二八・九〇
(戊)	蝦	每百疋	六・一〇
(己)	鮭及鱒	每百疋	二〇・〇%
(庚)	其ノ他	從價	二五・〇%
(辛)	燻製ノモノ	每百疋	二二・四〇
(壬)	佃煮及田鉢	每百疋	七・一〇
(癸)	蒲鉾其ノ他類似ノ魚肉調製品	每百疋	
(甲)	薄切其ノ他類似ノ魚肉調製品	每百疋	七・一〇

二三二	ハム、ベーコン及腸詰	從價	二〇・〇%
(甲)	罐詰、罐詰又ハ	從價	二〇・〇%
(乙)	詰ノモノ	從價	二〇・〇%
(丙)	其ノ他	從價	二〇・〇%
二三三	別號ニ掲ゲザル鳥獸肉	從價	二〇・〇%
(甲)	鮮肉(冷凍シタルモノヲ含ム)	從價	二〇・〇%
(乙)	罐詰、罐詰又ハ	詰ノモノ	
(丙)	詰ノモノ	從價	二〇・〇%
(丁)	其ノ他	從價	二〇・〇%
二三四	鮮鳥卵	每百疋	八・八〇
(甲)	鶏卵	每百疋	
(乙)	其ノ他	從價	二〇・〇%
二三五	皮蛋其ノ他類似ノ貯蔵鳥卵	從價	二〇・〇%
(甲)	皮蛋	每千箇	八・三〇
(乙)	其ノ他	從價	二五・〇%
二三六	ゼラチン	每百疋	三七・九〇

二三七	魚膠	從價	二〇・〇%
二三八	インフアントフード及滋養食料	從價	二〇・〇%
二三九	チーズ	從價	二五・〇%
二四〇	天然バター及ギー	每百疋	三八・七〇
二四一	乳製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一七・五%
(甲)	乾キタルモノ	從價	
(乙)	其ノ他	從價	一七・五%
(丙)	砂糖ヲ加ヘタルモノ	每百疋	一一・〇〇
(丁)	其ノ他	從價	二五・〇%
二四二	人造バター及別號ニ掲ゲザル料理用脂	每百疋	一四・九〇
二四三	料理用油(小賣用容器入モノ)各種	從價	二二・五%
二四四	食鹽及鹹水	從價	
(甲)	罐詰又ハ	詰ノモノ	
(乙)	罐詰又ハ	詰ノモノ	
(丙)	其ノ他	每百疋	六・一〇
二四五	砂糖	每百疋	九・四〇
(甲)	和蘭標本色相第十	每百疋	七・五〇
(乙)	一號未滿ノモノ	每百疋	

和蘭標本色相第二十二號未滿ノモノ

每百斤 一二・〇〇

(丙) 其ノ他

每百斤 一四・五〇

氷砂糖、角砂糖、白樺砂

每百斤 二〇・〇〇

糖蜜(糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ五ヲ超エザルモノ)

每百斤 三・八〇

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ五ヲ超エタルモノハ百分ノ十又ハ其ノ端數ヲ増ス毎百斤ニ付七角五分ヲ加フ

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ五ヲ超エタルモノハ百分ノ十又ハ其ノ端數ヲ増ス毎百斤ニ付七角五分ヲ加フ

果汁、糖水及蜂蜜

從價 二五・〇%

(甲) 果汁(砂糖ヲ加ヘザルモノ)

從價 二五・〇%

(乙) 其ノ他

每百斤 六・三〇

麥芽糖及飴

從價 二五・〇%

ジャム及フルーツゼリー

每百斤 一〇・八〇

菓子

從價 三〇・〇%

グルタミン酸ソーダ(味ノ素等)

從價 三〇・〇%

味噌

(每百斤) 二〇・〇%

食酢

從價 二〇・〇%

(甲) 醸造シタルモノ

從價 二〇・〇%

(一) 壺詰ノモノ

從價 二〇・〇%

(二) 其ノ他

從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他

從價 二〇・〇%

(一) 罐詰ノモノ

(每百斤) 三・二〇

(二) 其ノ他

從價 一七・五%

大茴香

每百斤 九・三〇

乾蕃椒

從價 九・三〇

(甲) 粉狀ノモノ

每百斤 八・一〇

(乙) 其ノ他

從價 一七・五%

砂仁

每百斤 二二・一〇

白豈葱

從價 二二・一〇

(甲) 未熟ノモノ

從價 一七・五%

(乙) 其ノ他

從價 一七・五%

肉桂及桂皮

從價 一七・五%

丁香及母丁香

從價 一七・五%

芥子

每百斤 一一・四〇

醬油、ソース其ノ他類似ノ調味料

二五三

(甲) 醬油、アミノ酸醬油及其ノ類似品

每百斤 二・六〇

(一) 罐詰ノモノ

每百斤 三・五〇

(二) 罐入ノモノ

每百斤 二・八〇

(三) 其ノ他

每百斤 二・八〇

(乙) ウスターソース

每百斤 五・四〇

(一) 罐詰ノモノ

從價 二二・五%

(二) 其ノ他

從價 二二・五%

(丙) トマト製ノモノ

每百斤 六・二〇

(一) ケチャツプ

每百斤 六・二〇

(二) 其ノ他

從價 二二・五%

(イ) 罐詰ノモノ

每百斤 二二・五%

(ロ) 其ノ他

每百斤 二・五〇

(丁) マヨネーズ

每百斤 二二・七〇

(戊) 其ノ他

從價 二二・五%

(甲) 種子

從價 一七・五%

(乙) 粉狀ノモノ

每百斤 一四・七〇

(一) 罐入ノモノ

每百斤 一四・七〇

(二) 其ノ他

每百斤 六・五〇

(丙) 其ノ他

從價 二二・五%

胡椒

從價 二二・五%

(甲) 種子

每百斤 二二・〇〇

(一) 黒胡椒

每百斤 二二・〇〇

(二) 其ノ他

每百斤 二二・〇〇

(乙) 其ノ他

從價 二二・〇%

乾山椒

從價 二二・〇%

(甲) 粉狀ノモノ

從價 二二・〇%

(乙) 其ノ他

每百斤 一一・七〇

(一) 花椒

從價 一七・五%

(二) 其ノ他

從價 一七・五%

カリ粉

從價 二〇・〇%

別號ニ掲ゲザル香辛料

從價 一七・五%

(甲) 粗ノモノ

從價 一七・五%

(乙) 其ノ他

從價 二〇・〇%

二六七 磚茶

(甲) 綠茶製ノモノ 每百斤 五・一〇
(乙) 其ノ他 每百斤 一〇・四〇

二六八 別號ニ掲ゲザル茶

(甲) 花香茶 從價 二二・五%
(乙) 紅茶 從價 二二・五%
(一) 梗茶 從價 二五・〇%
(二) 其ノ他 從價 二五・〇%

(丙) 其ノ他 每百斤 一一・三〇
(一) 番茶 從價 二〇・〇%
(二) 粉茶及梗茶 從價 二二・五%
(三) 其ノ他 從價 二二・五%

二六九 珈琲

(甲) 種子 從價 二五・〇%
(一) 炒リタルモノ 每百斤 一八・六〇
(二) 其ノ他 從價 二五・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二五・〇%
(一) 純詰ノモノ 每百斤 四一・五〇
(二) 其ノ他 從價 二五・〇%

二七〇 コーヒー及チョコレート

(葉子ヲ含マス) 每百斤 三一・〇〇
(甲) 粉狀ノモノ (容器共) 從價 二五・〇%
(一) 罐詰又ハ罐入ノモノ 從價 二九・〇〇
(二) 其ノ他 從價 二九・〇〇

二七一 礦水、ソーダ水其ノ他類

(似ノ清涼飲料) 每百斤 四・二〇
(甲) 沸騰性ノモノ (容器共) 從價 三〇・〇%
(乙) 其ノ他 從價 二四・〇〇

二七二 味淋

(乙) 其ノ他 每百斤 二四・〇〇
(容器共) 從價 一八・七〇

二七三 紹興酒

(乙) 其ノ他 每百斤 二四・四〇
(容器共) 從價 三五・三〇

二七四 清酒

(甲) 罐詰ノモノ 每百斤 二四・四〇
(乙) 其ノ他 每百斤 三五・三〇
(容器共) 從價 一一・三〇

二七五 麥酒

(甲) 罐詰ノモノ 每百斤 一一・三〇
(乙) 其ノ他 每百斤 一一・三〇
(容器共) 從價 一一・三〇

二七六 葡萄酒

(乙) 其ノ他 從價 九〇・〇%
(甲) 沸騰性ノモノ 從價 九〇・〇%
(一) 葡萄ノ天然醱酵ノモノ 從價 九〇・〇%
(二) ミニ依リ釀造シタル非沸騰性ノモノ 從價 九〇・〇%

(丙) 其ノ他 從價 九〇・〇%
(一) ポート、シエリ、ト、ヴェルモツト其ノ他ノ甘味葡萄酒 從價 九〇・〇%
(二) 其ノ他 從價 九〇・〇%

二七七 ウイスキー、ブランデー、燒酎其ノ他ノ蒸溜酒

從價 九〇・〇%
稅額ハ百立ニ付三十圓ヲ下ルコトヲ得ズ

二七八 別號ニ掲ゲザル酒精含有飲料

從價 九〇・〇%
別號ニ掲ゲザル飲食物 從價 二〇・〇%

二七九 葉煙草

(甲) 百斤ノ價格百十五圓ヲ超エザルモノ 每百斤 二五・四五
(乙) 百斤ノ價格二百圓ヲ超エザルモノ 每百斤 八二・一五

二八一 梗煙草及粉煙草

(丙) 其ノ他 每百斤 一二九・七〇
從價 四五・〇%

二八二 葉卷煙草及紙卷煙草

從價 一〇〇・〇%
別號ニ掲ゲザル煙草 從價 一〇〇・〇%

二八三 別號ニ掲ゲザル煙草

(甲) 罐詰ノモノ 從價 一〇〇・〇%
(乙) 其ノ他 從價 八〇・〇%

第三類 動植物、動植物產品及同製品

番號 品名 稅率
三〇一 生活力ヲ有スル動物 (甲) 家畜 無稅

(一) 牛 無稅
(二) 馬、騾及驢 無稅
(三) 綿羊及山羊 無稅
(四) 蜜蜂 無稅
(五) 其ノ他 從價 一五・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二〇・〇%

三〇二 毛皮 從價 二〇・〇%

(甲) 綿羊皮、山羊皮及染色セザル兔皮(アストラカン及模造アストラカンヲ除ク) 從價 二〇・〇%

三〇三 其ノ他
毛皮製品(別號ニ掲ゲザ
ルモノ)

(甲) 全部又ハ主トシテ
綿羊皮、山羊皮又
ハ染色セザル皮及
模造アストラカン
ヲ除ク) ヨリ成ル

三〇四 別號ニ掲ゲザル皮

三〇五 靴底革(單ニ靴用ノ形状
ニ切リタルモノヲ含ム)

(甲) クロツフ、ベンド、
バツト、ストリツ
フ其ノ他類似ノ革

三〇六 ローラーレザー

三〇七 塗リタル革及金屬箔又ハ
金屬粉ヲ用ヒタル革

三〇八 貴金屬ヲ用ヒタル
モノ
其ノ他
人造革(脣革ヲ用ヒタル
モノ)

三〇九 別號ニ掲ゲザル革

(甲) 鱈革、蜥蜴革、蛇
革及駝鳥革

(乙) 羚羊革及模造羚羊
革

(丙) 其ノ他
(一) 染色又ハ著色シ
タルモノ

(イ) 犢革及仔羊革

(ロ) 其ノ他
(二) 其ノ他

三一一 機械用(ベルテインク(革
製ノモノ)

三一二 脣革

三一三 革製品(別號ニ掲ゲザル
モノ)

三一二 羽毛、羽毛皮及別號ニ掲
ゲザル其ノ製品

三一一 (甲) 裝飾用ノモノ
(乙) 其ノ他

三一四 毛及同製品(別號ニ掲ゲ
ザルモノ)

三一一 其ノ他
椰子纖維、藥、得、蘭、
草、筍皮、椰葉、蔓、楊
條其ノ他類似ノ植物材料

(甲) 椰子纖維及棕櫚織
維

(乙) カボク

(丙) 油草

(丁) 稻藥

(戊) 其ノ他

三二四 絲、線、繩及綱索(植物材
料ヲ以テ製シタルモノ)

(甲) 稻藥製ノモノ

(乙) 椰子纖維製又ハ棕
櫚纖維製ノモノ

(丙) 其ノ他

三二五 製帽用眞田(植物材料ヲ
以テ製シタルモノ)

(甲) 麥稈眞田

(乙) 經木眞田

(丙) 其ノ他

三二二 種子及核子(別號ニ掲ゲ
ザルモノ)

三二一 コーヒー豆

三二〇 植物及根、莖、枝其ノ他
ノ部分(生活力ヲ有スル
モノ)

(甲) 栽植用又ハ接木用ノモノ
(乙) 其ノ他

三一九 菌類

(甲) 未製品
(乙) 其ノ他

三一八 貝殻及別號ニ掲ゲザル貝
殻製品

三一七 象牙、珊瑚及鼈甲

三一六 眞珠

三一五 テクス(人造ノモノヲ含
ム)

(乙) 其ノ他

三一四 絲、線、繩及綱索(植物材
料ヲ以テ製シタルモノ)

(甲) 稻藥製ノモノ

(乙) 椰子纖維製又ハ棕
櫚纖維製ノモノ

(丙) 其ノ他

三二五 製帽用眞田(植物材料ヲ
以テ製シタルモノ)

(甲) 麥稈眞田

(乙) 經木眞田

(丙) 其ノ他

三二六 席及席地(植物材料ヲ以
テ製シタルモノ)

三二七	(甲) 包裝用袋(植物材料ヲ以テ製シタルモノ)	每百疋	〇・八〇
	(乙) 稻葉製	從價	一五・〇%
	(丙) 稻葉製ノモノ	從價	一五・〇%
	(丁) 椰子纖維製又ハ棕櫚纖維製ノモノ	每百疋	一・三〇
	(戊) 草製ノモノ	每百疋	一・四〇
	(己) 其ノ他	從價	一七・五%
三二八	(甲) 椰子纖維、藥、稗、蘭、草、筍皮、椰葉、葛、楊條其ノ他類似ノ植物材料ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	每百疋	九・一〇
	(乙) 杞柳製品	從價	二〇・〇%
	(丙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
三二九	(甲) 丸籐	每百疋	二・九〇
	(乙) 割籐	每百疋	三・九〇
	(丙) 皮籐	每百疋	九・四〇

三三〇	(丁) 其ノ他	從價	一一・五%
	(甲) 丸竹	從價	一一・五%
	(一) 元口ノ周圍十種ヲ超エザルモノ	從價	一一・五%
	(二) 元口ノ周圍二十種ヲ超エザルモノ	從價	一一・五%
	(三) 其ノ他	從價	一一・五%
	(乙) 披	每百疋	〇・六〇
	(丙) 割竹	從價	一一・五%
	(丁) 皮竹	從價	一一・五%
	(戊) 其ノ他	從價	一一・五%
三三一	籐又ハ竹ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一一・五%
三三二	コルク製品	從價	二二・五%
	(甲) 樹皮	每百疋	四・四〇
	(乙) 板	每百疋	四・四〇
	(一) 壓縮板(接著劑ヲ用ヒザルモノ)	每百疋	七・七〇
	(二) 其ノ他	從價	一七・五%

三三三	鐵刀木、紅木、花梨木、紫檀、黒檀、マホガニー、チーク及香木材	從價	二〇・〇%
	(甲) 單ニ斫リ、挽キ又ハ割リタルモノ	從價	二〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
三三四	別號ニ掲ゲザル硬木材	從價	二二・五%
	(甲) 單ニ斫リ、挽キ又ハ割リタルモノ	從價	二二・五%
	(一) 丸太	從價	二二・五%
	(二) 其ノ他	從價	七・九〇
	(乙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
三三五	軟木丸太	從價	二〇・〇%
	(甲) 杉	從價	二〇・〇%

三三六	別號ニ掲ゲザル軟木材	從價	一・七〇
	(甲) 單ニ斫リ、挽キ又ハ割リタルモノ	從價	四・九〇
	(乙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
三三七	鐵道枕木	每立方尺	〇・九〇
三三八	ベニア板(合板)	每立方尺	二・七〇
三三九	牀板(納及納溝ヲ有スルモノ)	每立方尺	一〇・六〇
	(甲) 軟木製ノモノ	從價	二〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
三四〇	桶樽類(同用仕組板及樽板ヲ含ム)	從價	二〇・〇%
	(甲) 軟木製ノモノ	從價	二〇・〇%

三四一	(一) 新シキモノ (二) 故キモノ (三) 其ノ他	從價 每百疋 從價	二〇・〇% 二〇・〇% 二〇・〇%
三四一	貨物包装用木箱(仕組板ヲ含ム)	每百疋	一・一〇
三四一	(甲) 軟木製ノモノ (乙) 其ノ他	從價 從價	一七・五% 一七・五%
三四二	(一) ベニア板製ノモノ (二) 其ノ他	從價 從價	一七・五% 一七・五%
三四二	經木、剝板及別號ニ掲ゲザル其ノ製品	每百疋	一・二〇
三四二	(甲) マツチ製造用ノモノ (乙) 其ノ他	從價 從價	二〇・〇% 二〇・〇%
三四三	折箱、曲物及此等ニ仕組ミタル剝板	從價	二〇・〇%
三四三	(一) 經木及同製品 (二) 其ノ他	從價 從價	二〇・〇% 二〇・〇%
三四四	算盤 卓子、寢臺、額縁、衝立、鏡臺、櫃其ノ他類似ノ家具	從價	一七・五%

三四五	(甲) 鐵刀木、紅木、花梨木、紫檀、黒檀、マホガニ、チーク又ハ香木ヲ用ヒタルモノ (乙) 其ノ他 (丙) 農具及同部分品	從價 從價 無稅	三五・〇% 三五・〇% 無稅
三四五	木製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二五・〇%
三四五	(一) 其ノ他 (二) 其ノ他	從價 從價	二二・五% 二二・五%
三四五	(イ) 布帛又ハ革ヲ以テ背部若ハ側部ヲ蔽ヒタルモノ (ロ) 其ノ他	從價 從價	三〇・〇% 三〇・〇%
三四五	(一) 椅子 (二) 其ノ他	從價 從價	二五・〇% 二五・〇%
三四五	(甲) 鐵刀木、紅木、花梨木、紫檀、黒檀、マホガニ、チーク又ハ香木ヲ用ヒタルモノ (乙) 其ノ他	從價 從價	三五・〇% 三五・〇%

三四六	(一) 工人用具及同部分品 (二) 障子、窓枠其ノ他類似ノ組物及其ノ枠縁	從價 每百疋 從價	一〇・〇% 四・〇% 二二・五%
三四六	(イ) 棧及枠縁 (ロ) 其ノ他	從價 從價	二二・五% 二二・五%
三四六	(四) フラインドロイライ(屬具ヲ附シタルモノ)	每百疋	二〇・四〇
三四六	(五) ホルダー、額縁、裱其ノ他類似ノ裝飾材料	從價	二五・〇%
三四六	(六) 割箸 (七) 其ノ他	從價 從價	五・二〇 二二・五%
三四六	糖及糖	每百疋	〇・九〇
三四七	(甲) 纖維素バルブ (乙) 其ノ他	從價 從價	一五・〇% 一五・〇%
三四七	ケミカルウッドパルプ	每百疋	二・〇〇
三四八	(甲) 其ノ他 (乙) 燃料用木炭	從價 從價	一一・五% 一一・五%

三四九	(甲) 粉碎其ノ他ノエヲ加ヘタルモノ (乙) 其ノ他	從價 每百疋 從價	一五・〇% 〇・五% 一〇・〇%
三四九	薪材及燃料ノミニ適スル屑材	從價	一〇・〇%
三五〇	本類(第三百七號ヲ除ク)ノ物品ニシテ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、石、眞珠、珊瑚、カメオ、象牙、隨甲等ヲ用ヒタルモノ	從價	四〇・〇%
三五〇	(甲) 未製品 (乙) 其ノ他	從價 從價	一一・五% 二二・五%
三四九	第四類 油、脂、蠟及其ノ製品	從價	二二・五%
四〇一	植物性揮發油	每百立	七・九〇
四〇一	(甲) テレピン油 (乙) 其ノ他	從價 從價	二〇・〇% 二〇・〇%
四〇二	亞麻仁油	每百疋	七・九〇
四〇三	ヒマシ油	每百疋	七・九〇
四〇三	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ (乙) 其ノ他	從價 從價	六・四〇 六・四〇

四〇四	オレフ油	其ノ他	每百疋	七・八〇
四〇五	椰子油		每百疋	一五・〇〇
四〇六	落花生油		每百疋	五・二〇
四〇七	菜種油		每百疋	八・七〇
四〇八	棉實油		每百疋	六・五〇
四〇九	桐油		每百疋	六・二〇
四一〇	胡麻油		每百疋	一三・二〇
四一一	カカオ脂		每百疋	七・五〇
四一二	植物脂及植物蠟(別號ニ掲ゲザルモノ)		每百疋	一七・三〇
四一三	肝油		從價	一五・〇%
四一四	魚油(肝油ヲ除ク)及海獸脂		從價	一五・〇%
四一五	(甲) 牛脂		從價	一一・五%
	(乙) 豚脂		從價	一五・〇%
	(丙) 其ノ他		從價	一五・〇%
四一六	ホイル油		每百疋	四・九〇
四一七	硬化油		每百疋	三・五〇
四一八	ステアリン(固體脂肪酸)		每百疋	六・五〇

四一九	オレイン(液體脂肪酸)		從價	一一・六
四二〇	礦物性ノ原油及重油(氏九〇四ニ於テタルモノ)		每疋	一五・〇%
四二一	別號ニ掲ゲザル礦油(酒・石鹼等ヲ混ジタルモノヲ含ム)		每百立	五・八五
	(甲) 揮發油、燈油、輕油其ノ他類似ノ燃料用、溶劑用又ハ蒸溜用ノ油		每百立	八・六〇
	(一) ケル十五度ニ於テ一七ヲ超エザルモノ		每百立	七・五五
	(二) ケル十五度ニ於テ一七ヲ超エザルモノ		每百立	四・六〇
	(三) 其ノ他		從價	二〇・〇%
	(四) 其ノ他		每百立	三・二〇

四二二	ワセリン(薫香ヲ附セザルモノ)		每百疋	八・四〇
	(甲) 容器共ノ重量一疋ヲ超エザルモノ		每百疋	六・六〇
	(乙) 其ノ他		每百疋	六・七〇
四二三	パラフィンワックス		從價	二〇・〇%
四二四	ミネラルグリース		從價	二〇・〇%
	(甲) 容器共ノ重量五百瓦ヲ超エザルモノ		每百疋	五・一〇
	(乙) 其ノ他		每百疋	二七・〇〇
四二五	蠟燭		從價	一〇・〇%
四二六	ソープストック及油脂ノ沈滓		從價	二五・〇%
四二七	油、脂、蠟及其ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)		從價	一五・〇%
	(甲) 附香又ハ成形シタルモノ		從價	一五・〇%
	(乙) 其ノ他		從價	一五・〇%

五〇一	番號品名	稅率
(甲) 線リタルノミノモノ	每百疋	七・一五
(乙) 其ノ他	從價	一〇・〇%
五〇二	別號ニ掲ゲザル紡織用植物纖維	
(甲) 黃麻及青麻	每百疋	一・一〇
(一) カツテインク	每百疋	二・〇〇
(二) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(乙) 其ノ他	從價	一九・三〇
五〇三	緬羊毛(山羊毛、駱駝毛及ラマ毛ヲ含ム)	
(甲) 脂附ノモノ	每百疋	三三・四〇
(乙) 洗滌、漂白又ハ染色シタルノモノ	每百疋	四三・五〇
(丙) カード又ハコームシタルモノ	每百疋	一四・七〇
(丁) 其ノ他	每百疋	一四・七〇
(一) 反毛	每百疋	一四・七〇

第五類 有機性紡織纖維及同製品
 一 本類ノ物品ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ網ト看做ス
 二 本類ノ物品ガ二種以上ノ纖維ヨリ成ルトキハ全重量ノ

百分ノ十ヲ超エザル纖維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス

五〇四 絹 (一) 其ノ他 從價 一〇・〇%

(甲) 生絲 從價 一七・五%

(乙) 其ノ他 從價 一七・五%

五〇五 人造纖維素纖維 每百疋 二〇・五五

(甲) 長サ二十種ヲ超エザルモノ 每百疋 三〇・〇〇

(乙) 其ノ他 從價 一〇・〇%

五〇六 別號ニ掲ゲザル紡織纖維 從價 一〇・〇%

紡織纖維填充料(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ 從價 一七・五%

(一) 眞綿 每百疋 一八・八〇

(二) 其ノ他 每百疋 八・七五

(乙) 絹製ノモノ 從價 一五・〇%

(丙) 其ノ他 從價 一五・〇%

五〇八 綿織絲(變熱絲ヲ除ク)單 從價 一八・〇〇

然又ハ變熱ノモノ

(甲) 生ノモノ(ガス燒シタルモノヲ含ム) 單絲ノ番手英式 每百疋 一八・〇〇

(一) 二十五番ヲ超エザルモノ 從價 一八・〇〇

一一八 單絲ノ番手英式 每百疋 二二・九〇

ザルモノ

(二) 單絲ノ番手英式 每百疋 二六・三〇

ザルモノ

(三) 單絲ノ番手英式 每百疋 三八・〇〇

ザルモノ

(四) 其ノ他 每百疋 二六・七〇

(一) 單絲ノ番手英式 每百疋 二六・七〇

ザルモノ

(二) 單絲ノ番手英式 每百疋 三三・一〇

ザルモノ

(三) 單絲ノ番手英式 每百疋 三六・一〇

ザルモノ

(四) 單絲ノ番手英式 每百疋 五〇・六〇

ザルモノ

(五) 其ノ他 每百疋 六三・二〇

(甲) 編絲及刺繡絲 從價 二二・五%

綿織絲(別號ニ掲ゲザルモノ) 單絲ノ番手英式 每百疋 二二・五%

重量十五瓦ヲ超エザル綿線

五二二 毛織絲及毛絲(他纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム) 別號ニ掲ゲザルモノ 每百疋 一一・四〇

(甲) 毛製ノモノ 從價 二〇・〇%

(一) 梳毛ノモノ 每百疋 一七・五%

(二) 其ノ他 從價 一七・五%

(乙) 其ノ他 從價 一七・五%

(一) 梳毛ノモノ 從價 一七・五%

(二) 其ノ他 從價 一七・五%

五二三 絹織絲及絹絲(毛以外ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム) 每百疋 五九・九〇

(甲) 家蠶繅絲製ノモノ 從價 五九・九〇

(一) 總造又ハ球造ノモノ 從價 五九・九〇

(二) 其ノ他 從價 五九・九〇

(乙) 其ノ他 從價 五九・九〇

五二四 人造纖維素纖維ノ織絲及絲(植物纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム) 每百疋 一一〇・一〇

(甲) 紡績シタルモノ 從價 一一〇・一〇

(乙) 其ノ他 從價 一一〇・一〇

五二五 金屬絲及金屬線(表面ニ各種) 從價 二二・五%

手編毛絲(他纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム) 三燃又ハ三燃ヲ超エタルモノ 每百疋 二二・五%

(甲) 毛製ノモノ 從價 二二・五%

(乙) 其ノ他 從價 二二・五%

(一) 絹入ノモノ 從價 二二・五%

(二) 其ノ他 從價 二二・五%

五二一 植物纖維(綿ヲ除ク)製ノ織絲及長サ十米ノ重量十五瓦ヲ超エザル線 每百疋 五三・二〇

(甲) 黃麻製ノモノ 從價 五三・二〇

(乙) 其ノ他 從價 五三・二〇

(一) 長サ十米ノ重量二・五瓦ヲ超エザルモノ 從價 五三・二〇

(二) 其ノ他 從價 五三・二〇

(一) 絹入ノモノ 從價 五三・二〇

(二) 其ノ他 從價 五三・二〇

一一九 絹入ノモノ 從價 五三・二〇

(二) 其ノ他 從價 五三・二〇

五二六	(甲) 貴金屬ヲ用ヒタルモノ	從價	三〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
五二七	織絲及絲(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二〇・〇%
	(甲) 絹、毛又ハ人造織維素纖維ヲ用ヒタルモノ	從價	七九・九〇
	(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
五二八	組紐及組物(ゴム入ノモノヲ除ク)	從價	二五・〇%
	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二五・〇%
	(乙) 人造織維素纖維製又ハ人造織維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ	從價	二五・〇%
	(丙) 綿製ノモノ	從價	三一・一〇
	(丁) 其ノ他	從價	二〇・〇%
	(戊) 其ノ他	從價	二二・五%
五二九	線、繩及綱索(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二五・〇%
	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二五・〇%

五三〇	織維素纖維製又ハ人造織維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ	從價	二五・〇%
	(甲) 絹製ノモノ	從價	一七・〇%
	(乙) マニラ麻製ノモノ	從價	一五・〇%
	(丙) 周圍ニ纏ラ超エザルモノ	從價	一五・八〇
	(丁) 其ノ他	從價	一七・五%
五三一	織維素纖維製又ハ人造織維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ	從價	二五・〇%
	(甲) 絹製、毛製又ハ人造織維素纖維製ノモノ(他織維素纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)	從價	二五・〇%
	(乙) 綿製ノモノ	從價	二一・〇%
	(丙) 結束用テープ	從價	二二・五%
	(丁) 其ノ他	從價	二二・五%

六〇一	(丙) 麻苧	每百疋	三八・〇
	(一) 漂白シタルモノ	每百疋	一・三〇
	(二) 其ノ他	從價	二二・五%
	(丁) 其ノ他	從價	二二・五%

第六類 布帛及同製品

一 布帛ニ裝飾ノ目的ヲ以テ用ヒラレタル金屬絲ハ分類上之ヲ絹ト看做ス布帛製品ノ構成部分タル布帛ニ付亦同ジ

二 布帛ガ二種以上ノ纖維ヨリ成ルトキハ全重量ノ百分ノ十ヲ超エザル纖維ハ分類上之ヲ交ヘザルモノト看做ス布帛製品ノ構成部分タル布帛ニ付亦同ジ

三 織幅トハ兩織耳ノ外側間ノ距離ヲ謂フ

四 第六百一號乃至第六百十三號ニ掲グル織物ハ織耳ノ有無ヲ別タズ現實ノ幅十種ヲ超エタルモノニ限ル

五 織物ノ絲數トハ單絲ノ數ヲ謂フ

六 絲數ガ設計ノ二均一ナラザル織物ニ付テハ其ノ最モ多キ部分ニ於ケル絲數ヲ以テ其ノ絲數トス

七 紋織物トハ經緯各三十ヲ超エタル絲ヲ以テ一意匠ヲ組織シタルモノヲ謂フ

八 前項ノ絲數ヲ計算スル場合ニ於テ二以上ノ單絲ヨリ成ル混合絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一ト看做ス

六〇二	パイル布帛(各種)	從價	二七・五%
	(甲) 絹製ノモノ	從價	二七・五%
	(乙) 絹入ノモノ	從價	二七・五%
	(丙) 毛製ノモノ	從價	二七・五%
	(丁) 毛ト他纖維(絹ヲ除ク)ト混製ノモノ	從價	一三九・八〇
	(戊) 人造織維素纖維製又ハ人造織維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ	從價	六四・一〇
	(一) メリヤス地ノモノ	從價	八五・〇%
	(二) 其ノ他	從價	五五・六〇
	(三) 綿製ノモノ	從價	四〇・五〇
	(四) テリーパイルク	從價	七二・一〇
	(五) ロース	從價	二五・〇%
	(六) コール天	從價	二五・〇%
	(七) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(庚) 其ノ他	從價	二五・〇%
六〇三	織物	從價	二五・〇%
	(甲) 織物	從價	二五・〇%
	(乙) セット	從價	二五・〇%

六〇三

(乙) 其ノ他	每百疋	三九・三〇
(一) 縮	從價	二二・五%
(一) 其ノ他	從價	二二・五%
(甲) 綿フランネル其ノ他ノ起毛綿織物	每百疋	三〇・二〇
(一) 兩面起毛ノモノ	每百疋	二四・五五
(一) 十種平方ノ重量	每百疋	二四・五五
(一) 三瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二四・五五
(一) 其ノ他	每百疋	二四・五五
(乙) 其ノ他	每百疋	二四・五五
(一) 生ノモノ	每百疋	二四・五五
(イ) 於ケル平方内ニ於ケル七種ノ超エザルモノ	每百疋	二四・〇〇
(ロ) 其ノ他	從價	二〇・〇%
(一) 其ノ他	從價	二〇・〇%
(甲) 織幅五十種ヲ超エザル綿織物(別號ニ掲ゲザルモノ)	每百疋	二〇・七〇
(イ) 大尺布	每百疋	二〇・七〇
(一) 生ノモノ	每百疋	二〇・七〇
(イ) 十種平方ノ重量	每百疋	二〇・七〇
(一) 二・五瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二〇・七〇

六〇五

(ロ) 其ノ他	每百疋	二五・三〇
(一) 捺染シタルモノ	每百疋	三六・七〇
(一) 其ノ他	每百疋	三〇・七〇
(乙) 其ノ他	從價	一七・五%
(一) 生ノモノ	從價	二〇・〇%
(一) 其ノ他	從價	二〇・〇%
(甲) 別號ニ掲ゲザル生綿織物	每百疋	二六・五〇
(一) 十種平方ノ重量	每百疋	二六・五〇
(一) 瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二六・五〇
(一) 十種平方ノ重量	每百疋	二六・五〇
(一) 瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二六・五〇
(一) 其ノ他	每百疋	二六・五〇
(乙) 其ノ他	每百疋	二六・五〇
(一) 生ノモノ	每百疋	二六・五〇
(一) 四種平方内ニ於ケル五種ノ超エザルモノ	每百疋	二〇・六〇
(一) 七種平方内ニ於ケル十種ノ超エザルモノ	每百疋	二一・六〇
(一) 十種平方内ニ於ケル百種ノ超エザルモノ	每百疋	二五・二〇
(一) 其ノ他	每百疋	二五・二〇
(丙) 十種平方ノ重量	每百疋	二八・八〇
(一) 瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二八・八〇

六〇六

(一) 一種平方内ニ於ケル七十種ノ超エザルモノ	每百疋	二〇・九〇
(一) 一種平方内ニ於ケル百種ノ超エザルモノ	每百疋	二四・二〇
(一) 其ノ他	每百疋	二四・二〇
(一) 其ノ他	每百疋	三〇・三〇
(一) 其ノ他	每百疋	一八・一〇
(甲) 別號ニ掲ゲザル捺染綿織物	每百疋	三六・八〇
(一) 一種平方内ニ於ケル十種ノ超エザルモノ	每百疋	三六・八〇
(一) 一種平方内ニ於ケル五十種ノ超エザルモノ	每百疋	四七・三〇
(一) 一種平方内ニ於ケル七十種ノ超エザルモノ	每百疋	四七・三〇
(一) 一種平方内ニ於ケル百種ノ超エザルモノ	每百疋	五八・四〇
(一) 其ノ他	從價	二二・五%
(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
(甲) 別號ニ掲ゲザル綿織物	每百疋	二二・五%
(一) 十種平方ノ重量	每百疋	二二・五%
(一) 五瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二二・五%

六〇七

(一) 一種平方内ニ於ケル五十種ノ超エザルモノ	每百疋	三〇・九〇
(一) 一種平方内ニ於ケル七十種ノ超エザルモノ	每百疋	三八・〇〇
(一) 一種平方内ニ於ケル百種ノ超エザルモノ	每百疋	五七・六〇
(一) 其ノ他	每百疋	五七・六〇
(一) 其ノ他	每百疋	八六・〇〇
(一) 其ノ他	每百疋	八六・〇〇
(一) 十種平方ノ重量	每百疋	二二・六〇
(一) 五瓦ヲ超エザルモノ	每百疋	二二・六〇
(一) 一種平方内ニ於ケル五十種ノ超エザルモノ	每百疋	三七・八〇
(一) 一種平方内ニ於ケル百種ノ超エザルモノ	每百疋	三七・八〇
(一) 其ノ他	每百疋	五〇・六〇
(一) 其ノ他	每百疋	五〇・六〇

六〇八	(一) 一種平方内ニ於ケル超エザルモノ	每百疋	二七・七〇
	(二) 其ノ他	每百疋	四九・四〇
六〇九	(甲) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	從價	二〇・〇%
	(乙) 其ノ他	每百疋	一〇・五〇
	(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(丁) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	從價	二五・〇%
	(戊) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	從價	二二・五%
	(己) 其ノ他	從價	二〇・〇%

六二〇	(一) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(二) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	從價	二二・五%
	(三) 其ノ他	從價	二〇・〇%
	(甲) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	每百疋	一八九・六〇
	(乙) 十種平方ノ重量ニテ超エザルモノ	每百疋	七四・五〇
	(丙) 其ノ他	每百疋	四二・四〇
	(丁) 其ノ他	每百疋	一五一・四〇
	(戊) 其ノ他	每百疋	九四・九〇

六一一

絹織物及絹ト他織維(毛ヲ除ク)トノ交織物ニシテテ織幅四十五種ヲ超エザルモノ	從價	二七・五%
(甲) 縮織又ハ壁織ノモノ	從價	二五・〇%
(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%

六一二

絹織物及絹ト他織維トノ交織物(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二七・五%
(甲) 家蠶繰絲製ノモノ	從價	二七・五%
(一) 縮織又ハ壁織ノモノ	從價	二五・〇%
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
(乙) 家蠶繰絲入ノモノ	從價	二七・五%
(一) 縮織又ハ壁織ノモノ	從價	二五・〇%
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
(一) 絹絲又ハ緯絲ニ用ヒタルモノ	從價	二二・五%
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%

六一三

人造纖維素織維織物及人造纖維素織維ト植物織維トノ交織物

絹織物及絹ト他織維(毛ヲ除ク)トノ交織物ニシテテ織幅四十五種ヲ超エザルモノ	從價	二七・五%
(甲) 縮織又ハ壁織ノモノ	從價	二五・〇%
(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%

六一七

馬毛其ノ他類似ノ獸毛ヲ用ヒタル心地	從價	八六・五〇
メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛	從價	一五・〇%
(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二七・五%
(乙) 毛製又ハ毛ト他織維(絹ヲ除ク)トノ混製ノモノ	從價	二五・〇%
(丙) 人造纖維素織維製又ハ人造纖維素織維ト植物織維トノ混製ノモノ	從價	二五・〇%
(丁) 綿製ノモノ	每百疋	二七・〇〇
(戊) 其ノ他	從價	二二・五%
(甲) 綿製ノモノ	從價	二二・五%
(一) チュール、マリノ平網地	從價	二二・五%
(二) 其ノ他	從價	二二・五%

六二八	フェルト	(イ) 幅ノ方向ニ於ケルメツシユノ數五種ニ付十五ヲ超エザルモノ	從價	四七・九〇
		(ロ) 其ノ他	從價	二五・〇%
		(一) カーテンレース	從價	二五・〇%
		(二) 其ノ他	從價	二七・五%
		(三) 其ノ他	從價	二七・五%
六二九	フックバインダースクロ	(甲) 毛製ノモノ(他織ヲ含ム)	每百疋	一四四・〇〇
		(乙) 其ノ他	每百疋	一六・一〇
六二〇	トレーシングクロス	(甲) 其ノ他	每百疋	三三・〇〇
		(乙) 其ノ他	每百疋	一三六・四〇
六二一	描畫用カンヴァス	(甲) 其ノ他	從價	二二・五%
		(乙) 其ノ他	從價	七二・四〇
六二二	ウインドーホーランド	(甲) 其ノ他	從價	二二・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
六二三	レザークロス及オイルクロス	(甲) 其ノ他	從價	二二・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
六二四	電氣絶緣布及同テープ	(甲) 其ノ他	從價	二二・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
		(丙) ゴムテープ	每百疋	一〇・三〇

六二五	ゴム用ヒタル防水布	(イ) 其ノ他	從價	二〇・〇%
		(甲) 毛製又ハ毛ト他織維ト混製ノモノ	從價	二五・〇%
		(乙) 綿製ノモノ	每百疋	一九・四〇
		(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
六二六	コイルタール、アスファルト、パラフィン其ノ他類似ノ材料ヲ用ヒタル防水布(別號ニ掲ゲザルモノ)	(甲) 綿製ノモノ	從價	一七・五%
		(一) カンヴァス	從價	二〇・〇%
		(二) 其ノ他	從價	二〇・〇%
六二七	襖布其ノ他類似ノ表装用布(紙ヲ裏貼シタルモノ)	(甲) 其ノ他	從價	二七・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二七・五%
		(一) マニラ麻ヲ用ヒタルモノ	每百疋	三四・二〇
		(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
六二八	ホース地	(甲) 綿製ノモノ	從價	一五・〇%

六二九	綿製擬麻疊縁テープ	(イ) 生ノモノ	每百疋	六二・二〇
		(ロ) 其ノ他	從價	三三・四〇
六三〇	ゴム入織紐其ノ他類似ノゴム入織布	(甲) 綿、毛又ハ人造織維、毛又ハ人造織維ヲ用ヒタルモノ	每百疋	一〇九・〇〇
		(乙) 其ノ他	從價	二二・五%
		(一) 幅八種ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
		(二) 其ノ他	從價	四九・七〇
六三一	テープ及リボン(裝飾用ト否トヲ別タズ)織リタルモノニシテ別號ニ掲ゲザルモノ	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
		(乙) 人造織維、素織維、又ハ人造織維、素織維ト混製ノモノ	從價	二七・五%
		(丙) 綿製ノモノ	從價	二七・五%
		(一) ランプ心	每百疋	二九・〇〇
		(二) 其ノ他	從價	二九・〇〇

六三二	漁網、獵網及其ノ網地	(イ) 生ノモノ	每百疋	二二・一〇
		(ロ) 其ノ他	從價	二二・五%
六三三	刺繍ヲ施シタル布帛、ゴブラン織布及壁掛地(各種)	(イ) 黃麻製又ハ黃麻ト他ノ植物纖維ト混製ノモノ	每百疋	一四・二〇
		(乙) 其ノ他	從價	二七・五%
六三四	別號ニ掲ゲザル布帛	(甲) 手工ニ依リ加工又ハ製造シタルモノ及絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
		(乙) 其ノ他	從價	二七・五%
六三五	國旗	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二七・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
六三六	レース、トリミング、ゴブラン織品、刺繍品其ノ他ノ裝飾用材料及其ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二七・五%
		(乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
		(丙) 無税	無税	

七〇二	観衣 (ワイシャツ)	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	三〇・〇%
七〇三	カラ―及カフス (男子用)	(甲) 布帛製ノモノ (乙) 其ノ他	每打 每百疋	〇・三〇 九〇・四〇
七〇四	ネクタイ	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 其ノ他	每疋	八・六〇

七〇五	足袋 (地下足袋ヲ含マズ)	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 綿製ノモノ (丙) 上部ガ襪子地ノ モノ (丁) 上部ガ平織地ノ モノ (戊) 其ノ他	從價	三〇・〇%
七〇六	靴下	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) メリヤス製ノモノ (己) 其ノ他 (庚) 其ノ他	從價 從價 從價 從價 從價 從價	三〇・〇% 一六四・一〇 一五一・二〇 八三・一〇 二二・五% 二七・五%

七〇七	ジャージ、スウェーター 其ノ他類似ノ編ミタル上 衣	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 其ノ他	從價 從價 從價	三〇・〇% 一六六・八〇 二七・五%
七〇八	洋袴	(甲) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (乙) 綿製ノモノ (丙) 其ノ他	從價	二二・五%
七〇九	エプロン、前掛及涎掛 (綿 製ノモノ)	(甲) ゴムヲ用ヒタルモノ (乙) 其ノ他	從價 每百疋	二二・五% 六〇・二〇

七〇九	手袋	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價 從價 從價 從價	二二・五% 二七・五% 一五八・六〇 五〇・五〇 二七・五%
七〇一	綿製ノモノ	(甲) 綿製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 其ノ他	從價	三〇・〇%
七〇二	起毛シタルモノ	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	三〇・〇%
七〇三	故キモノ	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇四	新シキモノ	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇五	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇六	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇七	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇八	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇九	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七〇一〇	其ノ他	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ (乙) 毛製又ハ毛ト他織 混製ノモノ (丙) 人造纖維素織維製 又ハ人造織維素織 混製ノモノ (丁) 綿製ノモノ (戊) 其ノ他	從價	二七・五%

七二一	(イ) 生ノモノ	每百疋	二九・二五
	(ロ) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(六) 其ノ他	從價	二二・五%
七二二	肩掛及襟巻		
	(甲) 毛皮又ハ羽毛ヲ用ヒタルモノ	從價	三五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	三〇・〇%
	(一) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	一五七・八〇
	(二) 毛製又ハ毛ト他織維(絹ヲ除ク)ト混製ノモノ	從價	二七・五%
	(三) 其ノ他	從價	二七・五%
七二三	洋服用ベルト(バックル有無ヲ別タズ)	從價	二五・〇%
七二二	洋袴釣、スリウサスベンダー及靴下留	從價	三〇・〇%
	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二七・五%
	(乙) 其ノ他	從價	二七・五%
	(一) 毛又ハ人造織維素織維ヲ用ヒタルモノ	從價	二七・五%
	(二) 其ノ他	從價	二五・〇%

七二四	(甲) 革製ノモノ	從價	二七・五%
	(乙) フェルト製ノモノ	從價	二二・九〇
	(丙) 綿製ノモノ	從價	二二・五%
	(丁) レザークロース製ノモノ	從價	二五・〇%
	(戊) 其ノ他	從價	二七・五%
七二五	帽子類		
	(甲) 毛皮又ハ羽毛ヲ用ヒタルモノ	從價	三五・〇%
	(一) 散裝ノモノ	從價	一一・五〇
	(二) 其ノ他	從價	三〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	一一・二〇
	(丙) 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ	從價	二七・五%
	(四) 綿製ノモノ	從價	〇・五〇
	(五) 其ノ他	從價	二七・五%
	(一) 汗革	從價	二五・〇%
	(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(乙) レザークロース製ノモノ	從價	二二・五%
	(丙) 其ノ他	從價	二七・五%
七二六	フェルト製帽體(フロツキングセザルモノ)	從價	二二・四〇
七二七	帽子部分品		
	(甲) 革製ノモノ	從價	二五・〇%
	(一) 汗革	從價	二五・〇%
	(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
	(乙) レザークロース製ノモノ	從價	二二・五%
	(丙) 其ノ他	從價	二七・五%
七二八	ゲートル		
	(甲) 毛製又ハ毛ト他織維ト混製ノモノ	從價	二二・八四〇
	(乙) 綿製ノモノ	從價	三三・八〇
	(丙) 其ノ他	從價	二七・五%
七二九	腿帶		
	(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
	(乙) 綿製ノモノ	從價	五一・五〇

(一) 其ノ他	從價	二五・〇%
(二) フェルト製ノモノ	從價	三三・四〇
(一) 靴頭	從價	三三・四〇
(二) 其ノ他	從價	三三・四〇
(イ) 一打ノ價格十	從價	一・九〇
(ロ) 一打ノ價格五	從價	二五・〇%
(一) 其ノ他	從價	二五・〇%
(丙) パナマストロー、	從價	三〇・〇%
フンタル其ノ他類	從價	三〇・〇%
似ノ植物材料製ノ	從價	三〇・〇%
モノ	從價	三〇・〇%
(丁) 麥稈製又ハ紙製ノ	從價	〇・七〇
モノ	從價	〇・七〇
(戊) 經木、筍皮、藁、	從價	一七・五%
葦其ノ他類似ノ植	從價	一七・五%
物材料製ノモノ	從價	一七・五%
(己) 其ノ他	從價	一七・五%
(一) 絹製又ハ絹入ノ	從價	三〇・〇%
モノ	從價	三〇・〇%
(二) 毛製又ハ毛ト他	從價	二七・五%
織維(絹ヲ除ク)	從價	二七・五%
ト混製ノモノ	從價	二七・五%

(三) 人造織維素織維製又ハ人造織維素織維ト植物織維ト混製ノモノ	從價	二七・五%
(四) 綿製ノモノ	從價	〇・五〇
(五) 其ノ他	從價	二七・五%
(一) 汗革	從價	二五・〇%
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
(乙) レザークロース製ノ	從價	二二・五%
モノ	從價	二二・五%
(丙) 其ノ他	從價	二七・五%
(甲) 毛製又ハ毛ト他織	從價	二二・八四〇
維ト混製ノモノ	從價	二二・八四〇
(乙) 綿製ノモノ	從價	三三・八〇
(丙) 其ノ他	從價	二七・五%
(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
(乙) 綿製ノモノ	從價	五一・五〇

七二〇

(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
下駄、草履並ニ別號ニ掲 ゲザル其ノ部分品及附屬 品		
(甲) 布帛、革、笥皮、 藤等ニテ製シタル 臺表及此等ノ臺表 ヲ附シタルモノ	從價	三〇・〇%
(乙) 鼻緒及爪革		
(一) 表面ガ綿布又ハ レザークロース ヨリ成ルモノ	每百疋	三三・五〇
(二) 其ノ他	從價	二七・五%
(丙) 其ノ他		
(一) 下駄及草履(鼻 緒ノ有無ヲ別タ ズ)	從價	二二・五%
(二) 其ノ他	從價	二二・五%
靴其ノ他ノ履物(別號ニ 掲ゲザルモノ)	從價	二二・五%
(甲) 上部ガ絹製又ハ絹 入材料製ノモノ	從價	三〇・〇%
(乙) 上部ガ革製ノモノ	從價	二五・〇%
(丙) 上部ガフェルト製 ノモノ	每百疋	一一・三〇
(丁) 上部ガ綿製ノモノ		

七二一

(一) 綿底ノモノ	從價	二〇・〇%
(二) ゴム底ノモノ	每百疋	一七・九〇
(三) 其ノ他	從價	二五・〇%
(甲) ゴム製ノモノ及上 部ガゴムヲ以テ被 覆セラレタルモノ	每百疋	一九・〇〇
(乙) 藁、蘆、其ノ他類 似ノ植物材料ヲ以 テ製シタルモノ	從價	一七・五%
(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
(甲) 靴紐		
(一) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
(二) 人造纖維素纖維製 又ハ人造纖維素纖維 製ト植物纖維ト混 製ノモノ	每百疋	七三・四〇
(丙) 綿製ノモノ		
(一) 平紐ノモノ	從價	二二・五%
(二) 其ノ他	每百疋	三一・五〇
(丁) 其ノ他	從價	二五・〇%
履物用ノゴム底及ゴム踵	每百疋	一一・〇〇
(甲) 絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%

一三六

七二二

(一) 毛製又ハ毛ト他織 維(絹ヲ除ク)ト 混製ノモノ	從價	二七・五%
(二) 綿製ノモノ	每百疋	三九・〇〇
(三) 其ノ他	從價	二七・五%
ボタン、スタツド及ベル トバックル(裝身用ノモノ)		
(甲) カフスボタン、鐵 衣用ノスタツド及 ベルトバックル	從價	二七・五%
(乙) 其ノ他		
(一) プレスボタン及 プレススタツド (各種)	每百疋	五九・一〇
(二) 金屬製ノモノ	每百疋	三七・〇〇
(三) 硝子製ノモノ及 切ラザルモノノ 齊カザルモノノ 及陶磁製ノモノ	每百疋	一一・〇〇
(四) セロイド其ノ 他ノ有機性人造 可塑材料製ノモノ	從價	三〇・〇%
(イ) カゼイン角質 物製ノモノ	每百疋	一九九・二〇

七二五

(一) 安全ピン	每百疋	三八・三〇
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
(乙) セロイド其ノ他 ノ有機性人造可 塑材料製ノモノ	從價	二五・〇%
(丙) 其ノ他	從價	二五・〇%
(甲) マウスマスク	從價	一七・五%
七二七 ハンカチーフ		
(甲) レ이스、手工刺繡 等ヲ以テ加工又ハ 製造シタル各種ノ モノ及絹製又ハ絹 入ノモノ	從價	三〇・〇%

一三七

七二六

(ロ) 其ノ他	從價	二二・五%
(五) 動植物材料製ノ モノ		
(イ) 貝殻製ノモノ	每百疋	六五・一〇
(ロ) 其ノ他	從價	二二・五%
(六) 其ノ他	從價	二二・五%
安全ピン、ヘアピン其ノ 他裝身用ノピン類		
(甲) 金屬製ノモノ		
(一) 安全ピン	每百疋	三八・三〇
(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
(乙) セロイド其ノ他 ノ有機性人造可 塑材料製ノモノ	從價	二五・〇%

七三〇	杖、鞭及其ノ部分品	從價	三〇・〇%
(丁)	其ノ他	從價	二七・五%
(丙)	綿布張又ハ紙張ノモノ	從價	二二・五%
(乙)	人造纖維素纖維布張又ハ人造纖維素纖維布張ノモノ	從價	二七・五%
(甲)	布張又ハ絹入布張ノモノ	從價	三〇・〇%
七二九	傘、日傘並ニ其ノ部分品及附屬品	從價	二七・五%
(丁)	其ノ他	從價	二七・五%
(二)	其ノ他	每百疋	二三一・三〇
(一)	地方内ニ於ケル平緯ノ超エザルモノ	每百疋	七五・六〇
(丙)	綿製ノモノ	每打	一〇・〇
(乙)	麻製ノモノ(綿ヲ交ヘタルモノヲ含ム)	每打	一〇・〇

七三三	衣類、同附屬品及部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	四〇・〇%
(甲)	毛皮又ハ羽毛ヲ用ヒタルモノ	從價	二〇・〇%
(乙)	其ノ他	從價	二七・五%
七三二	本類ノ物品ニシテ貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、龍甲、等ヲ用ヒタルモノ及カメオ、蛇革、又ハ馬革ヲ以テ製シタルモノ	從價	三〇・〇%
(甲)	裝身具	從價	二〇・〇%
(乙)	其ノ他	從價	四〇・〇%
七三一	身邊裝飾用品及ハンドバッグ、財布其ノ他類似ノ品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二七・五%
(甲)	手工レース、手工刺繍其ノ他類似ノモノ	從價	三〇・〇%
(乙)	ハ製造シタルモノ及絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二七・五%

(一)	綿羊毛皮、山羊毛皮又ハ染色セザル羊毛皮(アストラカン及横造アストラカンヲ除ク)以外ノ毛皮ヲ用ヒタルモノ及羽毛ヲ用ヒタルモノ	從價	二五・〇%
(二)	其ノ他	從價	二五・〇%
(三)	手工レース、手工刺繍其ノ他類似ノ手工ニ依リ加工又ハ製造シタル各種ノモノ及絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三〇・〇%
(四)	毛製又ハ毛ト他纖維(絹ヲ除ク)ト混製ノモノ	從價	二七・五%
(五)	人造纖維素纖維製又ハ人造纖維素纖維ト植物纖維ト混製ノモノ	從價	二七・五%
(六)	綿製ノモノ	從價	二七・五%
(イ)	小倉地製ノモノ	從價	四九・五〇
(ロ)	其ノ他	從價	二五・〇%

第八類	紙、同製品、書籍及書畫	從價	二七・五%
(五)	其ノ他	從價	二七・五%
八〇一	パンツクノペーパー、トトリツチペーパー、ワットマン紙、ケカノ子紙其ノ他類似ノ紙	從價	二五・〇%
八〇二	バンクペーパー、ボンダペーパー其ノ他類似ノ紙	從價	九・五〇
八〇三	マニフツルペーパー、ダイヤブルペーパー其ノ他類似ノ紙	從價	二二・〇〇
八〇四	模造羊皮紙、油紙、グリバスアルペーパー其ノ他類似ノ紙	從價	一一・二〇
(甲)	押型ヲ附シ又ハ金屬箔若ハ金屬粉ヲ用ヒタルモノ	從價	一〇・三〇
(乙)	其ノ他	從價	一〇・三〇
八〇五	フリントペーパー、フリクシヨントペーパー其ノ他類似ノ光澤紙	從價	一六・二〇
(甲)	押型ヲ附シタルモノ	從價	一三・九

八二四	高麗紙及模造高麗紙	其ノ他	從價	三・四〇
八二五	半紙、美濃紙、巻紙及障子紙	其ノ他	從價	一四・六〇
八二六	壁紙及襖紙	其ノ他	從價	二〇・〇%
八二七	ウオルボード及シーリングボード	其ノ他	從價	二二・五%
八二八	一平方米ノ重量三百瓦ヲ超エタル各種ノ紙及別號ニ掲ゲザル板紙	其ノ他	從價	二・三〇
八二九	ストローボード(他ノ紙ヲ貼りタルモノヲ含ム)	其ノ他	從價	一・四〇
八三〇	ストローボードノミヨリ成ルモノ	其ノ他	從價	一・九〇
八三一	其ノ他	其ノ他	從價	一・九〇

八一九	波形板紙	其ノ他	從價	五・七〇
八二〇	ストローボードノミヨリ成ルモノ	其ノ他	從價	九・〇〇
八二一	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ	其ノ他	從價	一七・五%
八二二	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ	其ノ他	從價	二〇・〇%
八二三	カーボンペーパー	其ノ他	從價	四八・九〇
八二四	表面ニメカニカルウツドバルブヲ用ヒタルモノ	其ノ他	從價	六・〇〇
八二五	紙ヲ用ヒタルモノ	其ノ他	從價	三・五〇
八二六	其ノ他	其ノ他	從價	三・五〇
八二七	波形板紙	其ノ他	從價	五・七〇
八二八	ストローボードノミヨリ成ルモノ	其ノ他	從價	九・〇〇
八二九	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ	其ノ他	從價	一七・五%
八三〇	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ	其ノ他	從價	二〇・〇%
八三一	カーボンペーパー	其ノ他	從價	四八・九〇

八〇六	エム・ジー・キヤツプベ 一部又ハ主トシテメカニカルウツドバルブヨリ成ルモノ	其ノ他	從價	一四・三〇
八〇七	別號ニ掲ゲザル圖書用紙	其ノ他	從價	四・八〇
八〇八	印刷用紙及筆記用紙(別號ニ掲ゲザルモノ)	其ノ他	從價	六・一〇
八〇九	新開用紙(巻取ノモノ)	其ノ他	從價	五・一〇
八一〇	塗滑紙	其ノ他	無稅	八・四〇
八一一	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ	其ノ他	從價	二〇・〇%
八一二	別號ニ掲ゲザル包装用紙	其ノ他	從價	二・六〇
八一三	印刷、型押又ハ抄漉ニ依リ模倣又ハ意匠効果ヲ現シタルモノ	其ノ他	從價	八・四〇

八一〇	煙草用紙(テープ狀ニ切りタルモノ、テイツプヲナシタルモノヲ含ム)	其ノ他	從價	一七・五%
八一一	冊子狀ニナシタルモノ	其ノ他	從價	二五・〇〇
八一二	吸取紙	其ノ他	從價	三五・〇%
八一三	濾紙(圓形ニ切りタルモノヲ含ム)	其ノ他	從價	一一・四〇
八一四	海紙、川表紙其ノ他ノ燒紙(其ノ儘使用スルモノ)	其ノ他	從價	一五・〇%
八一五	金箔又ハ金屬粉ヲ用ヒタルモノ	其ノ他	從價	一五・〇〇
八一六	其ノ他	其ノ他	從價	一七・五%
八一七	硫酸ソーダハ其ノ混製又ハ其ノ製成ニ用ヒタルモノ	其ノ他	從價	五・二〇
八一八	貼合セタルモノ、他材料ヲ挿入シ又ハ裏貼シタルモノ及防水シタルモノ	其ノ他	從價	六・五〇
八一九	其ノ他	其ノ他	從價	一四・〇

八二二	(甲) 片面染色ノモノ (乙) 其ノ他	每百疋 (挿入紙及包紙共)	三・三〇 〇・八〇
八二三	感光紙 (甲) 塗膜ニハロゲン化銀ヲ含有スルモノ (乙) 其ノ他	從價 (挿入紙及包紙共)	二五・〇〇 一七・二〇
八二四	紙テープ (別號ニ掲ゲザルモノ) (甲) 別號ニ掲ゲザル紙 (乙) 其ノ他	每百疋 (内裝共)	一三・五〇
八二五	金屬箔又ハ金屬粉ヲ用ヒタルモノ (甲) 貴金屬ヲ用ヒタルモノ (乙) 其ノ他	從價 每百疋	三〇・〇〇 五四・七〇
(一)	印刷、型押、縮、捺若ハ表面着色ノ工ヲ施シ又ハ抄漉ニ依リ模様ヲ意匠効果ヲ現シタルモノ		

八二六	(イ) メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ (ロ) 其ノ他 (ニ) 其ノ他	從價	二二・五%
八二七	(イ) メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ (ロ) 其ノ他	從價	二〇・〇%
八二八	ペーパーナフキン及ペーパータオル (イ) トイレットペーパー (巻取ノモノ) (ロ) 其ノ他	從價	一七・五%
八二九	ペーパーナフキン及ペーパータオル (イ) トイレットペーパー (巻取ノモノ) (ロ) 其ノ他	從價	一七・五%
八三〇	騰寫版用原紙 (甲) 寫紙ヲ有スルモノ (乙) 其ノ他	從價 (挿入紙及包紙共)	二五・〇〇 四九・八〇
八三一	印刷、型押、縮、捺若ハ表面着色ノ工ヲ施シ又ハ抄漉ニ依リ模様ヲ意匠効果ヲ現シタルモノ		

一四二

八三一	(一) 其ノ他 (二) 其ノ他	每百疋	五七・一〇
八三二	白紙カード類 (甲) 漉縁ヲ有スルモノ及縁ニ金屬ヲ施シタルモノ (乙) 其ノ他	從價 (内裝共)	三〇・〇〇 二二・九〇
八三三	私製葉書 (甲) 寫眞ヲ燒附ケタルモノ (乙) 其ノ他	每疋	五・八〇
八三四	簡箋 (封筒附ノモノ) (一) 圖畫用紙プロック (二) 其ノ他	從價 每百疋	三〇・〇〇 七・一〇
八三五	メカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ (一) 其ノ他	每百疋	八・八〇
八三六	機器裝置用圖式 (甲) 其ノ他	從價	一七・五%
八三七	寫眞臺紙 (甲) 表紙ヲ有スルモノ (乙) 其ノ他	從價	一五・〇%
八三八	封筒 (一) 表紙ガメカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ (二) 其ノ他	每百疋 每百疋	四二・九〇 二〇・八〇
(一)	印刷、型押、縮、捺若ハ表面着色ノ工ヲ施シ又ハ抄漉ニ依リ模様ヲ意匠効果ヲ現シタルモノ		

一四三

八三九	(一) 其ノ他 (二) 其ノ他	從價	二二・五%
八四〇	クリスマスカード (封筒ノ有無ヲ別タズ) (一) 其ノ他	從價	三〇・〇%
八四一	カードカレンダー及プロック (一) 其ノ他	每百疋	一一・八〇
八四二	機器裝置用圖式 (甲) 其ノ他	從價	一五・〇%
八四三	寫眞臺紙 (甲) 表紙ヲ有スルモノ (乙) 其ノ他	從價	二二・五%
八四四	封筒 (一) 表紙ガメカニカルウツドバルブヲ含マザルモノ (二) 其ノ他	每百疋 每百疋	四二・九〇 二〇・八〇
(一)	印刷、型押、縮、捺若ハ表面着色ノ工ヲ施シ又ハ抄漉ニ依リ模様ヲ意匠効果ヲ現シタルモノ		

八四七	書畫	(乙) 其ノ他	從價	三〇・〇%
八四八	書籍、繪本、書類及樂譜 (印刷シタルト否ト別 タズ)並ニ新聞、雜誌其 ノ他別號ニ掲ゲザル印刷 物		無稅	
八四九	地圖、海圖、設計圖、圖 表及解説圖		無稅	
八五〇	紙幣、銀行券、利札、株 券其ノ他ノ有價證券		無稅	
八五一	曆又ハ故ノ紙	(甲) 故新聞紙及故雜誌 (乙) 其ノ他	每百疋 從價	〇・七〇 一〇・〇%
八五二	紙製品 (別號ニ掲ゲザル モノ)		從價	二二・五%
第九類	礦物、窯業產品及其ノ製品		率	
番號	品名	稅		
九〇一	水及氷	無稅		
九〇二	珪砂及珪石	無稅		
九〇三	輕石	無稅		
九〇四	クリオリット及螢石	無稅		

九〇五	ホー、カーボナード其 ノ他ノ黑色ダイヤモンド 土、砂及礫 (別號ニ掲ゲ ザルモノ)		每噸	無稅
九〇六	石灰石		每噸	〇・〇三
九〇七	ドロマイト及マグネサイ ト (燒キタルモノヲ含ム)		從價	一二・五%
九〇八	タルク及ソーバストーン		從價	一二・五%
九〇九	リンクラファイツクストーン		從價	一二・五%
九一〇	(甲) エラ加ヘザルモノ (乙) 其ノ他		從價	一七・五%
九一一	石炭		每噸	〇・九〇
九一二	煉炭		每噸	一・五〇
九一三	コークス		每噸	一・六〇
九一四	金剛砂、コランダム、炭 化珪素其ノ他別號ニ掲ゲ ザル研磨材料		從價	一〇・〇%
九一五	研磨料 (其ノ儘使用ニ適 スルモノ)	(甲) 粉狀又ハ粒狀ノモ (乙) 液狀又ハ泥狀ノモ	從價	一五・〇%

八三九	紙袋	(甲) 包裝用紙製ノモノ (乙) 其ノ他	每百疋 從價	六・九〇 九・三〇
八四〇	白紙帳簿	(甲) 革貼、絹布貼又ハ 絹入布貼ノ表紙ヲ 有スルモノ (乙) 紙製ノ表紙ヲ有ス ルモノ	從價	二五・〇%
八四一	アルバム及切貼帳	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	每百疋 從價	一七・〇〇 一七・〇〇
八四二	革貼、絹布貼又ハ 絹入布貼ノ表紙ヲ 有スルモノ	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
八四三	紙製ノ表紙ヲ有ス ルモノ	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
八四四	メカニカルウツ ドバルブヲ含ム ザルモノ		每百疋	一一・三〇
八四五	デカルコマニア		從價	二五・〇%
八四六	寫眞	(甲) 寫紙ニ貼ラザルモ ノ	每疋	五・八〇

八四二	書類綴、書類挾其ノ他類 似ノ書類入	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	從價	二二・五%
八四三	カルトン其ノ他類似ノ板 紙製容器 (裝飾ヲ施サザ ルモノ)	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	從價	二二・五%
八四四	張子細工品其ノ他類似ノ 製品 (別號ニ掲ゲザルモ ノ)		從價	二〇・〇%
八四五	張子細工品其ノ他類似ノ 製品 (別號ニ掲ゲザルモ ノ)		從價	二五・〇%
八四六	寫眞	(甲) 寫紙ニ貼ラザルモ ノ	每疋	五・八〇
八四七	革貼、絹布貼又ハ 絹入布貼ノ表紙ヲ 有スルモノ	(甲) 其ノ他 (乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
八四八	著書機レコード 用ノモノ	(一) 寫眞用又ハ葉書 用ノモノ (二) 切貼帳 (三) 其ノ他	每百疋 從價	四二・一〇 二九・三〇 一一・七〇
八四九	其ノ他	(四) 其ノ他	從價	二二・五%
八五〇	其ノ他		從價	二二・五%

九三二	モザイクガラス	從價	二〇・〇%
九三三	寫眞用乾板	從價	二五・〇%
九三四	魔法鏡	從價	二〇・〇%
九三五	硝子珠玉、硝子珠及別號ニ掲ゲザル其ノ製品	從價	三〇・〇%
九三六	電氣用又ハ工業用ノ陶磁器及硝子器	從價	二五・〇%
九三七	陶磁器ノ破片	從價	無稅
九三八	別號ニ掲ゲザル硝子破片	從價	無稅
	其ノ他	從價	一〇・〇%

九三九	別號ニ掲ゲザル陶磁器	從價	二二・五%
九四〇	硝子製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	四〇・〇%
九四一	別號ニ掲ゲザル珪瑯鐵器	從價	二〇・〇%
九四二	水硬セメントクリンカー	從價	一七・五%
九四三	ポルトランドセメント其ノ他類似ノ水硬セメント	從價	二〇・〇%
九四四	酒類又ハ清涼飲料用ノ容器	從價	二〇・〇%
九四五	其ノ他	從價	二〇・〇%
九四六	切磨、腐蝕又ハ彫刻シタルモノ	從價	三〇・〇%
九四七	其ノ他	從價	三〇・〇%
九四八	貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヒタルモノ	從價	四〇・〇%
九四九	衛生用器	從價	一五・〇%
九五〇	其ノ他	從價	一七・五%

九二八	硝子板(磨キタルモノ)	從價	二二・五%
九二九	無色平面ノモノ	從價	二二・五%
九三〇	厚サ三・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三一	厚サ二・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三二	其ノ他	從價	二二・五%
九三三	著色シタルモノ	從價	二二・五%
九三四	其ノ他	從價	二二・五%
九三五	超エザルモノ	從價	二二・五%
九三六	厚サ二・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三七	其ノ他	從價	二二・五%
九三八	厚サ三・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三九	其ノ他	從價	二二・五%
九四〇	一枚ノ面積一平方メートルヲ超エザルモノ	從價	二五・〇%
九四一	一枚ノ面積一平方メートルヲ超エザルモノ	從價	二五・〇%
九四二	其ノ他	從價	二五・〇%
九四三	其ノ他	從價	二五・〇%

九三二	厚サ三・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三三	厚サ二・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九三四	其ノ他	從價	二二・五%
九三五	著色シタルモノ	從價	二二・五%
九三六	其ノ他	從價	二二・五%
九三七	硝子板(磨キタルモノ)	從價	二二・五%
九三八	無色平面ノモノ	從價	二二・五%
九三九	厚サ三・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九四〇	厚サ二・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九四一	其ノ他	從價	二二・五%
九四二	著色シタルモノ	從價	二二・五%
九四三	其ノ他	從價	二二・五%
九四四	厚サ三・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九四五	厚サ二・五耗ヲ超エザルモノ	從價	二二・五%
九四六	其ノ他	從價	二二・五%
九四七	硝子鏡(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二二・五%
九四八	金屬線入硝子板	從價	二二・五%
九四九	貴金屬又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬ヲ用ヒタルモノ	從價	四〇・〇%
九五〇	其ノ他	從價	四〇・〇%
九五二	磨キタルモノ	從價	二五・〇%
九五三	縁枠ヲ有セザルモノ	從價	二五・〇%
九五四	其ノ他	從價	二五・〇%
九五五	サイドライトガラス及スライトガラス(縁枠ヲ有セザルモノ)	從價	二二・五%
九五六	磨キタルモノ	從價	二五・〇%

九四四	水硬セメント製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一七・五%
(甲)	石綿入セメント製モノ	從價	一七・五%
(乙)	其ノ他	從價	二二・五%
(一)	磨キタルモノ	從價	二二・五%
(二)	其ノ他	從價	一七・五%
九四五	礦物及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	二二・五%
(甲)	エラ加ヘザルモノ(單ニ燒キタルモノヲ含ム)	從價	二二・五%
(乙)	其ノ他	從價	一七・五%
(一)	成形、研磨又ハ彫刻シタルモノ	從價	二二・五%
(二)	其ノ他	從價	一七・五%
第十類	鑛、金屬及金屬製品	稅率	
一〇〇一	鑛(燒キタルモノヲ含ム)、マツト、ボツトム及鐵滓	無稅	
一〇〇二	白金	無稅	
一〇〇三	金	無稅	

一〇〇四	(甲) 箔及葉	從價	二二・五%
(乙)	其ノ他	無稅	
(甲)	地金(層及故ヲ含ム)	無稅	
(乙)	箔及葉	從價	二二・五%
(丙)	其ノ他	從價	一五・〇%
一〇〇五	鐵鋼ノ塊、片及シートバー	從價	一〇・〇%
(甲)	銑鐵	從價	一〇・〇%
(乙)	フエロアロイ	從價	一〇・〇%
(丙)	其ノ他	從價	一〇・〇%
一〇〇六	鐵鋼ノ棒、線材及形鋼(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一五・〇%
(甲)	形鋼	從價	一五・〇%
(一)	鋼矢板	從價	二二・五%
(二)	其ノ他	從價	一五・〇%
(一)	高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ	從價	一五・〇%
(二)	其ノ他	從價	一五・〇%
一〇〇七	鐵鋼ノ軌條及接目板	從價	一五・〇%

一〇〇八	鐵鋼ノ板	從價	一五・〇%
(甲)	金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	一五・〇%
(一)	錫鍍シタルモノ	從價	一五・〇%
(二)	亜鉛鍍シタルモノ	從價	一五・〇%
(三)	其ノ他	從價	一五・〇%
(乙)	其ノ他	從價	一五・〇%
(一)	厚サ〇・九耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
(二)	厚サ三耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
(三)	其ノ他	從價	一五・〇%
一〇〇九	平鋼、帶鋼、フラットワイヤ其ノ他ノフラット鋼ノモノ	從價	一五・〇%
(甲)	高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ	從價	一五・〇%
(乙)	其ノ他	從價	一五・〇%
(一)	帶鋼	從價	一五・〇%
(二)	其ノ他	從價	一五・〇%

一〇一〇	鐵鋼ノ線(別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一五・〇%
(甲)	高炭素鋼又ハ合金鋼ノモノ	從價	一五・〇%
(乙)	其ノ他	從價	一五・〇%
(一)	金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	一五・〇%
(イ)	直徑二耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
(ロ)	其ノ他	從價	一五・〇%
(イ)	直徑二耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
(ロ)	其ノ他	從價	一五・〇%
一〇一一	鐵鋼ノ管、同接手及栓	從價	一五・〇%
(甲)	金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	一五・〇%
(一)	接手及栓	從價	一五・〇%
(二)	其ノ他	從價	一五・〇%
(イ)	外徑三十耗ヲ超エ六十三耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
(ロ)	其ノ他	從價	一五・〇%
(一)	鑄タルモノ	從價	一五・〇%

1011	(イ) 接手及栓	從價	一五・〇%
	(ロ) 其ノ他	從價	一五・〇%
	(ニ) 其ノ他	從價	一五・〇%
	(イ) 外徑三十耗ヲ超エ六十三耗ヲ超エザルモノ	從價	一五・〇%
1012	(甲) 別號ニ掲ゲザル鐵鋼	從價	一五・〇%
	(甲) 屑及故	無稅	
	(一) 再熔ノミニ適スルモノ	從價	一〇・〇%
	(二) 其ノ他	從價	一五・〇%
1013	(甲) 塊及片	每百疋	七・一〇
	(乙) 棒	每百疋	一一・二〇
	(一) 線材	每百疋	一一・五〇
	(二) 其ノ他	每百疋	一二・三五
	(丙) 板	每百疋	一二・四〇
	(丁) 線	每百疋	一四・七〇
	(戊) 管、同接手及栓	每百疋	

1014	(乙) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	每百疋	六・二〇
	(庚) 其ノ他	從價	一五・〇%
1015	(甲) 塊、片及粒(電極ヲ含ム)	無稅	
	(乙) 棒及板	從價	一五・〇%
	(丙) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	無稅	
	(丁) 其ノ他	從價	一五・〇%
1016	(甲) 塊及片	每百疋	一六・五〇
	(乙) 棒及板	每百疋	三〇・三〇
	(丙) 箔及葉	從價	二二・五%
	(一) 彩色シタルモノ	從價	二二・五%
	(二) 其ノ他	從價	二二・五%
	(イ) 紙ヲ挿入又ハ裏貼シタルモノ(紙共)	每百疋	三四・六〇
	(ロ) 其ノ他	每百疋	六九・三〇
	(丁) 線	每百疋	二九・九〇
	(戊) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	從價	一〇・〇%

1017	(乙) 其ノ他	從價	一五・〇%
	(甲) 塊及片	每百疋	二・九〇
	(乙) 板	每百疋	五・一〇
	(丙) 箔及葉	從價	二二・五%
	(丁) 管	每百疋	四・九〇
	(戊) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	從價	一〇・〇%
	(己) 其ノ他	從價	一五・〇%
1018	(甲) 塊、片及粒	每百疋	三・二〇
	(乙) 板	每百疋	七・七〇
	(丙) シェーヴィンク	從價	一〇・〇%
	(丁) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	從價	一〇・〇%
	(戊) 其ノ他	從價	一五・〇%
1019	(甲) 塊及片	無稅	
	(乙) 板	從價	一五・〇%
	(丙) 箔及葉(錫合金ノモノヲ含ム)	從價	二二・五%

1020	(丁) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	無稅	
	(戊) 其ノ他	從價	一五・〇%
1021	(甲) 塊及片	每百疋	五・一〇
	(乙) 棒	每百疋	八・八〇
	(丙) 板	每百疋	一一・五〇
	(丁) 箔及葉	從價	二二・五%
	(戊) 線	每百疋	一二・六〇
	(己) 管、同接手及栓	每百疋	一五・九〇
	(庚) 屑及故(再熔ノミニ適スルモノ)	每百疋	四・五〇
	(辛) 其ノ他	從價	一五・〇%
1022	(甲) 塊及片	無稅	
	(乙) 棒及板	從價	一五・〇%
	(丙) 線及管	從價	一五・〇%

一〇四三
ケル平方内ニ於
十ヲ超エザルモ
ノ

(一) 其ノ他
每百疋 五・六〇

(二) 其ノ他
每百疋 九・一〇

一〇四二
ケル平方内ニ於
二十五ヲ超エザ
ルモノ

(一) 其ノ他
每百疋 三六・四〇

一〇四一
ケル平方内ニ於
二十五ヲ超エザ
ルモノ

(一) 其ノ他
從價 一七・五%

一〇四〇
金屬網地(別號ニ掲ゲザ
ルモノ)

(甲) 鐵鋼製ノモノ
每百疋 四・九〇

(乙) 其ノ他
每百疋 二三・七〇

一〇三九
燃線、網索及纜

(甲) 鐵鋼製ノモノ
每百疋 二・一〇

(乙) 其ノ他
每百疋 三・〇〇

(丙) 銅製ノモノ
每百疋 六・九〇

(丁) アルミニウム製ノ
モノ
從價 一五・〇%

一〇四八
鐵道建設材料(別號ニ掲
ゲザルモノ)

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 一五・〇%

(乙) 其ノ他
從價 一五・〇%

一〇四九
架橋、家屋、橋梁、船舶、
船渠、貯槽等ノ建設材料
(加工、鑄造又ハ組立シタ
ルモノ)

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 一五・〇%

(乙) 其ノ他
從價 一五・〇%

一〇五〇
家具用ノモノ

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他
從價 二〇・〇%

一〇四五
絶緣電線

(丁) 其ノ他
從價 一五・〇%

(甲) 漆料ノミヲ以テ絶
緣シタルモノ
從價 一七・五%

(乙) 可撓紐線
從價 一七・五%

(丙) 絹又ハ人造纖維
素纖維ヲ用ヒタ
ルモノ
從價 二二・五%

(丁) 其ノ他
從價 一七・五%

(丙) 金屬ヲ以テ絶裝又
ハ被覆シタルモノ
從價 一二・五%

(丁) 其ノ他
從價 一七・五%

一〇四六
携管

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 一七・五%

(乙) 其ノ他
從價 一七・五%

(丙) 其ノ他
從價 一七・五%

一〇四七
鏈(裝身用又ハ機械用ノ
モノヲ除ク)

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他
從價 二〇・〇%

一〇五二
銷及輪(ドアロックヲ除
ク)

(甲) 鐵鋼製ノモノ
從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他
從價 二〇・〇%

一〇五三
ドアチエツク(水壓機構
ノモノヲ含ム)、ドアロッ
ク、蝶番、戸車其ノ他別
號ニ掲ゲザル室内用、家
具用等ノ金具

(甲) ドアロック
從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他
從價 二〇・〇%

(丙) ドアチエツク
從價 四〇・三〇

(丁) 其ノ他
從價 二〇・〇%

一〇五一
コック及錠

(甲) 鐵鋼製ノモノ
每百疋 九・六〇

(乙) 銅製、黃銅製又ハ
青銅製ノモノ
每百疋 三七・六〇

(丙) 其ノ他
從價 二〇・〇%

一〇五七	(辛) 其ノ他 タイヤホン	從價	一〇〇%
一〇五八	番號印字器、切手打拔器、 肉挽器、氷菓製造器、其ノ 他類似ノ事務用又ハ家庭 用器具	從價	二〇〇%
一〇五九	ナイフ、フォーク及匙(食 卓用ノモノ)	從價	二〇〇%
一〇六〇	(甲) 黃銅製、青銅製又 ハアルミニウム製 ノモノ (乙) 其ノ他	從價	二二・五%
一〇六一	剃刀及同部分品 安全剃刀及同部分 品(一組トナセル モノト否トヲ別 ズ)	從價	二二・五%
一〇六二	(一) 雙 (二) 其ノ他 (乙) 其ノ他 別號ニ掲ゲザル雙物 (甲) 折込ナイフ	從價	二〇・〇%

一〇六三	(一) 金屬製ノ鞘ヲ有 スルモノ (二) 其ノ他	從價	二〇〇%
一〇六四	(甲) 銃砲用ノモノ (乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
一〇六五	活字、字母及金屬製印刷版 (甲) 活字合金製ノモノ (一) タイプライタ用 ノモノ (二) 其ノ他	從價	一七・五%
一〇六六	(甲) 金ヲ用ヒタルモノ (乙) 其ノ他	從價	二五・〇%
一〇六七	クラウンコルク ベル及汽笛 (甲) 鑄タルモノ (乙) 黃銅製又ハ青銅 製ノモノ	從價	一七・五%

一〇五四	(一) 鋼製、黃銅製又 ハ青銅製ノモノ (二) アンチモン合金 製ノモノ (四) 其ノ他	從價	二〇〇%
一〇五五	農具及同部分品 ジャツキ(水壓機構ノモ ノヲ含ム)	從價	無稅
一〇五六	(甲) 水壓機構ノモノ (乙) 其ノ他 工人用具及同部分品(別 號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一〇〇%
一〇五七	ドリル、リーマ、ハツク ソクリュー、タツフ及砥石 車ノミノ場合ハ第千七百 十三號ヲ適用ス	從價	一〇〇%
一〇五八	(甲) 槌(柄ノ有無ヲ別 タズ) (乙) 萬力 (丙) 鏝 (丁) 打込釘拔 (戊) スパナ及レンチ	從價	一〇〇%

一〇五九	(一) 可動部ヲ有スル モノ (二) 鏈ヲ有スルモノ (三) 其ノ他 (四) ヤットコ、ニツパ ノ他類似ノ鉛子	從價	一〇〇%
一〇六〇	(一) ペンチ (二) 其ノ他 ペンチ、グラインダ 胸當、レール曲機、 ノ金屬工、木工、其 ノ他ノ硬質物加工 器具	從價	一〇〇%
一〇六一	(一) タツフ及ダイス (二) 其ノ他 タツフ、ハストツ クヲ有スルモノ	從價	一〇〇%
一〇六二	(一) バイブカッター (二) 其ノ他	從價	一〇〇%
一〇六三	(一) 一箇ノ重量三 モノヲ超エザル (二) 一箇ノ重量十 モノヲ超エザル	從價	一〇〇%

一〇八四 金屬製品(別號ニ掲ゲザルモノ) 從價 二〇・〇%

第十一類 科學器、樂器、銃砲、電氣機器、車輛、船舶及機械裝置

一〇一一 物差其ノ他ノ直接度量器 從價 一二・五%

(甲) 木製又ハ竹製ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 金屬製ノモノ 從價 一二・五%

(丙) 布帛製ノモノ 從價 一二・五%

(一) ケース入ノモノ 從價 一二・五%

(二) 其ノ他 從價 一二・五%

(丁) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一二 秤其ノ他ノ直接度量器 從價 一二・五%

(甲) 木製ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 硝子製ノモノ 從價 一二・五%

(丙) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一三 秤衡器、同部分品、分銅及錘 從價 一二・五%

(甲) スプリング衡 從價 一二・五%

(一) 上皿衡 從價 一二・五%

(二) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一六 水準器、メトロノーム、分度器、サーフェースプレート、ゼーゲル、他別號ニ掲ゲザル類似ノ標準器 從價 一二・五%

(一) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一七 液體溫度計 從價 一二・五%

(甲) 計幹ニ目盛ヲ施シタルモノ 從價 一二・五%

(乙) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一八 ガスメートル 從價 一二・五%

(甲) 乾式ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 其ノ他 從價 一二・五%

一〇一九 水量メートル 從價 一二・五%

(甲) 震車式ノモノ 從價 一二・五%

(一) 一箇ノ重量十疋ヲ超エザルモノ 從價 一二・五%

一六二

(乙) 其ノ他 從價 一二・五%

(一) 上皿桿衡 從價 一二・五%

(二) 上皿天秤 從價 一二・五%

(三) 其ノ他 從價 一二・五%

一一〇四 時計 從價 二〇・〇%

(甲) 懷中時計 從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一) 其ノ他 從價 二〇・〇%

一一〇五 時計部分品 從價 二〇・〇%

(甲) 懷中時計部分品 從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(三) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(四) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(五) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(六) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(七) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(八) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(九) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一〇) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一一) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一二) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一三) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一四) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一五) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一六) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一七) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一八) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(一九) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二〇) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二一) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二二) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二三) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二四) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二五) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二六) 其ノ他 從價 二〇・〇%

(二七) 其ノ他 從價 二〇・〇%

一六三

一一一〇 壓力計及真空計 從價 一二・五%

(甲) 指示式ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 其ノ他 從價 一二・五%

一一一一 電氣用計器 從價 一二・五%

(甲) 電力計 從價 一二・五%

(一) 積算式ノモノ 從價 一二・五%

(二) 指示式ノモノ 從價 一二・五%

(三) 其ノ他 從價 一二・五%

(乙) 電流計、電壓計及電阻計 從價 一二・五%

(一) 配電盤用ニシテ指示式ノモノ 從價 一二・五%

(二) 其ノ他 從價 一二・五%

(丙) 絶縁抵抗試験器 從價 一二・五%

(丁) 其ノ他 從價 一二・五%

一一一二 同轉速度計、歩數計、ハイドロメーター、他別號ニ掲ゲザル類似ノ指示、積算又ハ記録計器 從價 一二・五%

一一一三 レンズ、プリズム其ノ他ノ光學用硝子(磨キタルモノ)

(甲) 顯微鏡用其ノ他學術用ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 眼鏡用ノモノ 從價 一七・五%

(丙) 其ノ他

(一) 寫眞機、映寫機、幻燈器其ノ他類似ノ攝影又ハ投影裝置用ノモノ 從價 二〇・〇%

(二) 其ノ他 從價 一七・五%

一一一四 眼鏡並ニ別號ニ掲ゲザル眼鏡部分品及附屬品

(甲) 鍍シタル金、貴金屬ヲ甲等ヲ用ヒタルモノ 從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他

(一) 縁及同部分品

(イ) 全部又ハ主トシテセルロイドヨリ成ルモノ 從價 一七・五%

(ロ) 其ノ他 從價 一七・五%

一六四

一一一五 雙眼鏡、隻眼鏡及別號ニ掲ゲザル其ノ部分品

從價 一七・五%

(甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金、銀、石、半貴石、眞珠、珊瑚、琥珀、象牙、骨、貝殻等ヲ用ヒタルモノ

從價 四〇・〇%

(乙) 其ノ他

(一) プリズムヲ用ヒタルモノ 從價 二〇・〇%

(二) 其ノ他 從價 二〇・〇%

一一一六 寫眞機、映寫機、幻燈機其ノ他類似ノ攝影又ハ投影裝置並ニ別號ニ掲ゲザル其ノ部分品及附屬品

(甲) 顯微鏡用其ノ他學術用ノモノ 從價 一二・五%

(乙) 其ノ他

一一一七 電池及別號ニ掲ゲザル電池部分品

(甲) 乾電池 每百疋 一〇・七〇

(乙) 蓄電池 從價 一二・五%

(丙) 電極 從價 一二・五%

一一一八 (丁) 其ノ他 從價 一二・五%

一一一九 診療用又ハ整形用機器裝置及同部分品 從價 一二・五%

一一二〇 科學機器裝置及同部分品(別號ニ掲ゲザルモノ) 從價 一二・五%

一一二一 樂器並ニ別號ニ掲ゲザル樂器部分品及附屬品

(甲) ピアノ 從價 三〇・〇%

(乙) リードオルガン 每百疋 三五・〇〇

(丙) ハーモニカ 從價 二五・〇〇

(丁) 金屬製吹奏樂器 從價 三〇・〇%

(戊) 其ノ他 從價 三〇・〇%

一一二二 蓄音機(ラヂオ聴取裝置ヲ備フルモノヲ含ム)

(甲) 電氣再生式ノモノ 從價 三〇・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二五・〇%

一一二三 蓄音機部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 針 從價 二五・〇%

(乙) 其ノ他 從價 二五・〇%

一一二四 銃砲及別號ニ掲ゲザル銃砲部分品

(甲) 小銃 從價 三〇・〇%

(一) 空氣銃及撥條銃 從價 三〇・〇%

(二) 其ノ他 從價 三〇・〇%

(丙) 拳銃 從價 三〇・〇%

(丁) 藥莖(裝藥セザルモノ) 從價 三〇・〇%

(一) 金屬製ノモノ 從價 三〇・〇%

一一二五 (甲) 日本式ノモノ 每百疋 一三八・九〇

(乙) 其ノ他 每百疋 一九九・八〇

一一二六 タイプライタ部分品

(甲) リボン 從價 二〇・〇%

(乙) 其ノ他 每百疋 一三八・九〇

一一二七 計算機及金銭登錄機 從價 二〇・〇%

一一二八 騰寫機器部分品及附屬品

(甲) 騰寫機器 從價 一七・五%

(一) 回轉式ノモノ

一一二九 同轉式ノモノ 從價 一七・五%

一一三〇

一一三一

(一) 其ノ他 從價 一七・五%
 (二) 其ノ他 從價 一七・五%
 一三二八 廣告用又ハ遊戯用機器 從價 二五・〇%
 一三二九 シン
 (甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ
 (一) 一箇ノ重量十疋ヲ超エザルモノ 每百疋 二三・八〇
 (二) 一箇ノ重量二十疋ヲ超エザルモノ 每百疋 九二・七〇
 (三) 其ノ他 從價 一七・五%
 (四) 其ノ他 從價 一七・五%

一三三〇 シン部分品
 (甲) 頭部 從價 一七・五%
 (乙) 針 從價 一七・五%
 (丙) 其ノ他 從價 一七・五%
 (一) 鑄鐵鋼製ノモノ 從價 一七・五%
 (二) 木製ノモノ 從價 一七・五%
 (三) 其ノ他 從價 一七・五%
 一三三一 メリヤス機

一三三二 メリヤス機部分品
 (甲) 針 從價 二二・五%
 (乙) 其ノ他 從價 二二・五%
 (一) 鑄鐵鋼製ノモノ 從價 二二・五%
 (二) 其ノ他 從價 二二・五%
 一三三三 汽罐及暖房罐
 (甲) 鑄鐵鋼製ノモノ 每百疋 四・八〇
 (乙) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 一三三四 汽罐又ハ暖房罐ノ部分品及附屬品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 (甲) 鑄鐵鋼製暖房罐ノセクション 每百疋 四・八〇
 (乙) 罐管 從價 一五・〇%
 (丙) ストリーカ 從價 一〇・〇%
 (丁) インセクタ、エゼクタ及スチームトラップ 從價 一〇・〇%
 (戊) ゲージグラス 從價 一〇・〇%

(己) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 (一) 鐵鋼製ノモノ 從價 一〇・〇%
 (イ) 鑄タルモノ 從價 一〇・〇%
 (ロ) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 (二) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 一三五 節炭器、給水加熱器、復水器及蒸氣蓄積器 從價 一〇・〇%
 一三六 内燃機關
 (甲) 自動車用ノモノ 從價 一〇・〇%
 (乙) 自動自轉車用ノモノ 從價 一五・〇%
 (丙) 其ノ他 從價 一〇・〇%

(一) 往復機關 從價 一〇・〇%
 (二) タービン 從價 一〇・〇%
 (三) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 (丙) 水力ニ依ルモノ 從價 一〇・〇%
 (一) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 一三九 發電機、電動機、回轉變流機、周波數變換機及調相機(各種)
 (甲) 一箇ノ重量三疋ヲ超エザルモノ 從價 一五・〇%
 (乙) 一箇ノ重量十疋ヲ超エザルモノ 從價 一五・〇%
 (丙) 一箇ノ重量五十疋ヲ超エザルモノ 從價 一〇・〇%
 (丁) 一箇ノ重量三百疋ヲ超エザルモノ 從價 一〇・〇%
 (戊) 其ノ他 從價 七・五%
 一四〇 原動機ト結合シタル發電機
 一四一 發電機、電動機、回轉變流機、周波數變換機及調相機ノ部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 (甲) 電機子及回轉子 從價 一〇・〇%

一三七 内燃機關部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)
 (甲) 點火栓 從價 一〇・〇%
 (乙) 其ノ他 從價 一〇・〇%
 一三八 別號ニ掲ゲザル原動機(甲) 汽力ニ依ルモノ 從價 一〇・〇%

一四一 電機子及回轉子 從價 一〇・〇%

一一五四

電鈴、フザ其ノ他ノ電動音響器

(甲) 自動車用ノモノ 從價 一〇〇%

(乙) 其ノ他 從價 二〇〇%

一一五五

電鈴及フザ

(一) 其ノ他 從價 二〇〇%

一一五六

マイク、増幅器及電氣通信機器装置及別號ニ掲ゲザル電氣通信機器装置部分品

(甲) ラヂオ聴取装置及同部分品 從價 二〇〇%

(一) セット及シヤシ 從價 二〇〇%

(二) 其ノ他 從價 二〇〇%

(三) 電話機 從價 二二・五%

(丙) 其ノ他 從價 一一・五%

一一五七

鐵道機關車及鐵道車輛

(甲) 機關車及同用炭水車 從價 七・五%

(乙) 自力運行人車 從價 七・五%

(丙) 鋼製貨車 從價 七・五%

一一五八

鐵道機關車及鐵道車輛ノ部分品(蒸氣機關ヲ含ム)別號ニ掲ゲザルモノ

(丁) 其ノ他 從價 七・五%

(甲) 車軸(車輪ノ有無ヲ別タズ)及臺秤 從價 七・五%

(乙) 車輪及タイヤ 從價 七・五%

(丙) ブレーキシユ 從價 七・五%

(丁) 自動連結器 從價 七・五%

(戊) パネ 從價 七・五%

(己) 其ノ他 從價 七・五%

一一五九

自動車及牽引自動車

(甲) 自動車 從價 五〇〇%

(乙) 牽引自動車 從價 一五〇%

(丙) 其ノ他 從價 一五〇%

一一六〇

自動車用又ハ牽引自動車用ノモノ

(甲) 自動車用又ハ牽引自動車用ノモノ 從價 一〇〇%

(乙) フロントスプリング及リヤース 從價 一〇〇%

一一六三

車輛部分品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(一) 其ノ他 從價 一五〇%

(甲) フレーム、フォーク、ハンドル、ブレーキ、ハンドブレーキ、クランク、付スプロケット、ウイール、ベマツトガイド、ペダル及サツドル(自轉車用ノモノ)

(乙) フリーウイール及スプロケットウイール 每百疋 二二・八〇

(丙) 空氣タイヤ式車輪(タイヤノ有無ヲ別タズ)

(一) ワイヤスポークヲ有スルモノ 從價 一五〇%

(二) 其ノ他 從價 一五〇%

(丁) 空氣タイヤ式車輪ノ部分品

(一) リム、スポーク、ニツブル及座金 每百疋 六・五〇

(二) ハツブ 每百疋 三・八〇〇

(イ) ブレーキ附ノモノ 每百疋 三・八〇〇

一七一

一一六一

別號ニ掲ゲザル車輛

(甲) 自轉車 每百疋 一五・二〇

(一) 二輪自轉車 從價 一五〇%

(二) 其ノ他 從價 一五〇%

(乙) 其ノ他 從價 一五〇%

一一六二

自動車用又ハ牽引自動車用ノモノ

(甲) 空氣タイヤ 每百疋 一八・五〇

(一) 空氣タイヤ 每百疋 二四・二〇

(二) 其ノ他 從價 一〇〇%

(三) 其ノ他 從價 一〇〇%

(四) 空氣タイヤ及インナーチューブ 每百疋 一六・七〇

一一六四 船舶

(ロ) 其ノ他	每百疋	一〇・四〇
(三) 其ノ他	從價	一五・〇%
(戊) 其ノ他	從價	一五・〇%
(甲) 機械力ヲ以テ自航スルモノニシテ噸數ヲ以テ積量ヲ計算スルモノ	從價	一〇・〇%
(一) 船齡二十年ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 其ノ他	從價	一二・五%
(乙) 其ノ他	從價	一二・五%
(一) 機械力ヲ以テ自航スルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 其ノ他	從價	一〇・〇%
ポンプ(送風機及氣體壓縮機ヲ含ム)	從價	一二・五%
(甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ	從價	一二・五%
(二) 鐵鋼製ノモノ	從價	一二・五%
(三) 其ノ他	從價	一二・五%

一一六五

一一七二

(一) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(丙) 起重機	從價	一〇・〇%
(丁) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(一) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 其ノ他	從價	一〇・〇%
熔接機器	從價	一〇・〇%
金屬壓延機械裝置	從價	五・〇%
金屬工機械、木工機械(其ノ他ノ硬質物加工機械ノ別號ニ掲ゲザルモノ)	從價	一〇・〇%
(甲) 人力ニ依リ運轉セラルルモノ	從價	一〇・〇%
(乙) 氣動ノモノ	從價	一〇・〇%
(一) 一箇ノ重量五疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 一箇ノ重量二十疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(三) 一箇ノ重量五十疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(四) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(丙) 其ノ他	從價	一〇・〇%

一一七二

(一) 一箇ノ重量五百疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 其ノ他	從價	七・五%
水壓壓搾機	從價	一〇・〇%
一六六 壓搾濾過器及同部分品	從價	一〇・〇%
一六七 遠心分離機(酪農用ノモノヲ除ク)	從價	一〇・〇%
一六八 人力ニ依リ運轉セラルルモノ	從價	一二・五%
(乙) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(甲) チェンブロック、キヤブスタン、ウインチ、起重機(其ノ他ノ捲揚又ハ索搬機械)	從價	一〇・〇%
一一六九 チェンブロック	從價	一〇・〇%
(一) 一箇ノ重量五十疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(乙) 懸垂式モーターホイスト(トロリーノ有無ヲ別タズ)	從價	一〇・〇%
(一) 一箇ノ重量百疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%

一一七三

(一) 一箇ノ重量五疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(二) 一箇ノ重量十五疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(三) 一箇ノ重量五十疋ヲ超エザルモノ	從價	一〇・〇%
(四) 其ノ他	從價	一〇・〇%
金屬工機械、木工機械(其ノ他ノ硬質物加工機械ノ部分品(別號ニ掲ゲザルモノ))	從價	一〇・〇%
(甲) 双工具	從價	一〇・〇%
(一) 鋸	從價	一〇・〇%
(イ) 圓鋸	從價	一〇・〇%
(ロ) 其ノ他	從價	一〇・〇%
(二) バイト	從價	一〇・〇%
(三) ドリル、リーマ、スクリユー、タフ及タイス	從價	一〇・〇%
(四) ギアカッター及ミリングカッター	從價	一〇・〇%

一一七三

1174	(五) 其ノ他	從價	100%
	(二) 其ノ他		
	(一) 金剛砂其ノ他類 似ノ研磨料ヲ用 ヒタルモノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
1175	金屬精鍊爐、炭炭爐並ニ 別號ニ掲ゲザル其ノ部分 品及附屬機械裝置	從價	50%
1176	試驗機、切炭機、碎鐵機、 選炭機、選鐵機、掘鑛機、 洗炭機及別號ニ掲ゲザル 其ノ部分品	無稅	
1177	農業機械及別號ニ掲ゲザ ル農業機械部分品	無稅	
1178	製粉機械及製粉準備機械	從價	100%
1179	穀物精白機、製繩機及製 糖機	從價	100%
1180	製粉機械及製粉準備機械 掲ゲザル製粉準備機 械	從價	100%
1181	消防ポンプ及消火用機器	從價	75%
1182	地均機及コンクリート混 和機	從價	100%

1183	印刷機	從價	125%
	(甲) 人力ニ依リ運轉セ ラルモノ	從價	125%
	(乙) 其ノ他	從價	125%
1184	バケツト及クラブ(搬送、 浚渫又ハ掘鑛用ノモノ)	從價	75%
1185	紡織機械部分品(別號ニ 掲ゲザルモノ)	從價	75%
	(甲) 針布	從價	125%
	(乙) トラペラー	從價	125%
	(丙) ホビン	從價	125%
	(一) 木製ノモノ	從價	125%
	(二) 其ノ他	從價	125%
	(丁) 杼	從價	125%
	(戊) 綜統	從價	125%
	(己) 其ノ他	從價	125%
1186	軸受及同部分品(各種)	從價	100%
	(甲) 球軸受	從價	100%
	(乙) コロ軸受	從價	100%
	(丙) 球軸受及コロ軸受 ノ部分品	從價	100%

1187	(一) 球及コロ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(丁) ペアリングメタル	從價	100%
	(戊) 其ノ他	從價	100%
	(一) 鐵鋼製ノモノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
1188	鐵鋼製ノモノ	從價	150%
	(一) 自轉車用ノモノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(乙) 革製ノモノ	從價	100%
	(丙) 其ノ他	從價	100%
	(一) ゴムヲ用ヒタル モノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
1189	機械及裝置(別號ニ掲ゲ ザルモノ)	從價	125%
	機械及裝置ノ部分品(別 號ニ掲ゲザルモノ)	從價	100%
	(甲) 軸	從價	100%

	(一) 其ノ他	從價	100%
	(乙) シヤフトカツブリ ング	從價	100%
	(一) ホツクスカツブ リング及フラング チカツブリング	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(丙) ウイール及カム	從價	100%
	(一) 齒車	從價	100%
	(イ) 鐵鋼製ノモノ	從價	100%
	(ロ) 其ノ他	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(イ) 鐵鋼製ノモノ	從價	100%
	(ロ) 其ノ他	從價	100%
	(丁) ロール及ローラー	從價	100%
	(一) 鐵鋼製ノモノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(戊) 油壺及グリース壺	從價	100%
	(一) 金屬製ノモノ	從價	100%
	(二) 其ノ他	從價	100%
	(己) 其ノ他	從價	125%

第十二類 雜品

番號

品名

稅率

一二〇一
ゴム、グツタペルカ及其ノ製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 齒科用ノゴム及グツタペルカ

(一) 板狀ノモノ

(二) 圓座、ウオスター、ホツトル及水枕

(丙) 氷嚢、乳首及指サツク

(丁) 消ゴム

(戊) 其ノ他

(一) 硬質ノモノ

(イ) 棒、板及管

(ロ) 其ノ他

(二) 其ノ他

(イ) 棒及板(マツトヲ含ム)

(ロ) 絲、紐、管及輪

一七六

一二〇二
骨又ハ故ノゴム及グツタペルカ(再生用ノミニ適スルモノ)

一二〇三
セルロイド及別號ニ掲ゲザルセルロイド製品

(甲) 塊、棒、板及管

(乙) 其ノ他

一二〇四
石炭酸系人造樹脂(ペー、クライト等)及別號ニ掲ゲザル石炭酸系人造樹脂製品

(甲) 粉、棒、板及管

(乙) 其ノ他

一二〇五
有機性人造可塑材料及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) 透明紙(セロファオン等)

(一) 無色無地ノモノ(挿入紙共)

(二) 其ノ他(挿入紙共)

從價 一三・八〇

從價 二〇・〇%

從價 七・五%

每百疋 四九・七〇

每百疋 七〇・四〇

每百疋 三四・一〇

每百疋 八九・二〇

每百疋 二九・四〇

每百疋 四八・〇〇

從價 一二・五%

從價 二〇・〇%

從價 一七・五%

從價 一五・〇%

從價 二〇・〇%

從價 一七・五%

從價 一五・〇%

從價 一七・五%

從價 二〇・〇%

從價 一七・五%

從價 一五・〇%

從價 二〇・〇%

從價 一七・五%

一二〇六
リノリウム其ノ他類似ノ油質調合物製狀用敷物

一二〇七
タイル、アスファルト、樹脂等ヲ施シタル布帛又ハ紙(屋背、船底等ニ用フルモノ)

(甲) 素地ニ紙ヲ用ヒタルモノ

(乙) 其ノ他

一二〇八
ゴム、グツタペルカ又ハ有機性人造可塑材料及同製品(別號ニ掲ゲザルモノ)

(甲) ホース

(一) 織布ノミヲ以テ補強シタルモノ

(二) 其ノ他

(乙) 機械用ベルテイン

(丙) 其ノ他

(一) 石綿入ノモノ

(イ) 板

(ロ) 其ノ他

(二) 其ノ他

(イ) 石炭酸系人造樹脂入ノモノ

(ロ) 其ノ他

一二〇九
インスターロツキングフラスナー

一二一〇
映畫用フィルム

(甲) 幅三十五耗ノモノ

(一) 感光性ニシテ未撮影ノモノ

(イ) 陽畫用ノモノ

(ロ) 其ノ他

(二) 現像シタルモノ

(イ) 録音シタルモノ

(ロ) 其ノ他

(三) 其ノ他

(乙) 其ノ他

一二一一
別號ニ掲ゲザル寫眞用フィルム

(一) 其ノ他

(二) 其ノ他

(三) 其ノ他

(乙) 其ノ他

(一) 其ノ他

從價 一二・五%

從價 一二・五%

從價 二〇・〇%

從價 二〇・〇%

從價 二〇・〇%

從價 二二・五%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

從價 一〇・〇%

一七七

11111	(甲) エツキス採用フィルム	從價	一五・〇%
	(乙) 其ノ他		
	(一) 感光性ニシテ未撮影ノモノ	從價	二五・〇%
	(二) 其ノ他	從價	二〇・〇%
11112	蓄音機用又ハ機奏樂器用ノレコード		
	(甲) 蓄音機用圓盤	從價	二五・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	三〇・〇%
11113	萬年筆、繰出鉛筆、ペン軸及其ノ部分品(ペンヲ除ク)		
	(甲) 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、龍甲等ヲ以テ裝飾シタルモノ	從價	四〇・〇%
	(乙) 其ノ他		
	(一) ペン軸	從價	一七・五%
	(二) 其ノ他	從價	二五・〇%
11114	櫛		

11115	(甲) 木製ノモノ	從價	二二・五%
	(一) 黃楊木製ノモノ	從價	二二・五%
	(二) 其ノ他	從價	二二・五%
	(乙) 竹製ノモノ	從價	二二・五%
	(丙) 角製又ハ骨製ノモノ	從價	二二・五%
	(丁) 有機性可塑性材料製ノモノ	從價	二二・五%
	(戊) 其ノ他	從價	二二・五%
11116	ブラシ		
	(甲) 鬚剃用ブラシ及化粧用刷子	從價	三〇・〇%
	(乙) 齒ブラシ		
	(一) 竹製ノ柄ヲ有スルモノ	從價	三二・六%
	(二) 其ノ他	從價	五二・八%
	(丙) 毛筆(ペイントブラシヲ含ム)	從價	一七・五%
	(丁) 其ノ他		
	(一) 植物纖維ヲ植毛シタルモノ		

11117	(イ) 臺ヲ有セザルモノ	每百疋	九・〇〇
	(ロ) 其ノ他	從價	一七・五%
11118	(一) 其ノ他	每百疋	二二・九〇
	(イ) 金屬線製ノ柄ヲ有スルモノ	從價	二二・五%
	(ロ) 其ノ他		
11119	帚、モップ、塵拂及彫		
	(甲) 頭部ガ羽毛ヨリ成ルモノ	從價	二五・〇%
	(乙) 頭部ガ綿ヨリ成ルモノ	從價	二〇・〇%
	(丙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
11120	造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)	從價	三五・〇%
11121	洋燈、提燈並ニ其ノ部分品及附屬品		
	(甲) 提燈(紙張又ハ布帛張ノモノ)	從價	二二・五%
	(乙) 礦山用安全燈	從價	一〇・〇%
	(丙) 黃銅製燈口	每百疋	二七・一〇
	(丁) 其ノ他		
	(一) 金屬製ノモノ	從價	一五・〇%

11122	(一) 其ノ他	從價	一五・〇%
11123	トランク、ストケース	從價	二五・〇%
11124	扇子、團扇及其ノ部分品		
	(甲) 絹布張又ハ絹入布張ノモノ及羽毛ヲ用ヒタルモノ	每百疋	二四九・七〇
	(乙) 紙張ノモノ		
	(一) 扇子		
	(イ) 骨數十五本ヲ超エザルモノ	每百疋	三八・七〇
	(ロ) 骨數二十五本ヲ超エザルモノ	每百疋	九三・五〇
	(ハ) 其ノ他	每百疋	一五〇・一〇
	(ニ) 其ノ他	從價	二二・五%
	(丙) 其ノ他	從價	二〇・〇%
11125	化粧匣及別號ニ掲ゲザル化粧用具	從價	三五・〇%
11126	喫煙用雜貨		
	(甲) 陶磁製灰皿	從價	二〇・〇%
	(乙) 其ノ他	從價	三五・〇%

一二三三	裝飾人形及別號ニ掲ゲザル室内裝飾用品	從價	三五・〇%
一二三四	運動用具、競技用具並ニ其ノ部分品及附屬品	從價	一七・五%
一二三五	玩具	從價	一七・五%
一二三六	遊戲具、同部分品及附屬品	從價	三〇・〇%
一二三七	包裝用詰物		
	(甲) 經木製ノモノ	從價	一五・〇%
	(乙) 紙製又ハハルフ製ノモノ	從價	一五・〇%
	(丙) 透明紙製ノモノ	從價	一五・〇%
	(丁) 其ノ他	從價	一七・五%
一二三八	飼料及肥料(別號ニ掲ゲザルモノ)		
	(甲) 乾草、綠草及厩堆肥		無稅
	(乙) 糞詰又ハ調理シタル飼料	從價	二五・〇%
	(丙) 其ノ他	從價	一二・五%
一二三九	本類(第一千二百三十三號ヲ除ク)ノ物品ニシテ貴金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、カメオ、琥珀、象牙、龍甲等ヲ用ヒタルモノ	從價	四〇・〇%

一二三〇 別號ニ掲ゲザル物品
 (甲) 未製品
 (乙) 其ノ他
 備考 從量稅率ノ單位ハ圓トス

從價 一二・五%
 從價 二二・五%

一八〇

● 關稅法施行規則 (康德四年十二月二十五日 經濟部令第六十三號)

目次

第一章	徵收及異議
第二章	物品
第三章	運輸機關
第四章	通關代辦人
第五章	稅關ノ休日、執務時間並ニ臨時開廳及定時間外貨物取扱
第六章	雜則
附則	

第一章 徵收及異議

第一條 關稅法第六條第一項ニ依ル損傷減稅ノ取扱ヲ受ケントスル者ハ當該物品ニ付左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

- 一 申告年月日及申告ノ種類
- 二 記號及番號、包裝ノ種類及箇數、品名、數量並ニ價格

- 三 運輸機關ノ名稱及到着年月日
- 四 損傷ノ事由及程度
- 五 請求ノ要領

第二條 關稅法ノ規定ニ依リ擔保物ノ供託ヲ命ゼラレタル者ハ遲滯ナク供託手續ヲ了シ其ノ供託書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

擔保物ニ不足ヲ生ジ又ハ擔保物ノ増加ヲ命ゼラレタル者ハ遲滯ナク其ノ不足金額又ハ増加金額ニ相當スル擔保物ノ供託手續ヲ了シ其ノ供託書ヲ所轄稅關長ニ提出スベシ

特許保稅區域ノ面積減少シタルニ因リ擔保物ニ過剩ヲ生ジタルトキハ設營人ハ書面ヲ以テ所轄稅關長ニ擔保物ノ減少ヲ求ムベシ

第三條 關稅法第四十二條ノ規定ニ依リ異議ノ申立ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル異議申立書ニ處分書其ノ他ノ關係書類ヲ添附シテ之ヲ處分ヲ爲シタル稅關長ニ提出スベシ

- 一 異議申立人ノ氏名、商號及住所（異議申立人法人又ハ法人ニ非ザル團體

ナルトキハ其ノ名稱、事務所ノ所在地、代表者ノ氏名及住所）

- 二 異議申立ニ係ル物品ノ現在場所
- 三 處分ヲ受ケタル年月日
- 四 不服ノ要領
- 五 要求ノ要領
- 六 理由

異議申立ノ理由及關係書類ハ異議申立書提出ノ後ニ於テ之ヲ追加スルコトヲ得

第四條 異議申立書ガ必要ナル方式ヲ具備セザルトキハ稅關長ハ期限ヲ定メテ其ノ補正ヲ爲サシムルコトヲ得

第五條 稅關長異議ノ申立ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルトキハ之ヲ却下スベシ

- 一 事件ガ異議ノ申立ヲ許サレザルモノナルトキ
- 二 異議申立人ガ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得ザルモノナルトキ

三 法定ノ期間ヲ滿了シタルモノナルトキ
 四 法定ノ手續ニ違背スルモノナルトキ
 五 前條ノ規定ニ依ル補正ヲ命ジタル場合ニ於テ異議申立人税關長ノ定メタル期限迄ニ之ヲ爲サザルトキ

第六條 税關長異議ノ申立ヲ理由ナシト認ムルトキハ之ヲ棄却シ理由アリト認ムル決定ヲ爲シタルトキハ原處分ヲ取消シ又ハ原處分ヲ取消スト共ニ更ニ適當ナル處分ヲ爲スベシ

第七條 異議申立ノ審理ハ書面ニ依ル但シ税關長必要アリト認ムルトキハ異議申立人ヲシテ口頭ヲ以テ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第八條 異議ノ決定書ニハ主文及其ノ理由並ニ決定ノ年月日ヲ記載シ税關長之ニ記名捺印スベシ

第二章 物品

第一節 通則

第九條 關稅法第五十條ノ規定ニ依リ物品ノ減却ニ付承認ヲ受ケントスル者ハ

左ノ事項ヲ記載シタル申請書三通ヲ所轄税關長ニ提出スベシ

- 一 藏置場所
- 二 内外國物品ノ區別
- 三 記號及番號
- 四 包裝ノ種類及箇數
- 五 品名
- 六 數量
- 七 價格
- 八 減却ノ理由及方法
- 九 減却セントスル物品ガ税關界地又ハ特許保税區域藏置物品ノ場合ニ在リテハ搬入届書又ハ搬入許可書ノ番號、關稅法第五十條第三號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ其ノ旨、同條第四號ニ該當スル物品ノ場合ニ在リテハ認許書ノ番號及其ノ發給税關名、關稅法第五十九條第一項ニ依リ許可ヲ受ケ保税區域ニ非ザル場所ニ藏置セラレタル物品ノ場合ニ在リテハ許可書ノ